平成２２年９月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（９月８日）

○議事日程……

○本日の会議に付した事件……

○出席議員……

○欠席議員……

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……

○職務のため出席した者の職氏名……

○開会宣告……

○議事日程説明……

○開議宣告……

○会議録署名議員の指名……

○会期の決定……

○諸般の報告……

○町長行政報告……

○一般質問……

竹　河　十九巳　君……

横　嶋　隆　二　君……

長　田　美喜彦　君……

稲　葉　勝　男　君……

清　水　清　一　君……

○散会宣告……

○署名議員……

平成２２年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２２年９月８日（水）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君
６番	清　水　清　一　君	７番	梅　本　和　熙　君
８番	漆　田　　修　君	９番	齋　藤　　要　君
１０番	渡　邉　嘉　郎　君	１１番	横　嶋　隆　二　君

欠席議員（１名）

５番　保　坂　好　明　君

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	教　育　長	渡　邉　　浩　君
総　務　課　長	松　本　恒　明　君	企画調整課長	藤　原　富　雄　君
建　設　課　長	飯　泉　孝　雄　君	産業観光課長	山　田　昌　平　君
町　民　課　長	山　本　信　三　君	健康福祉課長	大　年　清　一　君

教委事務局長	大　野　　寛　君		上下水道課長	山　田　　稔　君	
会計管理者	奥　村　　豊　君		総務係長	大　野　孝　行　君	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗　田　忠　蔵		主　　幹	大　年　美　文	

開会　午前９時３０分

◎開会宣告

○議長（漆田　修君）　皆さん、おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名でございます。

会議の開会に先立ちまして、申し合わせどおり９月定例会期間中はクールビズとさせていただきますので、ご案内申し上げます。

これより平成22年９月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（漆田　修君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（漆田　修君）　これより本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田　修君）　日程第１、会議録署名議員の指名をします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

６番議員　　清　水　清　一　君

７番議員　　梅　本　和　熙　君

◎会期の決定

○議長（漆田　修君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から９月30日までの23日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から９月30日までの23日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（漆田　修君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

平成22年６月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので、ご報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（漆田　修君）　町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　おはようございます。

本日より９月定例会、よろしくお願いをいたします。

平成22年南伊豆町議会９月定例会の開会に当たり、次の６項目について行政報告を申し上げます。

１、南伊豆町過疎地域自立促進計画について。

本過疎計画は、平成22年４月１日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、平成22年度から27年度までの６年間の市町村における計画を策定するものであります。

本過疎計画につきましては、昨年度、本町が自立した町として歩んでいくために、今後10年間のまちづくりの方向性を定め、町の発展と町民福祉の一層の向上を図ることを目的として策定しました第５次南伊豆町総合計画の具体的な事業計画という認識から、総合計画との整合性を保ちつつ策定しました。

内容につきましては、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備及びその他地域の自立促進に関し必要な事項の９項目にわたる具体的な事業を計上するため、役場各課の財政ヒアリングを２回実施並びに町議会全員協議会による議員の皆様のご意見を参考に、静岡県との協議を経ての計画となっております。

今後、本過疎計画に盛り込まれた事業の実現に向け努力する所存でありますので、本町議会と町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

２、役場新庁舎建設について。

新庁舎建設に当たりましては、庁舎建設検討委員会及び職員アンケート等の協議・検討を終了し、実施設計が最終段階になりました。また、新庁舎の境界立ち会いも終わり、開発行為予備審査書類を提出し、９月補正予算に委託料と工事費を計上させていただき、10月から建設工事着手の運びとなります。

今後、開発行為に伴う防災工事を初めとし、基礎くい工事、本体工事、現庁舎解体工事まで約16カ月の建設工事になる予定です。つきましては、長期にわたり下賀茂地区近隣の住民の皆様及び役場を利用される皆様方には多大なご迷惑をおかけすることになりますが、十分に配慮し建設に当たってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

３、南伊豆認定こども園について。

平成に入りましたころから幼稚園、保育所を統合した施設運営として幼保一元化が話題に上がってまいりました。教育委員会では、一元化に向けて視察研修等を行いつつ議論を重ね、今後の幼稚園、保育所のあり方及び子育て支援について総合的な再構築が必要と考え、南伊豆町幼保一元化基本構想を策定しました。具体的には、南伊豆幼稚園、差田保育所及び南上保育所を統合するとともに、平成24年４月開園を目標に南伊豆認定こども園として整備する方向であります。

ここに至るまでの経緯及び今後の予定についてでありますが、去る４月30日に南伊豆町幼保一元化施設整備推進委員会（委員12名）が立ち上げられ、施設建設に向けた基本方針等について各委員が協議、検討を重ね、建設基本計画が策定されました。生活の場としての施設

づくり、安全に配慮された施設づくり、自然と共生できる施設づくりの３点を施設整備の基本方針といたしました。したがって、建物構造につきましては、木造平屋建てとし、木材をふんだんに使用したぬくもりのある園舎とすることを念頭に置いた計画とさせていただいております。基本計画の詳細につきましては、広報「みなみいず」、町ホームページ等に掲載し、先月、町民の皆様、保護者の皆様にご報告をさせていただいたところであります。

なお、８月10日に行われた臨時議会におきまして南伊豆認定こども園実施設計委託料を承認、可決していただきましたことにより、現在、建設基本計画に定められたプロポーザル方式による設計業者選定を進めているところであり、９月24日にはプレゼンテーションを開催し、設計業者が正式に決定される運びとなっております。また、今回の認定こども園建設に当たりましては、建設用地として県有地である農林技術研究所南伊豆農業研究センター南伊豆圃場跡地を払い下げていただくこととし、その取得費として今回の９月定例会に補正予算として計上させていただいたところであります。

今後は抜本的な施設の安全対策を図り、子供が安全で安心して過ごせる環境整備に努めてまいります。

４、夏の観光客入り込み状況について。

本年の７月から８月における観光客、海水浴客等の入り込み状況及び対前年比について次のような結果がまとまりましたので、報告させていただきます。

夏の観光客入り込み状況及びイベント参加者対前年比であります。

表は、一番上の弓ヶ浜海水浴場が対前年比で113％となっております。以下、記載のとおりであります。後ほどごらんをいただきたいと思います。

ことしの観光客の入り込み状況を具体的に見ますと、天候に恵まれたことにより対前年比102.39％、6,426人の増となりました。分野別に見ますと、弓ヶ浜海水場の海水浴客は対前年比113％、9,624人の増となり、子浦海水浴場の海水浴客は対前年比58.59％、2,617人の減となりました。中木海岸は134.05％、6,792人の増でありました。民宿、旅館等の宿泊客数は、民宿が対前年比100.43％、136人の増、旅館等が対前年比105.43％、2,019人の増で、全体では昨年と比べ103.1％の増となりました。また、観光施設につきましては対前年比98.49％、426人の減となっております。

各地域で実施した花火大会を初めとする各種イベントや祭りなどは対前年比72.79％で、9,408人の減となりました。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）の４月から８月までの利用状況については、次のとおりで

あります。町営温泉利用状況表が銀の湯、みなと湯についてそれぞれ比較増減ということで前年比99.5％、100.4％となっております。

また、各記念日の利用状況、銀の湯会館、それからみなと湯についても、子供の日、母の日、父の日、それぞれ記載のとおりであります。ごらんいただきたいと思います。

ことしの夏季町営温泉の利用状況は対前年比99.8％、75人の減となりました。銀の湯会館では99.5％、151人の減、みなと湯では100.4％、76人の増となっております。

５、新たな農林水産業振興について。

南伊豆町では、農作物に被害を及ぼし年々増加しているイノシシ対策として、昨年度におきましては、箱わなの増設や電気さく設置に対する助成事業などを実施してまいりました。

本年度につきましても事業を継続実施するとともに、被害の軽減と捕獲したイノシシの肉を地域資源として活用するため、町及びＮＰＯ湯けむりの会合同で７月12、13日に、獣肉加工施設先進地である栃木県那珂川町及び群馬県中之条町を視察し、９月６日には山梨県河口湖町を視察してまいりました。先進各町の施設整備の状況、運営体制、捕獲体制、加工処理におけるガイドラインの厳格化、販路など、当町における懸案に対し非常に参考となりました。今後の有害獣対策と加工品による南伊豆ブランドづくりの一端を担う獣肉加工施設設置に向けさらなる検討、精査をしてまいりたいと存じます。

また、農業振興会におきましては、会員有志による東京都杉並区商店会連合会との交流が深まり、杉並区内にアンテナショップを設置する取り組みが始まりました。杉並区でも都市と農村の共生をテーマとした民間レベルの交流事業を支援しております。当町といたしましても、農業振興会員が中心の農林水産物直売所湯の花を拠点とした地場産品の新たな販路開拓、安心・安全な農林水産物の生産による地産地消及び食育など南伊豆町のイメージアップが図られることにより、農業振興及び交流居住による定住促進のさらなる発展を期待するものであります。

６、主要建設事業等の発注状況について。

平成22年度第２四半期、７月から９月における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。平成22年度町道毛倉野一条線道路舗装工事、243万6,000円、丸三工業株式会社。平成21年度全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）改修工事、682万5,000円、静岡日電ビジネス株式会社。平成22年度南伊豆町環境対応庁用車購入事業、267万7,500円、有限会社山田サービス。平成22年度焼却施設定期補修工事、4,053万円、株式会社タクマ。平成22年度漁港台帳修正及び電子化業務委託、294万円、株式会社ウエマツコンサルティング。平成22

年度生活管理指導員派遣事業委託、394万9,321円、社会福祉法人梓友会。平成22年度湊地区量水器一斉交換工事（その１）、215万2,500円、株式会社塩崎工業。平成22年度湊地区量水器一斉交換工事（その２）、257万2,500円、株式会社塩崎工業。平成22年度簡易水道等施設整備事業下小野地区配水管布設替工事、378万円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。平成22年度公共下水道に伴う下賀茂地区配水管布設替工事（第１工区）、588万円、株式会社イナセツ南伊豆支店。平成22年度公共下水道に伴う下賀茂地区配水管布設替工事（第２工区）、1,029万円、有限会社菊池設備工業。平成22年度公共下水道に伴う下賀茂地区配水管布設替工事（第３工区）、535万5,000円、株式会社イナセツ南伊豆支店。平成22年度簡易水道等施設整備事業青野地区配水管布設替工事（第１工区）、2,551万5,000円、飯泉設備工業。平成22年度簡易水道等施設整備事業青野地区配水管布設替工事（第２工区）、1,724万1,000円、株式会社塩崎工業。平成22年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第２工区）、4,011万円、株式会社保坂建設。平成22年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第３工区）、1,888万9,500円、池野ブルドーザー株式会社。南伊豆町立小学校教育用パソコン保守業務委託、260万1,996円、有限会社村上書店。南伊豆町立南伊豆中学校教育用情報機器保守点検業務委託、201万6,000円、株式会社下田ＯＡシステム。南伊豆町立南伊豆東中学校教育用情報機器保守点検業務委託、201万6,000円、株式会社下田ＯＡシステム。

以上で、平成22年９月定例会の行政報告を終わります。

○議長（漆田　修君）　これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（漆田　修君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　竹　河　十九巳　君

○議長（漆田　修君）　１番議員、竹河十九巳君の質問を許可します。

竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　通告書に従って一般質問をさせていただきます。

最初に、共立病院問題について伺います。

共立病院組合では７月１日に共立湊病院組合議会臨時会を開催し、下田市へ移転新築する新病院の指定管理者に神奈川県海老名市に本部を置く社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスにすることを議決しました。７月14日付の伊豆新聞によると、７月12日川勝平太静岡県知事に鳥澤富雄県議会議員の案内で共立病院組合管理者である南伊豆町長と賀茂地区３首長が共立病院組合の新指定管理者を決定したことを報告したと報道されております。

そこで町長に伺います。新指定管理者決定後の新病院建設に関する進捗状況はどうなっているかを伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

組合の議会臨時会での新病院指定管理者指定議決を受けまして、病院の運営管理契約に当たる新病院の管理に関する基本協定書を締結をいたしました。そして、現在は各医療部門スタッフで構成をします開院準備室によって院内の配置計画などの意見集約がなされ、最新の医療看護環境を提供するための基本設計が最終段階に来ていると報告を受けております。

今後の予定でありますが、この詳細設計を経て、確認申請等許認可の完了をします来年の２月ごろが起工となる予定であります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、共立病院の現指定管理者の指定期間終了の平成23年４月から平成24年５月新病院開院までの救急患者に対する対応と入院患者に対する対応について質問する予定でありましたが、８月17日通告書提出後、共立病院問題について９月定例会までの３週間に新たな動きがありましたので、質問の視点を若干変更させてもらって質問させていただきます。

新病院の指定管理者の指定期間は平成24年５月の開院予定月から15カ年となっている。賀茂医療圏における唯一の公的医療機関として、急性期医療の提供はもとより高度医療を担う基幹病院としての早期開院に多くの期待が寄せられているところであります。平成23年４月

から平成24年５月までの賀茂医療圏の医療が現在心配されているところであります。

そこで８月26日付の伊豆新聞によれば、25日の運営会議で新病院指定管理者である社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスに来年４月から２次救急を主体とした指定管理を要請することで一致した。共立病院の現指定管理者である地域医療振興協会に継続を要望してきたが、２回開会した理事会で、継続の回答はするものの誠意ある対応が見られなかったため、方針を大きく転換したと報道されております。また、９月３日には、町長はジャパンメディカルアライアンスの本部を訪問したとも報道されております。

そこで町長に伺います。平成23年４月から平成24年５月までの指定管理者をジャパンメディカルアライアンスに２次救急を主体に要請した理由とその進捗状況を伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この共立湊病院の運営につきましては、公的な医療機関としての使命に基づいて安定的な医療の提供と継続ということが、これは必要不可欠であると、まず認識をしておるところであります。特に、直接命にかかわると言われる救急医療、これにつきましては、賀茂医療圏で不足している２次救急患者の受け入れ体制の確保と継続ということは、これは地域住民の必要な、もちろん医療の最重要な課題でありますし、それと受け入れ体制の確保と継続については、我々組合の、これは総意でもあります。

そこで同期間の指定管理に係るＪＭＡとの交渉につきましては、今後も鋭意取り組みながら地域住民の皆様に安心していただける病院運営が行われるように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　民法の基本原則に信義誠実の原則というのがあります。信義誠実の原則とは、権利の行使及び義務の履行は信義に従い誠実に行わなければならないということであります。また、昭和32年７月５日の最高裁判例では、信義誠実の原則は権利の行使または義務の履行だけでなく契約の趣旨を解釈する基準にもなるとしております。

指定管理者制度のもとで、同一市内で病院を経営していた法人が同一市内の新たに公立病院の指定管理者になった例はありますが、地域医療振興協会が１市５町で構成する共立湊病院の指定管理者でありながら、１市５町の区域内にある伊豆下田病院の経営委譲を受け指定

期間中に診察を開始すること、また入院患者を伊豆下田病院へ紹介する行為は、民法の信義誠実の原則に反するのではないかと思われる点があります。

そこで町長に伺います。地域医療振興協会は、共立湊病院の指定管理期間は共立湊病院で医療に専念すべきではないかと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　まず、現在の指定管理者である地域医療振興協会とは、病院の運営に関する協定書を締結して、そして責任ある医療の提供が約束をされております。これに反するような事態は、これは考えられませんけれども、もし事実関係を詳しく調査した上でそういうことであれば、我々はやはり勧告等についても、あるいはまた場合によっては法的な手段ということも、これは検討せざるを得ないというふうに考えております。

いずれにしましても、同協会による伊豆下田病院の経営は既成の事実でありますので、同公益法人設立の趣旨に従って過疎地域における医療貢献を期待をしておるところであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　人間の体には体内時計というものがあります。体内リズムを刻んでいるのは体内時計と言われますが、生体のリズムは病気の発症や症状の重さにかかわっているとも言われております。発症、重症化しやすい時間帯は、自治医科大学のホームページによると、心筋梗塞は早朝から昼、脳出血は夕方、脳梗塞は夜間から早朝となっております。町長は、ドクターヘリの夜間運行についての私の質問に対して、現在国と協議を進めており、またヘリポートの確保、整備及び夜間騒音等に係る地元の調整等もあり、現実に向けて努力していきたいと６月議会で述べております。

川勝平太静岡県知事はドクターヘリの夜間運行を推進しております。ドクターヘリの夜間運行は地元の体制も整わないとできません。また、地元の体制が整っていないからドクターヘリの夜間運行ができないのではないかという考えもできます。

そこで町長に伺います。ドクターヘリの夜間運行に対応するヘリポートの予定地が挙がっていましたら、そこを伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　このドクターヘリの夜間運行実施ということでありますが、これにつきましては、今、議員が言われるように、６月定例会にて報告をさせていただきました。そこで本件の関係機関及び有識者で組織をしますドクターヘリ夜間運行推進検討会で西部、伊豆南部地域での夜間運行早期実現に向けて協議、検討をしておるところであります。そして、このヘリポートにつきましては、現在県で候補地を調査中であるというふうに聞いておりますので、この内容をよく我々も把握しながら今後検討とともにこの候補地については選定に向けて進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、新庁舎・認定こども園建設について伺います。

７月のある日のＮＨＫのテレビニュースで、東京町田市にある和光大学と電力会社が協力して、ある一定の消費電力になったときに学生の携帯メールへ節電を呼びかける実証実験を開始したとニュースが流れておりました。この大学は2009年５月１日現在、学生数3,450人余りの小さな大学であります。昭和40年代は住宅が余りなく、緑に囲まれていましたが、昭和50年代から新興住宅地になり、緑がなくなっております。自然の風の流れが変わるとともに、周辺が新興住宅になったため窓は開放できなくなり、自然と消費電力が上がる結果となっております。また、構内には樹木を植えるなど緑化にも努め、まさにグリーンカーテンをつくり省エネ対策をしているところでもあります。

ピーク時の電力消費量を抑えるためにも省エネ対策が必要と思われますが、そこで町長に伺います。新庁舎・認定こども園建設に際し省エネ対策をどのように考えているかを伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この件につきましては担当課長から説明させます。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、新庁舎に係る省エネ対策について答弁させていただきます。

まず、新庁舎の省エネ対策の設備でございます。まず、太陽光発電を一部用意いたします。それから、２点目として夜間の自然換気の採用、階段の吹き抜け等を利用いたします。それ

から、合わせガラス、ペアガラス、そういったものを採用いたします。それから、省エネ設備機器の導入、例えば一部ＬＥＤ照明、エアコンのエコキュートとかそういった、具体的な商品名で申しわけありませんが、そういった最新の省エネ機器を使います。それから、雨水の再利用でございます。雨水貯水槽を設置して雑排水等に利用できるかと思っております。

一部、議員ご指摘のように植栽でございますが、基本概念、基本コンセプトの中にもありましたけれども、駐車場を共同スペースとしても使いたいということであります。桜まつり等のイベント的な広場としても使いたい、なおかつ駐車スペースをより広くとりたいということで、植栽につきましては、必要最低限のものになると思いますが、そういったもので対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　教育委員会事務局長。

○教委事務局長（大野　寛君）　認定こども園の省エネ対策につきましてですけれども、まだ実施設計に入っておりませんので、これといった省エネ対策をまだ考えておりませんけれども、今後認定こども園の実施設計書を策定する中で、実施設計委託業者と協議しながら認定こども園に合った省エネ対策を詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　８月５日付産経新聞によれば、新築された衆参両院の議員会館で複数の議員や秘書が目まいや頭痛などシックハウス症候群の被害を訴えているとわかってきました。民主党の櫻井充参議院政策審議会長が４日、産経新聞に、建物に入った瞬間ぐあいが悪くなり目まいがした。何人かの議員は目がちかちかすると言っていると語っております。櫻井氏は同日の参院予算委員会でこの問題を取り上げております。

シックハウス症候群とは、建物内の内装などから放散するごく微量の化学物質を吸い込むと頭痛、目まい、胸の痛み、呼吸困難等の実にいろいろな症状を示します。建物を新築するとシックハウス症候群のリスクもあるということです。参院予算委員会で衆参両議員の議員会館のシックハウス症候群の問題を取り上げた櫻井充氏は議員であり医者でもあります。

そこで町長に伺います。新庁舎・認定こども園建設に対するシックハウス症候群の対策を考えていたらお聞かせください。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、お答えいたします。

新庁舎につきましては、建築基準法にて使用制限のかからない４スター材、ホルムアルデヒド国産等級の最上位規格を原則として使用します。２点目としましてホルムアルデヒド分解低減仕上げ材を採用いたします。先ほど申し上げましたように、換気等には十分配慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　教育委員会事務局長。

○教委事務局長（大野　寛君）　認定こども園のシックハウス症候群の対応策でございますけれども、今、議員が申されましたとおり、揮発性の化学物質によって起こる病気がシックハウス症候群というふうに私どもも認識はしております。その室内に残っているホルムアルデヒドやトルエンといったような揮発性の化学物質を除去することが一番の対応策であるというふうに思っております。そういったことから、できれば今後建設する認定こども園につきましては、化学物質を含まない材料の使用や、また完成から開園まで期間があると思いますので、その期間を利用して換気に十分注意していきたいと、また十分に換気をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　ことしの夏は真夏日、猛暑日が多く、暑いですねというあいさつをする日が多くありました。子供たちの夏休みも、私たちとは違い、夏休みに入るのが小学生から大学生まで遅くなっております。ある小学生が、教室は暑くてたまらない、教員室はクーラーがあって気持ちがいいと言っていたのを思い出します。

８月４日付の毎日新聞に、あせもに関する記事が載っておりました。大人と子供では汗を出す汗腺の数は同じで、子供は大人に比べて体が小さいため汗腺密度が高い。さらに、子供は新陳代謝が活発なため、汗を大量にかきやすく、あせもになりやすいと記事がありました。気候が亜熱帯化する中で、日本には余り見られない深在性あせもの発生も心配されるところであります。深在性あせもとは、体の広い範囲に及ぶと体外に熱を逃すことができなくなり、熱中症になりやすいと言われております。

そこで町長に伺います。認定こども園建設に当たり熱中症対策はどのような配慮をするのかをお聞かせください。

○議長（漆田　修君）　教育委員会事務局長。

○教委事務局長（大野　寛君）　建設に当たりましては、熱中症等に対応できるよう部屋の換気、風通しなどに十分配慮した施設にしたいと考えております。また、熱中症につきましては、こうした施設の改善だけではなく、朝起きたときの子供の健康状態のチェックであるとか、各自家から水筒を持参して、いつでも水の補給ができるようなことにしておくということが一番大事かと思っております。そういうことを今現在も保護者と連携をとりながら実施しております。今後も保護者と連携をとりながら子供の健康管理に十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　認定こども園において、通園については子供の親が送り迎えをすることとなります。認定こども園が建設を予定されている石井地内は、道路が狭いという問題があります。地元住民の通勤等にも支障が出かねません。また交通事故の心配もあります。南伊豆町立幼保一元化施設整備推進委員会の席上において当局側から、石井地内の待避所を設置する道路改良、一方通行等による交通規制の考え方が示されております。道路改良工事は地権者の調整等、交通規制も関係部署との調整が必要になります。旧下田北高、現下田高校の通学路に関する問題が下田市立野蓮台寺地区で起こりましたが、同様のことが起こらないとも限りません。同様のことが起こらないことを願っておるところであります。

そこで町長に伺います。認定こども園が建設を予定している石井地内の道路の整備及び交通規制についての進捗状況を伺います。

○議長（漆田　修君）　建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君）　道路整備についてお答えいたします。

認定こども園の建設予定地周辺で通園に利用されると思われる町道は、１級町道の石井加納線のほか４路線あります。分校前の石井区内14号線と石井橋から上下水道課入り口までの田んぼの中を通る道路につきましては、幅員3.5メートル程度で、普通乗用車でのすれ違いが困難となっております。そのほかの路線につきましては十八通り橋を除き幅員大体５メートル程度ということで、狭いながらも普通乗用車同士のすれ違いは可能となっております。

このような現状ですので、本年度策定の過疎計画に臨港前の道路の石井地内14号線の改良工事の計画を載せました。しかし、現時点では道路改良工事の具体的な検討や町道の交通規制についても検討しておりません。これから平成24年４月の認定こども園開園に向け関係機

関や関係者等から意見を聞き、調整し、効率的で安全な通園や地区住民等にも配慮した町道の整備や交通規制を検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、高齢化社会に対する対策を伺います。

全国で100歳以上の高齢者の所在不明の問題が連日報道されております。所在が確認できない住民については、住民基本台帳法に基づいて調査が行われますが、家族などに質問して所在を確認することができることになっております。また、家族の同意がなければ強制的に屋内に立ち入ることはできません。８月５日付の読売新聞によると、警視庁立川署に建造物侵入容疑で現行犯逮捕された63歳の犯人が、家族の申し立てで鹿児島地裁が昨年１月、失踪宣言をし、95年に死亡していたとみなしているとの報道もあります。こんなこともあります。

そこで町長に伺います。８月３日付で静岡県長寿政策課が市町村に対して通知を出しております。２年以上所在が確認できない人は訪問などで確認するよう指示をしたところであるが、その対象者ですけれども、この町にはいたのか。また、100歳以上の人は南伊豆町には何人いるかを伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この高齢化社会に対する対策ということでありますが、これは健康福祉課長から答弁させます。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　100歳以上の長寿者の所在調査の件でございますけれども、長寿者のお方については２年以上所在確認ができないという方に対する訪問確認調査対象者は、本町においては該当者はありませんでした。また、100歳以上の高齢者は現在６名でありまして、本年度中に到達する方が３名となっております。

なお、戸籍は存在しますけれども、100歳以上で所在不明な方は145歳を最高齢に75人おりました。今後は町民課において法務局の指示助言を仰ぎながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　ことしは民生委員の改選の年に当たっております。民生委員は厚生労働大臣の委託による、あらかじめ定められた担当区域を無給で福祉活動を行う委託ボランティアであります。民生委員によって複数の行政区を担当している人もおります。複数区を担当する場合は、自分が住む区に比べて他の区の情報は不足するところでもあります。行政区には行政協力員であり自主防災会長である区長がおり、情報不足を補うために民生委員は区長から情報を収集する場合もあると聞いております。区長は災害発生時には区民の安否確認をする必要もあります。しかし、区長といえども人の家の敷居をまたぐことは大変難しいことであります。私が青野区の区長をしていたときは、敬老会の招待状を一軒一軒訪ね、招待状を本人に渡すことに努めました。災害発生時の区民の安否確認に役立つと考えたところであります。

そこで町長に伺います。南伊豆町における本年の敬老会の実施状況と敬老会招待状の送付の仕方、実態を掌握しているかを伺います。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

敬老の日、老人週間、これは９月15日から21日までですけれども、この週間を中心に例年どおり各区単位で敬老会を実施していただけるよう８月24日の区長会でお願いし、34地区で実施されます。開催方法につきましては各区にお任せしておりますので、ご質問の敬老会への招待状の件につきましては、配付方法等はこちらで掌握しておりません。また、区民の安否確認等については、災害時要援護者台帳を自主防災会長と共有しておりますので、今後登録者の充実等を一層図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　８月７日付の朝日新聞に、介護保険サービスを将来的に使う可能性が高いと見られる人を指す特定高齢者という名称について、厚生労働省はこの呼び方を改める局長通知を出したと伝えられます。今後は市区町村が親しみやすい通称を独自に設けることを推奨し、長妻厚生労働大臣は記者会見で、特定というのが非常に違和感があると指摘し、後期高齢者とともに役所用語として名称を見直す考えを示したとされております。通知では特定の呼び方を定めず、市区町村が地域の実情に合った呼び方を設定するのが望ましいと報

道されています。新しい名称は高齢化社会に対するその市区町村の姿勢、感性が問われるものとなります。

そこで町長に伺います。特定高齢者の名称を廃止して新しい呼び方にする通知に対する対応をどのように考えているのかを伺います。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

議員ご指摘のとおり、地域支援事業実施要綱の一部改正がなされ、介護予防事業の課題解消のため、事業対象者の把握方法の簡素化や、従来要介護状態などになるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の方で特定高齢者として位置づけられていたものを、２次予防事業の対象者と改めた上で、事業実施に当たっては親しみやすい通称を使用することを勧奨する旨の改正も含まれております。

本町におきましても、なるべく高齢者が介護予防事業に参加しやすい通称の設定を本年度中に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　新庁舎建設は、建築基準法や高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律など関係法令に基づいて建設され、物的にはバリアフリーとなります。行政は本人の届け出を待たずに処理を行う職権主義、本人の届け出によって処理を進める申請主義があり、福祉サービスを例にとると、申請主義では基本的には申請がなされなければサービスは開始されない。サービスが必要でないではなく、サービスを必要としていないとみなされ、申請しなかったのは自己責任であり、行政の関知するところではないということになりかねません。特に福祉サービスを申請するとき、相談するときは、プライバシーに関することが多く、他人に知られたくないことが多いものであります。窓口で他の町民の方がおられる中で相談するということは勇気の要ることであります。そうなると、心のバリアフリーになっていないということになります。ここだけの話という時間と空間が必要となってきます。

そこで町長に伺います。新庁舎には１階フロア診察室の隣に相談室がありますが、各フロアに相談室が必要と考えますが、つくらなかった理由をお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

町民課や健康福祉課などにおける相談業務の中には、当然プライバシー保護の観点から個室での相談が必要なケースが多く、相談室は必要不可欠なものと考えておりますので、設置いたします。

それから、また、新庁舎のみだけではなく郷土館の町単独事業部分、現在、産業観光課が使用しておる部分でありますけれども、そこの利活用も視野に入れまして関係各局で検討してまいりたいということであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、教育問題について伺います。

７月18日、時事通信によると文部科学省は、都道府県教育委員会に対して学校給食の未納状況に関する調査依頼通知を出した。文部科学省が給食費の未納状況を調べるのは、総額22億円余りの未納が発覚した2006年度調査、データは2005年度になりますけれども、それ以来２度目、前回は給食を実施している小中学校約３万2,000校すべてについて回答を求めたが、今回は現場の事務負担を考慮して50校に１校の割合で調べる抽出方式を採用し、その結果から全体状況を推計すると報道されております。

学校給食については、学校給食法の規定により食材費は保護者が負担すると定められております。生活困窮で未納であるならばまだ許されますが、規範意識の欠如での未納であってはなりません。未納者には強制執行、給与差し押さえ手続をとる自治体も出てきております。

そこで教育長に伺います。南伊豆町内に学校給食の未納状況に関する調査対象になった学校はあるのかどうかを伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　当町におきましても抽出による対象校がございました。今回は南中小学校が対象でありました。ちなみに、未納については全くございません。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　学力については、少なくとも教育のスタート地点では平等で、それから後、人間の努力で格差が出るのはやむを得ないとしても、親の教育レベル、収入レベル

が明確に子供たちの成績に格差を生んでいることが現在の問題であります。

ところで、全国学力テストが４月に実施され、７月30日にその結果が発表されております。今回初めて抽出方式で行われております。小中学校両方で全国学力テストを経験する初めての世代である中学３年生の結果が注目をされております。小学校６年当時指摘された問題が改善されていないとの報道も多いようであります。静岡県では特別支援学校を含む公立小学校87校、中学校90校の全体22％で実施したとされております。県教委では分析結果を県内の全小中学校へ配付することにしております。

そこで教育長に伺います。南伊豆町内で全国学力テストを実施した学校はあるのかどうかを伺います。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　本町におきましても抽出が１校ございました。そして、ほかの５校ですけれども、これも希望により実施しております。全校かすべてやったということなんですけれども、そういう状況でございます。

なお、結果については、静岡県の県教育長から話が出ましたけれども、小学生の国語については同じようなものです。算数、ちょっとこれは全国平均に比べて余りよろしくなかった。中学校はよかったと、こういうふうな結果が出ました。やはりこれに対する対策をこれから進めるのではないかと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　昨年、教員免許の更新制度が導入されております。教員免許更新制度の導入により教員志望者が減ったとも言われております。教員免許の有効期限を10年に設定して、35歳、45歳、55歳を区切りとして、それまでの２年間に大学などで30時間、必修12時間、選択18時間を受講することが義務づけされております。昨年度は申し込みが少なく開催中止が相次いだが、８月に６講習、定員200人を開いた東京町田市にある玉川大学の場合、５月上旬の申し込み開始後すぐに定員に達したと、８月14日付の朝日新聞は報道しております。

既に、法定研修として1989年から新任研修、また2003年度から延べ20日間にわたる現職研修、10年研修があり、現場を預かりながら法定研修、教員免許更新制度の講習を受けることは大変だろうと思われます。

そこで教育長に伺います。南伊豆町内の小中学校に勤務する教員の教員免許更新制度における講習の受講状況はどうなっているかを伺います。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　御存じのように教員の免許更新、これは自己申告制によって行うと、こういうことになっております。したがって、受ける年を忘れると失効しますので、現職を続けていられなくなるということで、学校の管理職には、必ずその年度の受験者をチェックしなさいと、こういうことで言ってあります。

本町では昨年度、これは初年度になりますが、準備期間が終えての初年度ということですが２名、本年度はございません。ということでございます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　これから伺うことは教育長の私見で結構ですけれども、ちょっと夏休みに私気にかかったことが一つありますので、ちょっとお伺いします。

ビキニ環礁がユネスコの世界遺産に登録をされております。自然遺産と思っていたら文化遺産ということだそうです。ビキニ環礁では56年前、焼津の漁船第五福竜丸がアメリカの水爆実験に遭遇して、乗組員の久保山愛吉さんが犠牲になっております。あるテレビ番組で第二次世界大戦、太平洋戦争はどことどこが戦ったのかという質問に、若い女優が枢軸国と連合国に分けなさいという質問に答えられなかったりすることがあります。また、アメリカの大使を初めとする外国の大使が広島と長崎の原爆慰霊祭に出席したことのこの意味を問うてもわかりませんでした。

一つ、原爆慰霊祭に出席した方へのインタビューで気になることがありました。それは広島、長崎への修学旅行が減っているということであります。広島、長崎から65年であります。修学旅行とは観光旅行ではありません。修学旅行でしか行けない場所を選ばれていただろうと思っております。

そこで教育長に伺います。この修学旅行のあり方について教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　修学旅行というのは非常に古くから、明治時代からの伊勢参りから始めることです。修学旅行に組み入れるとすれば、すごく長い時代行われてきているわけで

すけれども、実際に学校で習ったこと、学習内容を現地で見学して学ぶと、そこに修学旅行の一番大きい意味があると思います。もちろん仲間内の集団行動を学ぶとかそういうものもあるでしょうけれども、主たる目的はそういうことであります。

これは、御存じのように、もう長年定着しておりますが、議員ご指摘の広島への旅、これも実は新幹線が開通してから何度かやったことがあるんですよ。今でも東京の学校もやっているはずです。ところが二、三年でやめになりました。理由は遠方過ぎて時間がかかるということ、それから費用がかさむということ、そういうようなことから現在は昔どおりの奈良、京都で落ち着いていると、こういうことであります。また、小学校は東京、鎌倉、つまり昔の古都、現在の都、これを見ると、こういう格好でやっております。

最近、都会地の子供さんで農漁村体験というようなことで、南伊豆町のほうに訪れる学校がよくあります。これは恐らく自然現象、自然が乏しくなってしまって、そちらの体験のほうに意味がむしろあるのではないかというふうに考えている都会地の学校だというふうに想像しております。

私は日本人として、歴史上の都を小中学校で学んでおくということの意義は大変大きいので、今後もしばらくはやはり、当面は南伊豆中学では今のような形で実施されていていいのではないかと、こんなふうに私は考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（漆田　修君）　竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時３５分

再開　午前１０時４５分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 横　嶋　隆　二　君

○議長（漆田　修君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、私は通告に従って、南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、６月議会から今日までの日本の情勢の変化ですけれども、現状ですけれども、７月11日投票の参議院選挙の結果、政権党の民主党党首の菅首相が提案した消費税の値上げ、これについて国民の反発があり、民主党が大きく議席を減らしました。現状は今日、円高が15年来の規模で進み国民生活が非常に、中小企業の状態も悪化している。そういう中で今、政権党である民主党の代表選挙が行われている。

一方では参議院選挙で批判を受けた菅首相、もう一方ではかつて党首も務めた小沢一郎氏ですが、この方はかつて1989年の第一次海部内閣の当時自民党の幹事長でありました。このときに日米構造改革協議が結ばれて、アメリカの経済要求を、いわゆる構造的にのむことになったその出発点のときの自民党の幹事長であった小沢一郎氏、この菅氏と小沢一郎氏の代表選挙が行われている。今、円高で国民が苦しんでいるときに、まさに内需を喚起をして国民生活を守る政治を太く貫いていくそういう課題が迫っているべきであります。

残念ながら、日米構造協議という今日、日本国民が一番苦しむべき元凶をつくって張本人と、消費税増税を掲げて参議院選挙に臨んだその首相との代表選挙の先に展望が見えるよしもないということを思い、憂うものでありますけれども、この地方自治の現場でそういった国民、住民の生活を守るべき最大限の努力をしていくことが町と議会議員に求められるというふうに思います。そうした立場で一般質問を行うものであります。

まず、最初の高齢者福祉と介護サービスの課題についてでありますが、この間、「介護あって福祉なし」と言われて介護認定の審査基準が厳しくなって、介護保険を払っていても今までどおりの介護の水準が受けられないと、そういう声もたくさんこの間も聞いてきました。そうした中で、いわゆる特別養護老人ホームの待機者の現状、推移がどのようになっているのか。介護はあっても入所の必要の高い方、この町の状況はどういうふうになっているのか、その点をまず答えていただきたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この特別養護老人ホームでありますが、現在町内に１施設、定員50名であります。そして賀茂圏域では８施設、定員が465名ということで、このどの施設も満床ということであります。待機者が依然多いということで、待機者の解消ということが今課題になっております。あと詳しいことは健康福祉課長から説明をいたさせます。

なお、以下２以降の質問につきましても健康福祉課長から答弁をさせます。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

県が毎年実施しております介護保険施設状況等調査によりますと、平成22年１月１日現在の待機者は55名、そのうち６カ月以内の入居を希望する方が34名、この中で介護度や介護者の状況から入所の必要性が高い方が13名となっております。

平成21年度の数値と比較しますとやや減少をしておりますけれども、依然待機者が多いという傾向に変わりはございません。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この待機者の中で在宅６カ月が34名、必要性が高いという方が13名ということですが、この待機の解消の見通し、これについてどのように見ているのかということ。もう一つは将来予測、いわゆる介護を受ける高齢者、今後団塊の世代が高齢化に向かって進展していく中で、その数がいわゆる年々ふえていくのではないかというふうに思いますが、その将来予測と対策について、現状の対策と将来の対策についてはどのように考えられているか、その点をお答えしていただきたい。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

昨年県内で10施設で、90床が造成されました。しかし、待機者数及び入所の必要性の高い方両方とも減少傾向には至っておらず、賀茂圏域においては下田市のみくらの里、2005年２月開設しています。それ以来新設、増床がなされておりませんが、やや待機者は減少傾向にあります。しかし、今後高齢化がさらに進み、家族形態、それからライフスタイルの変化などによりひとり暮らし高齢者世帯の増加が予想され、特別養護老人ホームへの入所ニーズは高くなっていくと考えております。

第４次介護保険事業計画、これは平成21年度から平成23年度でございますけれども、その計画では、施設整備計画はございません。しかし、平成23年度策定の第５次介護保険計画策定においては、待機者の状況やニーズ調査等を踏まえ、検討する必要が出てくると思います。

一方、高齢化の進展は要介護認定者の増加が見込まれ、新たに介護認定者にならないよう生活機能の低下を未然に防止する介護予防施策の充実等、より長く住みなれた地域で生活できるよう居宅介護サービス体制の整備が重要であると考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　施設を必ずしも全部つくればそれで済むということではなくて、今、課長も答えられたように予防介護、これを進めていくということ、居宅介護の充実ということでありますが、居宅介護を充実する上で、いわゆるヘルパーの数とか充足率、この点はどのような見通し、あるいは体制になっているのかということ。

また、その予防に関しては、これは医療のほうで肺炎球菌ワクチンの助成が８月から始まりましたが、この辺もひいては寝たきりをなくしていく、その一環として私も位置づけてはいますけれども、さらに今度24年に湊病院が下田に移転して、そこで開業する新病院を受託する医療機関のＪＭＡが地域の自治体とまちづくりに協力して取り組むと、まさに高齢者が多い地域でのまちづくりの取り組みというのは、この間も先進地である長野県の佐久総合病院の例を出しましたけれども、いわゆる医療にかかる前の予防医療を進めていく、訪問医療と訪問看護、そして今課題である訪問の介護、こうしたことを結びつけることによって生涯現役で動ける高齢者をたくさんつくっていく、そういうことが必要だと思います。

まず、その点、先ほどのいわゆる現在の介護、予防介護をする上でのヘルパー等の充足率はどうか、その見通しについてどう考えているのか、その点を答えてください。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

要介護、要支援認定者数については、平成21年度とほぼ横ばいという状態となっておりますけれども、昨年度の認定方法の改正の影響と思われますけれども、要支援認定者数の割合が高くなっております。また、居宅介護予防サービス給付費の件数、給付額とも伸びております。

法律で定められている居宅サービスの整備、訪問リハビリテーションのみ供給体制が未整

備です。サービス事業所の参入が課題となっておりますが、ほかのサービスについては、サービス事業、供給量ともほぼ充足できていると考えます。しかし、今後高齢者の増加、要介護認定者数の増加が見込まれる中、新規事業所の参入等によりサービスの安定供給ができる体制整備づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この点は町長に最後に質問しますけれども、現況で介護のサービスに関して一定の充足はしているということですが、今後の要介護者の増加に関して言えば、これも課題であると。また、訪問リハビリについては依然参入事業者の点で課題があるということであります。

この点は共立湊病院が移転した暁、この病院そのものの移転に関しては、いわゆる医師の供給の問題で駅に近い、鉄道に近いところの病院ということで医療の充実に関しては期待をするものですが、跡地の体制に関しては、今言ったような課題をなし遂げるそういう体制の構築について、総合計画の中でも述べておりますけれども、ぜひ重点的に計らって、医療福祉の充実も今の課題を充足できる展望を持って進めるべきだというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この特別養護老人ホームにつきましては、先ほどからお答えしておりますように、依然として待機者が多いということであります。これには我々もやはり予防の面でももちろん対応しなければならないということでありますが、そこで、今施設という問題になりますが、やはりこれはハード面ですけれども、かつては我が町が非常に早いほうでしたけれども、今それぞれの自治体で施設が設けられてきて、それでもなおかつ施設不足であるということですので、これはやはり将来のことを考えると、これらの整備をもちろん検討しなければなりません。

それともう一つはソフト面でやはりそういった有資格者といいますか、人的な面でも考えて配備できるような体制づくりも考えていかなければならないということでありますので、これはあらゆる面から検討を加えながら、議員が言われるような24年の５月に開院を予定し

ております賀茂圏域の下田で運営します病院の中でも、そういったことも検討しながら我々としては考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、次の項目です。市町村合併の教訓とまちづくりであります。

昨年の９月の定例会で合併協議会の解散を議決しました。今回の決算書の事業説明の中にもその法定協議会の解散の項目が載っています。まさに決算も含めて、この平成の大合併に関して清算、あるいは区切りをつけるというそういう時期であるためにもう一回質問を起こしたわけですが、この合併推進のときの推進の論拠、そして決算の値から、やはり我々は教訓をくんで、まちづくりに生かしていくべきだというふうに思います。

６年前のちょうど今日、財政見通しを出されて、６年前ですから平成16年、その先の２年をもう既に過ぎていますが、平成18年、19年に役場庁舎を建設したら財政が大赤字で破綻すると議会にも説明をされて、本当なのかということで議論をされたのが、本当にある意味では懐かしく思われます。ここにも資料がありますが、合併しないと交付税が減らされて、やっていけなくなると、これが市町村合併の推進構想で静岡県が作成した立派な冊子からも言われました。合併したら効率化が図られて町がよくなるんだと。ところが実際はどうであったのか。

これは私が財政分析をした数値で、21年の数値は入れておりませんが、南伊豆町の場合の平成20年の普通地方交付税の額は、20年度決算で18億6,600万円、21年度の今決算では普通交付税は19億7,700万円でありました。平成16年度から比べると約３億、南伊豆町は実質上はふえております。一方で、若干比較の対象である賀茂郡下の中で唯一合併した西伊豆町、平成20年度決算での普通地方交付税の額は18億であります。その前さかのぼること平成12年、南伊豆町でも普通地方交付税の額がピークで20億を上回ったときに、旧賀茂村と旧西伊豆町の普通地方交付税の総額は23億7,000万円でありました。

これは何を意味するのかというと、南伊豆町の場合、ピークのときほどではありませんが、ピークの前の年、1999年、平成11年度、あるいは1998年、平成10年度、当たり前の基準財政需要の中で出される地方交付税額は確保できていながらも、合併した市町村では、合併する前の自治体の合算額からはほど遠い状態になっていると。しかも10年先の合併算定替えで、

いわゆる人口がそのものの算定からいうと、これがもっと大きく減ってくるということであります。こういう数値が出ております。

私の質問は、合併推進時の推進論拠は、交付税が減って合併しないと大変だということを言われていましたけれども、今決算の値、そして町も2007年のときに独自のシミュレーションをつくりました。これですけれども、このときに、これは県の合併調査委員会とは別個に町の財政シミュレーションをつくって、ここではこれをやれるというそういう数値も出していただいたわけですけれども、現時点の推移を見て担当のほうで、町長はどのようにこれを、まず決算数値を見ておられるか、その点を答えていただけますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この合併推進時の財政シミュレーションということでありますが、これは質量ともに変わらない行政サービス、それを提供し続けることを前提として作成をされております。人口減少による地方税の収入の減少であるとか、あるいは少子高齢化による今後増加が見込まれる扶助費、それから老朽化が進む道路橋梁等を初めとする多くの公共施設の補修等に多くの経費が必要であるということを見込みながら、その結果生ずる財源不足を基金の取り崩しで埋めるというものでありました。つまり、合併により行政コスト等を抑制することで発生する余剰財源で、今後増大するであろう財政需要に伴う財源不足額を補い、合併後も変わらない行政サービスを提供するという考え方が合併推進論拠となっておりました。

ここで前回の合併協議における財政シミュレーションと実際の決算額を比較をしてみますと、平成20年度においては歳入歳出ともに約１％の誤差でありました。見込みが正確であったということが言えるかと思います。それから、平成21年度は地域活性化交付金あるいは定額給付金の影響によって歳入歳出ともに数億円の差が生じました。これは単純に合計額で比較することはできないと思います。

そこで歳入につきましては、自主財源のうち年度で変動する繰越金を除いた町税、使用料、手数料、分担金、負担金、これらで比較しますと0.2％の誤差でありました。また、依存財源の約６割を占めます地方交付税では12.1％の差が生じたところであります。これは基準財政収入額の額に起因するものでありまして、各種の譲与税、あるいは交付金等の収入の減と相殺され、収入総額に影響を及ぼすのではありません。

一方、歳出は、投資的経費を除く義務的経費とその他経費の合計で比較しますと、決算額

のほうが約５億1,500万円多くなっておりますが、そのうち臨時的経費である財政調整基金積立金４億円、定額給付金１億5,500万円の影響を除けば１％程度の誤差でありました。

このように地域活性化交付金等のシミュレーション作成当時に予測できなかったものを除けば、合併協議の際に作成された財政シミュレーションは、決算額と比較をしまして１％程度の誤差の範囲内におさまっておりますので、正確な集計であったということが言えるというふうに考えております。

一方で、平成21年度の投資的経費のみで比較をしますと、地域活性化交付金によって普通建設事業が増加したにもかかわらず決算額がシミュレーション額を１億3,800万円下回る結果となっております。これは合併協議における最終シミュレーションに計上された投資的経費に係る事業が実行されていないことをあらわしておるわけであります。これは、いわゆる身の丈に合ったまちづくりを、これを推進するために投資的経費を抑制した結果でありまして、単独のまちづくりが順調に進んでいる一方で、予算の抑制によって事業が先送りされたところの状況も見てとれるかというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今の答弁で、町がかつて出した見通しについてと現状を言ってもらいましたけれども、問題は、行政サイドから言えないと思いますけれども、国・県が強引に進めた合併をそのままやっていては、私が最初に示した数値のように、国・県が言っていたような状況と違う状況がその場に発生してきて、町民の負託あるいは町民の生活を守ることが恐らくできなかったのではないだろうか。当時は、夕張を例にしても、財政再建団体ということが喧伝されてやりました。その後財政健全化比率で指標は若干変わりましたけれども、私はくむべき教訓として、ほぼ大うそに近い形で、交付税がなくなったらとか、大幅に減らされたら町がやっていけないと、こういうこととは別個に、自分の町の財政状況をしっかりと分析しながら身の丈に合ってそれを把握をしながら前に進ませていく、この観点が必要ではないかと。

この間、平成20年度の決算数値が総務省のデータベースに載っているんですが、全国市町村財政指標から一つは実質公債費比率の順位、これを全国の1,700余の自治体、1,800弱の市町村の中で順番をつけてみました。そうすると、南伊豆町は賀茂郡下で３番目で、全国では743番目、合併の対象となった下田市は1,252番目です。実質公債費比率、現時点でも。いわ

ゆる将来負担比率の順位、これは監査の数値で早期健全化数値は350％となっていて、大体それ以下で、100以下では安定しているというふうに言われて、一見安心サイドに合併推進が外れてからなったんですが、しかし、私はこの将来負担比率に関しては、やはり決算数値で86％とは出ても、それをしっかりと見ながらどういう流れでこの数値になってくるのかということを把握しながら財政運営をしていくということも必要だと。

将来負担比率の順位に関しては、南伊豆町は賀茂郡下で５番目、全国の自治体の中で591位です。これは全国のデータベースを項目ごとに並べかえするとすぐに出てくるので、だれでもできると思いますけれども、ちなみに、下田市は将来負担比率は依然137％で、国が新たに定めた将来負担比率からいけば少ないんですけれども、しかし、現状、実情、各住民の要求にこたえた施策をやる際にネックになっているというは、やはりここにあると思う。この順番は1,094番目です。下田市の将来負担比率の順位は1,094番目です。

それと、先ほど合併をしてしまった賀茂村と旧西伊豆町の地方交付税の合算額、これの差異を見てみると、本当に町民の暮らしを守っていく上で、結論として合併にくみしないで外れたことはよかったということです。同時に、こうした数値を単純にその健全化指標の枠内から外れないからということではなくて、常に財政の基準数値をもって各施策と財政運営をみずからのものとして運営をして、その時々の政府が強引な施策をやる際にも、地域を守るために何が必要なのかと、その点で勇断、決断を行政はもとより議会がしっかりとここを見据えてチェックをしていくと。

かつても紹介しましたが、「地方議会人」という全国町村議会議長会が出している冊子に、福島大学の行政政策学類の教授である今井照さんが平成の合併の教訓で３点、これを述べられております。平成の大合併がもとに地方自治に大きな打撃を与えて、地域社会の衰退を促進させたという意味で集権的な合併であったと。合併後の効果は10年後に１兆8,000億円とされて、地方財政計画と比較すれば約２％程度であって、これが毎年あり得る誤差の範囲内の変動だと。しかしながら、小さな自治体はこの誤差の範囲内で衰退か、あるいは持続可能かの道を歩ませられる。これが近隣の合併した自治体、伊豆半島の中での合併した自治体の中でもあらわれています。

今井教授はこの中で、教訓として、合併の記録を残すことを１つ、２つ目として無理な合併があったところは総意をもとに市町村分離を認めるということ、３つ目に二度と錯誤に基づいた自治体再編が起きないようにすることであって、今回の合併の記録を残すだけではなく、検証をするべきだというふうに述べられております。これは全国的な教訓でありますけ

れども、我が町においてもこうした非常に大きな地方自治を揺るがす、あるいはそのもとである住民の生活を大きく左右することの中で、指針を失わずに行政運営をしていくと、この見地を確固として見据えていただきたいというふうに思います。

次に、先に進みます。下田高校南伊豆分校の発展と地域産業連携について。

この間、幾度となく産業振興の観点から提案も行って、実践もしてきた話をしましたが、分校の話も若干したと思います。そして、分校と同じような農業関係の高校で非常に脚光を浴びている三重県の多気町の相可高校の話もこの場でもしたことがありますが、この間、分校の同窓会の場でも少子化の進展から分校の存続の問題が深刻に話し合われた、そういう話も聞きます。

私は下田高校南伊豆分校が今回の総合計画の中では教育施設との連携という項目がありますが、まちづくりにおいて、まず町のほうは、行政は分校をどのように位置づけているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この下田南伊豆分校は、これは本町唯一の高等学校でありまして、これは総合計画の中にも記載をされておりますが、この高校の出身者は現在町の内外で農業経営のリーダーとして活躍をしております。まさに産業振興に貢献をされておるわけであります。そこでこの南伊豆分校ですが、これは議員もご承知のとおり、園芸講座の開放であるとか、あるいは地域教育のための機関としての取り組み、地域と密着したボランティア活動等の参加も促しておりまして、相互に関係を深めながら次代を担う青少年の育成ということで、ともに目指しておるところであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今、町長が言われましたように、出身者が地域を担って農業分野等々でリーダー的な存在を発揮しているということを、私はもっともっと深めて評価をすると。この間のこの行政報告でも湯の花の問題が出ましたが、農業振興会あるいは湯の花が地域の農業生産に光を与えていると。

一方では、昨日発表された統計では全国で75万人の方が離農したという報道がありました。

これは非常に残念なことであって、離農された方は苦渋の選択であったと思います。しかしながら、こういう状況を生んでいる国というもののあり方が問われるときではないかというふうに思います。農業を国の基幹産業として位置づけないでおろそかにしている国が将来に発展する見通しはないと断言できます。将来にわたって軌道修正をして、農業を国の基幹産業と位置づけてそこに光を当てる、国の食料をその国の中で賄える、そういう見識を持った国家権力でなければ、国民の生命、将来に責任を持って担えるというふうに言えないというふうに私は思っております。

こうした中で、半島先端で非常に不利な状況の地域がある。耕作地も狭い、しかもイノシシや鹿、猿などの野性獣の被害をおびただしく受けている。こういう地域で頑張っている農業経営のリーダー、そして、その周りにその人たちがいるからこそ湯の花が退職農業者や、あるいは移住した方が生産をして、これがまたアンテナショップにもつながる一筋の道を開いてきているのではないかというふうに思います。

改めてここを評価をして、全国的には大変な状況もあるけれども、この地域では食料の大半は自給できる体制をつくるぐらいの気概で、いわゆる分校の役割をさらに発展していくと。かつては今の分校のリーダーが、分校出身の方々がリーダー的な存在を発揮している背景には、専門の教員が配置されていたというふうに聞きます。その点、この間のいろいろ児童数の減少や教育施策にもあると思いますけれども、改めて他県、三重県の例を出しましたけれども、こうした実業的な学科に今園芸科がありますけれども、すぐに農業をやるという点ではハードルが高い面があるかもしれませんが、食品加工や、あるいは調理科とか、何がふさわしいかわかりませんけれども、実業科の設置をして、地域産業との協働の方法をつくっていく等々、分校のこれまでの役割とこの地域の発展方向を結びつけて位置づけて、県にも町を挙げて提案をすべきではないかというふうに思いますが、その点町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この南伊豆分校ですが、この分校はいわゆる南賀の分校として昭和23年に開校されました。非常に歴史のある学校でありまして、まさに62周年を迎えるという農業高校であります。南伊豆町の合併が昭和30年ですから、それ以前からあったということで、歴史のある地域に密着した高校であるということが言われると思います。

そこで先般、御承知のように県立高校の統合がなされたりしておりますけれども、この分

校は唯一分校として県でも認めて、そしてここに存続するということの意義は、やっぱり今、議員が言われるようなことがあると思います。ですから、我々がこの分校があることを地域としてもっと深く認識をして、そして分校の出身の皆さんが頑張っている農家も多くあります。その方たちは、先ほど申し上げたように、現在、町であるとか、あるいは町外でもいわゆるリーダー的な存在でありますので、今後はもっと積極的にまちづくりにもかかわっていただくということをやはり考えるべきではないかというふうに思っておるところであります。

やはりこういった人材を輩出したということの背景には、専門教員を配置してきたという、先ほど言われた実績があると思います。今後もそういった意味での分校の発展を期待をするところであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　もう一つ、この点を促進する上で、今、知事に就任されている川勝平太氏が早稲田大学の教授をやっているときに農業関係の論文を書いております。江戸時代に光を当てて、江戸時代は長く鎖国をしていたわけですが、これは国内でほとんどのものを自給できたと、その知恵に学ぶべきだということで、現在農業の特集版でもそれが書かれて、５年前ぐらいですか、増補版に書かれておりました。

まさに今、地域のいろいろな状況がありますが、南伊豆町としては地域内の循環経済をしっかりと位置づけていく上でも、知事がそういう農業分野に造詣があるという点、この点は本当にしっかりとこの地域のアピールをして、強く分校を意識づけて、町を挙げての陳情をぜひすべきだと。それに対しては関係者もＯＢも賛意を表しています。もう一つその点、町長、力を入れていきたいという答弁をされましたけれども、ぜひこの年内に陳情の取り組みをして、力を合わせてやっていくべきだというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほど申し上げたようなことをするに当たっては、やはりいろいろなまだ検討しなければならない事項等も出てくるわけでありますので、そういったことをよく踏まえながら、基本的には先ほど申し上げたような考え方のもとに県のほうへ働きかけていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ段取りを踏まえてやっていただきたいというふうに思います。

続いて、観光政策のあり方と郡下自治体の教訓であります。

毎年９月の定例会には夏の観光の入り込み等が出てきます。しかしながら、各年ごとの流れで言うと、宿泊人口等々、あるいは入湯税の数値が右肩で徐々に徐々に下がってきております。これは南伊豆町だけではありません。私はこの間、観光施策の質問をする際に、これまでの周りを見回したときに、いわゆる一つはシンボル的な箱物を建てて誘客を図ってきた、そうした経過もあります。ほかの市町に関しては一見よくも見えるものもありますが、こうした点をやはり一定の期間がたった時点で総括をしてみることも必要だというふうに思います。

下田市には道の駅下田ベイステージ、河津のバガテル公園、観光交流館、松崎町には町営国民宿舎まつざき荘、西伊豆町には黄金崎クリスタルパークがありますが、今述べた観光施設の投資額と経営状況について、まずご答弁を願います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この件に関しましては担当課長から答弁させます。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　下田ベイステージは平成12年、およそ31億円の事業費をかけて整備されております。平成18年度までは直営、それ以後は指定管理者制度によりまして運営されております。平成18年度の歳入は約1,900万円、歳出は4,200万円となっております。平成20年度予算ベースでは、歳入約3,000万円、歳出約4,700万円となっております。

河津バガテル公園は平成13年、およそ22億円の事業費をかけまして整備されております。平成21年度の歳入は約１億9,000万円、歳出は約１億7,000万円となっております。

河津町の観光交流館は平成21年、およそ２億5,000万円の事業費をかけて整備されております。初めての決算期は平成22年度末となりますが、歳入歳出ともに2,000万円を計画しております。

松崎町の伊豆まつざき荘は平成17年、およそ13億円の事業費で整備されております。平成21年度の歳入は約３億円、歳出は約３億2,000万円となっております。

西伊豆町黄金崎クリスタルパークは平成８年、およそ20億円の事業費をかけて整備されております。平成21年度の歳入は約8,600万円、歳出は約9,900万円となっております。

本町湯の花観光交流館は平成20年、約２億1,000万円の事業費をかけて整備いたしました。平成21年度からは南伊豆町観光協会との間に指定管理者の受託契約を締結しまして、年間440万円の経費をもって運営しております。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今の数字を見てみると、多額の税金を使って、これはもちろん自治体の財源だけではなく国・県、とはいえ国民の税金です。税金を使って施設をつくっても、ほぼ運営は赤字で、さらに税金を毎年垂れ流しということはよくないかもしれないですけれども、運営の赤字を出していると。これは業務施設を行政がやる上ではあってはならないことだというふうに思います。

最後に、南伊豆の観光交流館の話をされましたが、投資額、上物２億で底地は約２億でありました。合計５億で、この賀茂郡下の例を挙げた、答えてもらった中では非常に少ないんですが、昨年度と今年度の推移で道の駅の中だけで、これは指定管理の委託料が400万ということですが、南伊豆の道の駅では農産物直売場が売り上げを上げて、初年度が１億3,000万、今年度、22年度はもう少しそれを120％ぐらいいくだろうと。その売り上げが町民に還元されるという、すべてこの町に落ちるということなんです。もちろん新しい施設を建てる前、底地を買った時点、上物を建てる前の底地を買うまでの４年間を含めると、今年度と来年度ですべて投資額を回収してしまう事業が行われているんです。これは町に返るというよりは町民の中へ全部還元されて町民がそれを稼ぐと。

ところが、ベイステージにしてもバガテル公園にしても直販施設がほとんど、あってもそれほどのものは出ておりません。河津の観光交流館に関しては、南伊豆よりも後に建てたにもかかわらず食堂や売店部門は繁忙期以外は閉鎖されるという事態であります。非常にこれは残念なんですが、私たちは観光を言う際に、一つは誘客の目玉として出しながらも、そこに経済効果をしっかりと位置づける計画性、中身を、魂を入れなかったら税金を無駄に使うばかりでお荷物になってしまう。これはしっかりとした教訓にしなければならないというふう思います。

こうした点で、まず担当の彼は観光産業振興に関してと、まちづくりに関してどういうふ

うな観点で今後進めていこうと考えているのか、この点についてご答弁をお願いします。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　観光の戦略といたしましては、まず南伊豆町のすばらしい自然を残していくということだと考えます。すばらしい海、山の景観、また南伊豆町には温泉があります。こういう地帯がブランドになっておると考えております。そうしまして次に、自然のほかに南伊豆独自のブランド品の開発、それからこれも地場産品等々を使った加工品ですとか、それから文化財の活用等々がございます。

次に、観光客の受け入れ体制の整備でございます。お客様に足を運んでいただいて、南伊豆町の魅力に対して滞在していくための受け入れ体制の整備でございます。合宿ですとか修学旅行生の受け入れ体制、また宿泊施設、スポーツ施設、食事、これら諸条件、これらの考慮が必要だと考えております。

それから、４番目に誘客宣伝でございます。トップセールス、それからホームページですとかメディア、これらを使ったＰＲ、また国際化に対応しましたインバウンド事業、それからアンテナショップの開設等々も実施しなければいけないと考えております。

それから、ソフト面におきましては、おもてなしの研修ですとか、また外国人の対応も行ってガイドの養成等々も必要でございます。

それから、先ほど議員おっしゃられましたけれども、ブランド品の開発ということになりますと、道の駅、観光交流館、これが完成しまして、先ほど費用対効果等々、先ほど議員もおっしゃっていただきましたけれども、その食事どころ、あるいは加工場等を道の駅に設置いたしますと、道の駅としてのグレードアップが図られるということで、お客様のニーズにこたえられるということで、その機能の向上につながってまいります。そしてサービスも順調で誘客につなげると。そしてまた食事どころの設置ということは、また産業連携で建築業の皆さん方等々もまたメリットとなる。それから、食事どころができると地元の食材等を活用をしますので、当町も食材を提供します。そうしますと必然的に農林水産の生産につながっていきます。また、そうしますと農林水産品の生産者の所得アップにもつながりますし、また生産がふえますと耕作放棄地の解消ですとか有害獣の問題、また景観等々にも貢献してきます。

それから４番目に、加工施設を利用しまして特徴のあるこちらのブランド品をつくって誘客に活用すると、そして加工所ができますと、また雇用の創出が生まれる。また、食事どころですとか加工施設というのは、先ほど南伊豆分校の生徒の話も出ましたけれども、今後関

係機関と協議しなければいけませんと思いますけれども、分校生の実習の場だとか、当町でも教育の場として活用ができるというような形で、必然的に１次、２次、３次産業の各種、観光ばかりではなくそれぞれの連携が生まれて、波及効果が出てまいると考えるものです。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　いろいろ担当部局から答弁をいただきました。もちろんぜひそうしたことを据えて進めていただきたいというふうに思いますが、改めて、先ほど箱物と費用、そして効果の問題も言いましたが、湯の花がお金は余り上物にもかけていなくても下田や近隣、あるいは自治体の首長さんも湯の花に、あるいは議員さんも広域の自治体、うちの例えば病院組合の議会に出ると、帰りは湯の花に必ず寄って帰るとか、楽しいとかという声を聞くんです。

そこにはまだまだ質的にはいろいろ課題はあるんですが、そこの土地の人が心を込めてつくったものがあるということで愛着というんですか、そういう自然薯の会の皆さんがつくった、それに結びついたものもあるとか、それも心を込めて、まだ稚拙ではあるけれども、そういうものがお客さんに喜ばれる、土地の人にもお客さんにも喜ばれると。

それを一過性のものにしないで、また単に宣伝費をかけて、そのとき売れれば、懐に入ればいいということではなくて、持続的にその地域の風土や住民の取り組みに根差したものを一つ一つピラミッドを積み重ねるように力を合わせて、その手を組んで積み上げていくことで揺るぎないその地域のこれからの、今から積み上げる歴史でもあるであろうし、そこにこれまで南伊豆の先人が道路も何もない中で、この地域を平安の昔から守ってつないできたと。こういう思いを発すれば、今の時点、べらぼうなお金をかけなくても知恵と力でその地域の魅力をもっともっと発揮することができるのではないかというふうに思うんです。その確信はあります。それが遠方のお客さんにも喜ばれる。それがアンテナショップなんかにもつながるのではないかというふうに思うんです。

都市に生活している皆さんは、南伊豆から出た人もあれば地方から集まった方々もいます。今経済が疲弊した状況がありますけれども、人が生きること、衣食住を中心にした、それに発生した産業をしっかりと位置づけて、この南伊豆の自然と地理的自然環境を生かした産業にこそ、ブランドという言葉が出ましたけれども、そこをしっかりと据えた産業を、大きくはない、一人一人の取り組みからのものを育てていく、そこにこそ本当に訪れて魅力ある取

り組みになるのではないかというふうに思いますし、そうした点の研修、いわゆる観光協会には４人の専従がいるわけです。観光課もいると、そういう中で、今確かに経済状況は悪くても、どんなに遠くても訪れたい、遠いとは余り言えないんですね、首都圏からは近いですから、そういう取り組みを今後据えてやるべきだと。その点、担当課もそうですけれども、町長の見解のほどを伺いたいと思います。伺って今回の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

観光交流館がスタートして、やがて年が明けると２年になります。今、議員が申されたように、いろいろ直売所もそうですし、ほかの施設も含めていろいろな点で、おかげさまで、そこを運営していただける、応援していただける皆さんのおかげであの観光交流館が非常に評判がよくて今あるわけですけれども、さらにさらにやはり観光の拠点として、そしてまた交流の拠点として皆さんから愛される施設として末長くこの経営が続くように、我々も関係者と一緒になって、今後の観光交流館の運営のあり方を、これは前へ前へと進めるべきその考えのもとに検討していきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ地域の産業と結びつけた取り組みを積み重ねることを通じた観光施策をする。そのための研修もぜひ位置づけていただきたいというふうに意見を述べて、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（漆田　修君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで休憩します。

休憩　午前１１時４６分

再開　午後　１時００分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　長　田　美喜彦　君

○議長（漆田　修君）　３番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　通告に従って質問をいたします。

初めに、町長にお願いをいたします。さきに同僚議員が質問をいたしましたが、重複する点は多々あると思いますので、よろしくお願いをいたします。

少子化と教育への問題点ということでちょっと質問させていただきます。３月の定例会で少子化対策ということで質問をしましたが、最近テレビや新聞などで子供の虐待を目にし耳にしております。我が町ではこういうような状況を耳にしたことはございますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この件につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

○議長（漆田　修君）　教育長

○教育長（渡邉　浩君）　たしかおっしゃるとおり虐待とか、あるいはいじめというような言葉をかなり頻繁に聞くという、今傾向にあろうかと思います。うちの町でのケースですが、これはうちの町だけではございません。隠すつもりでもないんですが、子供の問題行動、あるいは大人による虐待、これは学区ごとに提供報告がなされています。もちろんそういうことがあれば、その都度報告もまいります。一応そういった意味で、公式にはここ二、三年、統計上はゼロということになっております。

しかしながら、特に虐待はめったにないんですけれども、今まで私が耳にしたのは１件だけです。これも事実上虐待ではなかったと、こういうことなんですが、いじめについては、これはもうないということはまずあり得ないと思います。学校には見えにくくて子供の間ではわかっているという場合がよくございます。ですから、我々も学校も地域もアンテナを高くしていただくということが大事ですし、実際に目撃したら直接注意するなり、あるいは親御さんや学校へ連絡していただくと、放置しないで小さいうちに解決すると、これがポイントであります。

そういうことで、いじめを耳にしたことはないかと言われれば、大体１年に１件ぐらいあ

ります。それはすぐに私のほうから、聞けば連絡をとっております。ということで、そういう事実があるかないかというお尋ねですけれども、今のところ大きないじめにつながったものはないということです。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　子供たちの命、一人一人がこの町の将来を支える大きな力でありますので、現在、町としてはこのようなことのないようどのような支援や取り組みを行っているか、もしありましたらお聞かせをください。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　町として町教委の取り組みですが、先ほど申しましたとおりですが、要するにアンテナを一番高くしなければならない　　だと思うんです。そういう意味で、これはむしろ親御さんのほうから耳に入る例が多いと、僕は言えると思います。しかし、それは最近ではやはり親御さん方も見ていてもなかなか学校や親に知らせることをしない。つまり自分が渦中の人になりたくない。これは子供も親も一緒でして、そのことがちょっと世の中でおかしくなりつつあるという現象を加速させていると、そのように感じます。

ですから、教育相談員も置いてありますし、その辺にどんどん相談をしていただくということが大事だと思います。学校にはスクールカウンセラー、その　　は中学校におりまして、これが今は小学校にも月に一度ぐらい行くことになっています。ということで、心配事があればすぐに相談していく体制、そういうことをきちんとやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　また、いじめがあるということですが、最近は学校では子供たちの登校拒否ということありますか。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　不登校というのは、これは毎年のように１件ぐらいあるんです。たしか私の記憶では１件、登校はするけれども教室の中に入らなくて保健室で過ごしたり、そういうのが１件ございます。そのようなことですけれども、自然にこれは子供の気持ちをやわらかくしていかないと解決しない問題ですので、時間をかけて解決をするということでご

ざいます。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　私の耳に入っているのは、いじめか先輩の指導かそういうことはちょっとわかりませんけれども一応あると、部活なんかにおいてもあるということを耳にしているんです。そして、学校へ行きたくないというようなことも耳に入っていますので、その点、教育長、どのような認識を持って、子供たちがそういうことのないようにできるかどうか、教育長、どのように、ちょっとお伺いします。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　これ非常に難しい問題だと思うんです。口で言うほどやさしい問題ではないと。一つは何をもっていじめとされるのか。一過性のいじめもあります。気に入らないことがあってぽこんとやっちゃったとか、それは一過性で大体済むわけですけれども、継続的に何回もじくじくとつないでやっていく、これを称して普通いじめと現在は呼んでいるわけなんですけれども、そういうものがあるとすれば、これは大問題ですので、子供が一番不幸にされますから、やはり早くに原因を取り除いて解決してやらなければいけないというふうに、こんなふうに思います。

実際にあった場合、教育委員会あるいはその学校、当該学校に、親御さんに持っていければなおいいんだけれども、これはやっぱり人間関係の問題で出ない場合が多いということですから、学校や教育委員会に持ってきていただければ、そちらで強力な教育　　。場合によっては、余りにひどい場合は、「おまえは登校するな」という強行手段もございます。そういう命令もできることになっています。そういうことです。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　今、教育長はそういうお話をしていただいたんですが、結局ＰＴＡという学校、生徒、そういうところの話し合いというのは、結局学校単位でやっていることと思いますけれども、ぜひともそういう点、十分に生徒、先生、家庭、ＰＴＡと話し合いを持ってもらいたいと思います。今後ともそれはよろしくご指導願います。

そして、現在、東小学校が178名、南中小学校が167名、南上60名、三浜小学校が28名となっておりますが、単純に６で割ると、南上小学校が１学級10名、三浜が５名以内ということになっておりますので、そこで複式学級がふえているということを聞きますが、この点、ほ

かの学校と比べると差や弊害は出ているのか、その点ちょっとお答えお願いします。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　弊害は出ているかと言われると、これが弊害ですか、進んでいますか、なかなか断定するということはあるんですけれども、御存じのように日本の学校は年齢主義ということをとっておりますので、同じ年齢の子供が同じ教室で学ぶと、これが原則でございます。教科書もそのように構成されているということです。集団生活は同じ教室で同じ年齢の子供たちが過ごして学んでいると、そういうパターンでございます。

では、現在ある複式の学級で何か弊害が出ておるかという、今ご指摘がありますけれども、これは複式学級がまずいとは決して断言はできません。と申しますのは、例えば友達への思いやりとか力を合わせる協力の力とか、そういうものはむしろ複式のほうが育つ場合が多うございます。

ただ、危惧される点と申しますか、どうしてもこれは十分に達成しがたいところがあるなと思われる点は、コミュニケーション能力ということで不利になると。コミュニケーションする力、これは難しい。大勢の人に自分の意思を伝えると、それにはやはり聞き手も大勢いたほうが伝え方が当然上手になるということでございます。ですから、それは聞くほうについても同じことが言えるわけでして、少ない人数だとつい油断して聞かないとか、もうこいつの言うことは同じだから聞かなくていいやとか、そういうことが発生するわけですから、大勢の中で聞く場合とまた違ってくるというふうに思います。

典型的なのは体育とか集団の活動ということでしょうけれども、そういった面ではやはり育てるのが難しいと、だれでも感じることですけれども、言えると思います。別の言葉で言えば、社会性とか競争心と言ってもいいでしょうか。そういうものはなかなか育てにくいということは申せるのではないかと、こんなふうに私は思います。

しかし、現実の小さい小規模の町の子供たちがその辺で著しくおくれているとかそういうことは感じてはいませんけれども、それは陥りやすい点ではないかなと、このように感じます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　今、教育長が言われたように、三浜小学校などで私は思うのに、運動会や全体活動などで困ることがあるのではないかなという点があります。そういう点で学

校やＰＴＡ、今後の対策や対応ということを話し合ったことがありますか。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　それについては今のところやっておりません。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　早いうちにやっぱりこういう点、ここでちょっとまた後で聞きますけれども、そういう過疎というか、学校がだんだん疲弊してくると言われています。やっぱりいろいろな点で問題が起きてくるんじゃないかなと私は思いますけれども、早くそういう点は納得して流してもらう、打ち合わせをしたり話し合いをしてやってもらいたいと思います。

そこで町長に伺いますが、今後学校の再編ということの考えはあるかないか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

具体的なことはこの後教育長から答弁させますけれども、今少子化が進む中で我々は、過去にもそうですし、やはり将来を見据えた中でこの学校の再編ということは避けて通れないと思います。そこで、これはやはり教育委員会のほうで教育委員さんにいろいろ検討していただいて、そして、我々は結果の答申を受けて、委員会からの報告を受けて町としては対応を考えるということに、これからもそうですけれども、なるわけですけれども、ですから、まず教育委員会で実態をよく調査した上で、そして、将来の見通しを立てながら、この再編ということはやはりもうまた当然これは検討されるべき課題だと思いますので、教育長から答弁をさせます。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　現在再編についての考え方は、私どもが基本と考えているというのは、17年度に学校統合審議会というものが設置されて５回にわたって審議されました。その中で決まったものを、これを教育委員会の方針にそのまま取り上げましょうと、こういうことに決まっております。

それでは、その学校統合審議会で結論として出たのが何かと申しますと、南崎小学校の統合は21年にやりました。これをやると。そして、三浜小学校については、26年度の状況によ

って実施していくと、こういうことです。これは26年という数字がなぜ出てきたのかといいますと、要するに三浜小学校を建てる時点で文科省の補助金をもらっているわけです。何億というのをもらっているわけです。これを返すことはできせんから、すごいやつですから、そこまで待たざるを得ないと。それをちょっと割り引いてもらって早目に統合ということは、可能性はあります。それで26という数字が出ております。それから、南上小学校についても同じように26年の時点で判断しましょうと。中学校についても同様です。26年というところが非常に重要になる年度と、こういうふうに考えられると、こういうことでございます。

御存じのように、三浜小が一番人数が減ってきているわけです。ですから、どうしてもというようなそういう要望が保護者さん、あるいは地域の方から出てくれば、これは検討することになるなと、そういう意味は持っていますが、いずれにしても再度統合審議会を本気で検討すべきであると、こんなふうに考えています。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　私もこういうことでありますけれども、幼保一元ということもありますので、結局人間が減ってきているから幼保も一元化すると、学校も編成をもうしていかなければいけないのではないかという点も頭の中にあったんですが、なぜかというと、私からすると、結局幼保を一元化する、そして学校も統合するということにおきまして、結局私とすると小学校、幼稚園、保育園と併設をするような考えはなかったのかなということをちょっとお伺いいたしておきます。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　その件については、違いというのは、これ大きうございまして、なかなか小学校と幼保ということは大変難しい問題ですので、論議の対象には一度もなっておりません。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　そういうこととか結局また、というのは、幼保が一元、そして小学校が再編するというようなことで、変な感じですけれども、経費の面で結局大分変わってくるのではないかと。だから今後も中学校は再編、小学校再編ではなくて、結局まだ私たちからすると、早いうちからやっぱりこういうのは手を打っておかなくてはいけないのではないかなと。ですから、中学の再編ということも先ほど教育長のほうから聞きましたけれども、

やはり町民が納得をするような話し合いを持って再編をしてもらいたいと思っております。

というのは、この前に私が保育園の、南崎保育園と手石保育園が一緒になるとき、行ける人は行ってくださいというような答弁を私聞いておりますので、やっぱりそういう答弁でなくて、やはり町民が納得をするような、どうしてこういうふうになるのかというような、やっぱりかんで含めたような話で納得をしてもらって再編をしていっていただきたいと思います。これは一応お願いでございます。

そこで、次に移りますが、町で10年計画とかありますが、安心して住みやすいまちづくりという点においても、病院問題ということでは避けて通れないと思うんですよ。どこへ行っても病院はどうなっているのかということを問われ、また南伊豆町に都会から移住をしてきた人が、病院があるから移住してきたのになくなってしまっては私たち損害だねというような声を聞いております。そこで町長に伺いますが、現在の状況と町長の考えとして地域医療振興協会が公募に応じなかったわけと現在の状況、町長の考え方を町民にわかりやすく説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この病院問題は今までも事あるごとにこの議会でもそうですし、町の広報紙あるいはその他でお知らせをしてきました。そういう中で今どういう状態に置かれているかということを過去も含めてまずお話をしていきたいと思います。

この我々の病院組合ですが、この共立湊病院の問題につきましては、改革推進委員会というのを立ち上げまして、これの答申に基づいて今、組合の総意でもって新病院の建設計画を進めております。そこで、この答申を受けて設置された新病院の建設設計施工プロポーザル協議審査委員会でありますが、これは御存じのように公募型のプロポーザル協議によって公開でヒアリング等を得た後、建設会社も決定をしたという審査の結果報告を、これも公表したところであります。

そして、この協議によって、目標として掲げた民間レベルでの建築単価を達成して、そして、病院事業の採算性に合致した建設事業費の抑制が図られたわけであります。一方では新病院の指定管理者には新病院運営計画の礎でもある指定条件での合意が図られ、本年７月の組合議会臨時会を経て、御存じのとおりジャパンメディカルアライアンスを指定管理者として指定をしたわけであります。

そして、この救急医療に特化した高度な急性期の医療の実績と、そして幅広い地域医療への貢献ということは、このジャパンメディカルアライアンスは各医療関係者からも高い評価を得ており、賀茂医療圏において求められる医療のすべてを補って余りあるものではないかというふうに私は確信をしておるところであります。

また、病院の建設事業では、最先端の医療及びゆとりある看護環境を提供するための基本設計が最終段階を迎えておりまして、平成24年５月の開院目標を目指して、地域医療の拠点となるべき病院づくりに今取り組んでおる真っ最中であります。

そういうことでありまして、今、議員の言われるような指定管理者の問題等も今までありましたけれども、現在新たな指定管理者の技術をいただいて、病院の開院に向けて取り組んでおるということであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　いろいろと、私がこの通告書を出した時点と現在ちょっと状況が変わっておりますので、少し内容が違ったりするかもしれませんけれども、共立湊病院として23年３月以降、結局、湊において診療所は残るのかということと、私の通告でもＪＭＡとの契約という点で押してきておりますが、26日の新聞では、現在の進行状態の継続断念と載っておりました。そして、ＪＭＡに前倒しをして管理をするよう依頼をすると載っておりましたが、きのうの新聞では、９月中に理事会に諮り、10月初旬に回答する旨を正副管理者に伝えた。町長は来年４月以降の管理者不在の状態を解消するために大いに期待をしていると述べておりました。そこで、町長にこの点はっきりした説明をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ここへ来て、今、議員が言われるように、いろいろな面で状況が変わってきております。今まで言われてきた、来年の３月に協会との契約が切れるわけですけれども、そこで新病院の開院が予定されている再来年、24年の５月までのいわゆる言われていた１年１カ月の医療空白という言葉で言われておりますけれども、これについてどうしたらいいかということで我々もいろいろ構成市町の首長の運営会議等で検討してまいりました。

そこで、今、指定管理者としてお願いをしている振興協会に引き続いてこの１年１カ月の間をお願いできないだろうかということで合意しまして、そしてそれをもって、これは７月でしたけれども協会のほうへそういった要望、意向打診をしたわけであります。そこで協会は、こういった問題は即答はもちろんできないし、理事会へかけてということで返事がありまして、そして我々は、できれば８月いっぱいぐらいでということで申し上げて、そして８月を待って、いい返事を期待しておったわけですけれども、そこで小田院長のほうから、議会へかけたけれどもなかなか結論まで至らないと。そして果たしてこれが９月の議会へかけてもという話をされまして、それでは、このままずるずる行くと、残り半年を切ると。また後のことを考えると、いい返事が来ればいいけれども、そうでないとすると我々としてやはりある程度、これ協会との交渉は打ち切ったほうがいいのではないかという、これはやはり運営会議、首長会議でそういう合意に達したわけです。

そこで、それをもって協会のほうへそういうお話をしました。たまたま吉新理事長が病院のほうへ来られていて、そこでお話をしました。理事長も我々も期待に沿える返事ができなくて非常に申しわけないということで、本当に申しわけない、申しわけないということを何回となく言ってくれました。ではこういうことで協会さんとはということで、そこで打ち切りまして、それで後をどうしたらいいかということで、それもやはり指定管理者に決まっておるＪＭＡにお願いするしかないだろうということで、これも運営会議に諮りまして決定をされ、合意しまして、それでＪＭＡに我々がまた出向いて、その決定がなされた日に電話で一応報告をお願いしておいて、正式にはまた後日伺いますということで先般、我々管理者等でお伺いをして、理事者と面談をしてお願いをしてきたわけであります。それが今までの経緯であります。

それで、そこの一応お答えが非常に前向きに検討していただけるというようなご返事がありましたので、我々も非常に、これは新聞報道等でもなされましたけれども、好感触というか一般的によかったということで期待を持って今その回答を待っているところであります。

以上が今までの経緯であります。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　それでは４月以降の空白は、これは絶対にないと言ってもいいわけですね。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　これはＪＭＡさんからどういう返事をいただけるかですけれども、我々はそういう期待を持って今おります。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　今の振興協議会を切ったということは、もうそれにこのＪＭＡさんがちゃんとしてくれるという、正直なところあれがないと空白が起きるわけですから、絶対にこれはないように町長にお願いをしておきます。

次の質問に移ります。

吉祥の町有地についてということで、この間、体験農園についての私たちがあれしましたけれども、体験農園についての現在の状況をお聞かせください。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　担当課長から回答させます。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　現在の状況につきましてお答えいたします。

体験農園につきましては、９月17日の開園を予定しておりまして、既に駐車場の整備が完了いたしました。農園の草刈りなどの周辺整備は最終段階に入っております。現在の利用者の応募状況につきましては、７月中旬から８月13日までを第１次募集としまして、町の広報紙、それからホームページ、新聞などで募集いたしました。結果は一般の応募としまして３件、それから団体応募１件を受け付けております。引き続き８月16日から２次募集を開始しておりまして、産業観光課窓口にて町内者、下田市、県内からの問い合わせをいただいており、随時利用者の受け付けを実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　今、一般が３件、団体が１件ということでお答えがあったんですが、今後、町としてもっとやはりたくさんの人に利用してもらうようにしていくのにどのような取り組みを行っていくのか、もう一度お願いいたします。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　これは目的といたしまして、農業者以外の方が野菜ですとか花など、また、それを栽培して自然に触れ合って農業に対して理解を深めていただくということを目的としております。先ほども申し上げましたけれども、２次募集を開始しております。それから、そこの周辺の整備も最終段階に入っておりますので、今後も引き続きまして募集をかけまして、そして多くの人々に土と親しんでいただき、やがては定住に結びつきましたり就農に結びつきますと、耕作放棄地の対策だとか有害獣の対策にも波及していきますので、積極的にその募集をかけまして今後も進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　立ち上げた以上は、ぜひともこれを成功させていただきたいと思います。それと、ほかの方面でも行っていますが、間伐材を使ったログハウスとか、そういう形で宿泊型の体験農園ということで都会から子供たちを呼んで、そういうのも行っているところがあると聞いております。町としてもそういう点、町長いかがだと思いますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　町有地は御存じのとおりの今までの経緯の中で我々が初めて試みるこの農園でありまして、ですので、今、議員が申されるようなことが果たして可能なのかどうか、また、やるとしたらどういう格好でやれるのか、そういったことも検討しないとなかなか踏ん切れないと思います。

ですから、それについては、今申し上げたような申込者がまだ数少ないわけですけれども、これを何とかして申し込みをふやすことを考えながら、一緒にそういった面での検討もしていきたいというふうに思います。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　私も３月の定例で町有地に営利化という発言をしました。その時点にプロジェクトチームをという答えがありましたので、現在そのプロジェクトチームを立ち上げているのかをお聞かせください。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

これは平成20年３月21日ですが、伊豆急不動産株式会社からこの土地の寄附を受けたわけでありますが、この活用につきましては、今おりませんけれども副町長をチームリーダーとした総務課あるいは産業観光課、建設課、企画調整課等の職員で構成する吉祥町有地の活用プロジェクトチームを５月７日に、21年ですけれども発足をしました。そして、過去数回プロジェクト会議を開催をしております。

会議の中では幾つかの提案等も出ておりますが、結果として寄附をいただいた吉祥町有地は非常に面積が広大であるということ、そして、一段の連続したまとまった土地になっていないこと等から、全体的な面積を利用しての事業計画というのがなかなかこれは早々には難しいという判断で、そこでまず特定の農地区分を占めているということが、先ほどから出ておりますこの市民農園であります。これはやはりまず第一段階ということですから、今後こういったプロジェクトチーム等、また一般の議員の皆さんもそうですけれども、そういった声もよく拝聴しながらこの町有地の広大な利活用については詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　私とすると、あんな立派な土地をもらったんですから、早く計画立案をいたしてもらいたい、それが宝の持ち腐れにならないようにしていただきたいということと、これは観光的には重要な拠点になるのではないかと私は思っています。その点、町長、観光等への吉祥の町有地、どのような形で観光に結びつけていくのかということはあったし、町長の考え方がありましたらお伺いをしたい。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

観光ということですが、これはもちろん我が町が、午前中の質問でもありましたように、観光の面でいろいろな拠点づくりであるとか整備を進めております。言われるように６次産業という言葉が最近使われておりますけれども、観光にそれぞれの１次、２次を結びつけて、関係の皆さんが一緒になってまちづくりを進めるということがやはり我が町の、観光立町を標榜する町のやはり重要な指針ではないかというふうに思っております。

そこで、この吉祥の町有地のいわゆる観光面ということですが、具体的には私もまだここで申し上げられませんけれども、先ほど申し上げたように、皆さん方の意見を聞く中で、やっぱりあそこの土地を即観光の面だけで活用することがいいのか、あるいは１次産業その他の産業、２次もそうですし３次、それぞれの皆さんが共同で利活用できることを考えたほうがいいのか。まさにその辺が非常に難しいなという思いがしております。

個々にはいろいろ言ってこられる方も確かにおります。しかし、やはりそれらはまだまだ我々としては計画へ載せる前の段階ということですから、プロジェクトチームあるいは議会の皆さん、そういったことで検討に検討を重ねた中で正式な、また前から申し上げておりますけれども、町内、いわゆる町のプロジェクトチーム、そういった各界から入っていただいて検討委員会を、地元の皆さんにも入っていただくということでやっていくことのほうがいいのかなという思いもしておりますので、それも近々に何とか方向性を見出していきたいという思いで今おります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　早急に物事を進めることをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（漆田　修君）　長田美喜彦君の質問を終わります。

◇　稲　葉　勝　男　君

○議長（漆田　修君）　４番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

今、町民の皆さんの間で大きく取りざたされている問題というのは、先ほどからいろいろ出ておりますけれども、共立湊病院の建設、それから庁舎の建設だとか町内の経済活性化であります。そこで、先ほどから同僚議員からも質問がありますけれども、共立湊病院の建設に関してお聞きしたいと思います。

町民の皆さん、特にお年寄りの方、それから現在共立湊病院へ入院あるいは通院されている方々が一番心配しておられることは、先ほど来からも出ております、その23年４月１日から25年４月30日までの１年１カ月の指定管理者不在による医療行為の空白時間であります。町長は安心・安全のまちづくりを提唱しておりますが、今後医療行為空白期間に対してどのように考え対応していくのかお聞きいたします。

現指定管理者である地域医療振興協会に継続委託を要請したが、回答が不透明なため断念して新病院指定管理者である社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスに指定管理を要請しているということが先ほどからも言われているわけなんですけれども、このジャパンメディカルアライアンス、ＪＭＡと指定管理の契約はまだ結んであるか結んでないか。いずれにしても、なぜ23年３月31日で地域医療振興協会との委託契約が終了する、それからの23年４月１日からの契約という形をそこの時点でなぜ考えられなかったのか、その辺を一点お聞きしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今言われた医療空白につきましては、先ほどの長田議員の質問でもお答えしたとおりであります。そこで、今、議員の言われる、なぜ新たな指定管理者であるＪＭＡとの契約で来年４月から契約できなかったのかということであります。これはやはり今まで我々が指定管理者を進めてきた前の聖勝会との指定管理者があいった形でだめになったということ等で、開院までの、新たな病院建設のスタートまでの期間がだんだんもう時間がなくなってきたということ、建設自体がもうそこで何カ月かいろいろな今までの経緯の中で開院できる来年の４月からは難しいということで来ておりました。

そういう中で、そういういろいろなもろもろの今までの経緯を経た中で、ＪＭＡとしてはそこで、では来年４月からすぐということになると、まだ病院もできていないし、スタッフの問題であるとか、今の病院でやるとなるとなかなか時間的に非常に難しいということで、新病院ができてから我々は指定管理者として受けましょうということでＪＭＡとは話し合いになったわけですので、そこで我々が、ではそれはそうしましょうということで結果的に24年５月からということが新病院での指定管理者ＪＭＡが決まったわけであります。

そうして出てきたのが、来年の３月協会と切れる指定管理者の問題であります。言われる１年１カ月でありますけれども、予想されるのは。この問題については、先ほど申し上げた

ように、我々も何とか今の協会にお願いをしたいということで来たわけですけれども、先ほど申し上げたようなことで今回断念せざるを得なかったと。そこで、新しい指定管理者に決まっているＪＭＡさんにこれをお願いをして、そして、今その返事を待っていると、先ほど申し上げたようなわけであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　今の町長の話ですと、要するに新病院ができていないからということで、新病院ができてからの契約という、そういう向こうの申し出もあったということで解釈してよろしゅうございますね。

それで、ＪＭＡにその指定管理をお願いするという結果になったのは、前に聖勝会が指定管理者となったとき、そのときは共立病院新病院指定管理者選定委員会とか何とかそういう名前でしたっけ、それがあって、それでいろいろ審査というか、それを経た上でその西川さんの聖勝会にということで決定したわけですよね。

今回はそういう指定管理者選定委員会を経てやったのか、それともただ組合の首長さん会議、あるいは議会の中でやったのか、その辺のことをちょっとお聞きしたい。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この指定管理者の問題は、今までの経緯というは議員もご承知のとおりで、聖勝会があああいう形で事実上だめになったということを受けて、これはどうしたらいいかということで、いろいろ組合もそうですし、運営会議等でも議論しました。そして、もう時間もないということで、あらゆる我々のできる限りの情報を得ながら、いわゆる言ってみれば相手方、やってくれる法人探しをしました。そこで、いろいろな情報の中から出てきたのがこの今のＪＭＡであります。

今神奈川県あるいは今度埼玉で建てかえにかかっていますけれども、非常に実績を上げておられる法人であるということで、いいのではないかということの中で、これはもちろん選定委員会ではありませんで、病院の構成する首長会議、それから病院議会というところでいろいろ検討しまして、そして、ではそこで行こうではないかということの中で相手方としてお願いをして決まったようなわけです。

前の指定管理者が先ほど申し上げたようになったということも、やはりあのときは公募してやりましたけれども、やはり応募が正直言って少なかったわけです。ですからそういうことを考えると、時間がないときにそれをまたやって、待っていて果たしてあるのかということもあったりしまして、次の段階で今のＪＭＡに、いきさつとしてはそういうようなことで選定をしました。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　選定の経過については、本当にせっぱ詰まった形の中でというような感じも受けますけれども、そのＪＭＡ、それにお願いしたということなんですけれども、この１年１カ月の間、前指定管理者の地域医療振興協会に再三お願いしていたというんですけれども、先ほど吉新理事長もまことに申しわけないような回答をしているということなんですが、実際、町長、指定管理者あたりでその地域医療振興協会の理事会あたりへ出席を要請して、ぜひ住民のためだから、変な言い方ですけれども、頭をすりつけてまでというようなそういうお願いをされれば、ある程度状況が変わってきたかなというふうに私は考えるものですが、どうですか、その辺については、町長のあれですが。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この件で地域振興協会へ申し入れたのは、こちらの病院で、共立湊病院の中で小田院長へと我々は副管理者と、出席をして要請をしました。そして、そのすぐ後ですけれども、やはり我々は本部へ行って直接お願いをすべきだということで、行ける首長は全部ということで招集をかけましたけれども、やはりなかなか都合がつかなくて、結果的には私と副管理者の東の太田町長、それから河津の相馬町長、３名でした。と事務局で本部へ行って、吉新理事長ほかの皆さんと面談をして、そこでお願いをした経緯があります。

ただ、今言われる協会での理事会への出席というのは、これは当然許されることではないですし、それはしませんけれども、やはりそういったことで直接本部へ行ってお願いをし、そういう中でいろいろ情報はこちらの病院を通じて途中入れながら来たわけですけれども、先ほど申し上げたように、非常に回答の見通しがつかないということで、先ほど申し上げたように、理事長からもそういう非常に申しわけなかったという返事もあったものですから、そういうことになっている次第です。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　それでは、先ほど医療空白というか医療行為の空白期間のジャパンメディカルアライアンスＪＭＡが１年１カ月の指定管理をお願いしている中で、先ほども出ましたが、２次救急を主体としたというようなことで新聞紙上にも載っていました。これで報道されているのは、それはいいんですけれども、この１次救急は現状では順天堂との連携を保ってやっているわけです。その辺がこのＪＭＡが仮に１年かけてやりましょうということなった場合に、その辺が今と同じような連携でいくのか。

それともう一つは、一般診療科目、１年１カ月の間、現状の診療科目、それを維持していけるのか。その辺について町長はどうお考えですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　現在この共立湊病院では１次あるいは２次等、一般診療もそうですし、を担っていただいております。そこで、今言われるように我々が２次救急をと言ったのはせめて、先ほど午前中にも申し上げましたけれども、我々のやっぱり地域住民の命にかかわる２次救急をまず、せめてそれだけは確保できるような医療体制を敷いてほしいということの思いでお願いをしました。できれば同じ状況の中で、引き続いて医療スタッフがそろって病院経営をしていただければいいわけですけれども、願いとしては、やはり２次救急を何としてもこれだけは地域住民の安心のためにも確保しなければならないという思いの中で、ああいう言葉として言わせていただいたわけであります。

それは、やはりＪＭＡさんのほうも、理事長も非常によく理解をしてくれておりまして、こちらの言うことはよくわかるということでしたので、そういう意味からも我々は、先ほど申し上げたいわゆる期待をしているという言葉として言いましたけれども、そういうことになるわけであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　町長の言われることはわかります。それで２次救急、要するに確かに２次救急がほとんど共立湊病院で受けているような形なんですけれども、１次救急は要するにこれこそ本当に生命に左右されるような大きい問題なんですよ。現在これが満足されてい

るかというと満足ではないでしょうけれども、現在は長岡の順天堂病院との連携を図りながらやっているんです。その辺が一番やはり人命にかかわる部分ですから、町長のほうとしても、管理者としてもＪＭＡとの交渉の中で、この辺の確たる、診療科目もそうなんですけれども、確保はできるようなそういう交渉をすることが必要なのではないかと私は思います。それを町長に、絶対それは本当にこれが一番大切なんですよ。今の現状が満足ではないんです。これ以上に落とさないということで進めていただきたいというふうに思います。

それと、次に、これは先ほどのＪＭＡさんに関して、ある医療関係者の中からお聞きした話なんですけれども、経営手法がやはり今までの地域医療振興協会は広域法人、との違いがあって、やはりある程度営利追求主義というかそういう形のあれが強いと。ですから、この８月25日の病院組合議会での事業報告がありますけれども、平成21年度の入院、外来とも要するに患者数が前年度に比べたら大幅に減少していると。そして今後地域医療振興協会による下田病院の運営だとかそういう中で、非常に共立病院が今までの患者の維持を確保するのに相当困難が生じるような条件が今出てきているわけですよ。その中で、先ほど私が申し上げましたように、やっぱりＪＭＡさんもこれは法人ですから、当然どの法人だって利益を追求しなければならないんですけれども、これはそのおかげで組合の負担が大きくなる可能性が予測されるということもあるものですから、その辺について町長の考えている、先ほど町長は非常にすばらしい法人だと、埼玉だとかいろいろなところで実績を上げていると。確かにそれはそうなのでしょうけれども、今言った医療関係者からそういう声も聞いているわけですよ。ですからその辺を心配しているわけなんですけれども、町長その辺はどう考えますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　いわゆる医療の収益の問題ですけれども、これはなかなか難しいと思います。言われるように患者が多ければ、医療スタッフの関係もありますけれどもそれなりの収益をもちろん上げるわけですけれども、そういうことで今言われるように、今度お願いするＪＭＡが収益の面で、言い方を変えれば赤字ですよ、出た場合ということだと思います。それについてはやはり組合としては、なるべくならそういうことのないようしてお願いをしたいわけですけれども、これはやはり実際やっていってみないと難しい問題で、わからないと思います。

まさに今そういったことを含めてＪＭＡさんもいろいろ検討されているのではないかと思

います。ですので、そういうＪＭＡさんからどういう返事をいただけるのか、その内容によってですけれども、我々としてもそういったことも含めて今後はやはり検討していくことに、あるいは内容によっては何とかなるのかなという思いがしています。これはまだ推測ですので何とも言えないですけれども、今まではおかげさまで、今協会にお願いしている病院は何とかそういった面での直接負担ということはなく来ておりますけれども、これはもう近々、来年、再来年にはそういう状態になるということが予測される状況に今まさに来ております。これは今協会がやっていてもですね。

それと、またもう一つは、どこの県下、あるいは全国もそうですけれども、病院経営というのはなかなか難しくて、それぞれの自治体がもう相当の負担をしながらでも病院は確保しているというのが県下でもそういう病院が幾つかあるわけでして、そういう実態の中で、まあまあ我が病院は今までは何とかやってきた。しかし、これからは難しい状況下にあるなということはここ一、二年言われておりますので、それらをよく念頭に置きながら、新しい指定管理者をお願いするについては、我々も考えていかなければならないのではないかなという思いが今しております。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　町長の言われるとおりで、まだ結果が出ているというか、そういうわけではありませんから、確かに何とも言えませんけれども、一応予測されることは、町長言われるようにどこの医療機関も非常に厳しい中で、ですから、組合に大きな負担がかからないようなそういう契約内容というか協定内容、それは十分皆さんで協議して、それで組合側も負担がある、その都度その都度全部大きくならないというようなそういう契約を結べるようなそういうあれを慎重にやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

８月25日の病院組合議会で、新病院職員宿舎建設事業費４億8,126万8,000円を盛り込んだ補正予算が議決されました。これは昨年７月29日に議会の地域医療問題特別調査委員会で、そのとき報告を受けた段階では、新病院指定管理者選定委員会結果報告書によると、共立病院に、当時、指定管理者として選定されていた医療法人の聖勝会からも宿舎建設の要望があったのですけれども、新病院指定管理者選定委員会、これ委員長は伊藤紘一さん、需要があるのでしょうか、民間住宅を活用するほうが空き家リスクは生じませんと、再確認の必要性を指摘しております。その後新病院移行協議会が発足されて、現在の職員住宅も利用可能で

はないか、改築整備はもちろん医師確保のために不可欠で、それは組合事業としてやることには差し支えないけれども、今の住宅、あるいはそれらの協議をしたらどうだろうかというふうな経緯になっております。

この辺について、その４億8,000何ぼかけてやるようになった経過、これらについて、今、湊にあります現宿舎、そこら耐震だとかいろいろな関係もあると思いますけれども、それらの調査を踏まえた中で宿舎を建設しましょうということになったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この宿舎問題、やはり医療スタッフを確保する上で欠くことができないということの中での発想であります。それと今、現宿舎ということですけれども、ご承知のように新しい病院が下田へ今度はできるわけです。そうすると当然、利便性を考えると、できれば同じ敷地内であるとか最寄りへということに当然これなってくると思います。ですので、今ある宿舎を使うということは、そこにおのずともういかがなものかということの中で、新しくこれは建てかえることを考えているのではないかということで、そういう予算措置をしたのだという経緯です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　その同一敷地内にあれば、これは一番いろいろな緊急の場合でも対応できるからということでこれはいい。この聖勝会のときはそういうふうな形では、聖勝会は確かにあのときは宿舎を敷地内につくりたいと、それで資金を貸してもらいたいというような要請だったと思うんですよ、その報告書によると。だけど、それに対して今言った伊藤委員長は、需要があるでしょうかとかそういう問題を提起して、そして最終的には、医師確保のためには現在湊にあるその宿舎だとかそういうものを改築なり何なりして使うこと、そういうことの検討をしたらどうかというふうにたしかなっていると思います。

ですから私はこれを言っているんですけれども、今の町長の答弁だと、もう近くにあるからと、聖勝会がその要望をしたとき、選定委員会の中で、それをやっぱり近くにあるほうがいいという結果が出てくるべきだったんだけれども、今回それがやっぱり宿舎ではなくて、同一敷地内がいいという結果になって、それで建てるということなんですけれども、その辺がちょっと、その当時の委員会と意見が違うなというか、それを受け継いできていないなと、

途端にぽっと変わったなという気がするんですけれども、どうですかねその辺は。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この建設問題は、もちろん建設委員会もそうですし、組合議会もそうですし、我々の運営会議、首長会議もそうですし、挙げて決定してきていますので、今言われるような経緯も確かにあったかと思いますけれども、その中で、当時はそういうことで一応検討もしたかと思います。ただ、今度指定管理者としてお願いをする段階で、やはりそういった多少の状況も変わってきたりする中で、どうしてもそういうことを我々としては相手方のことも考えて、何度も申し上げますけれども、今特に医療スタッフの確保が難しいときに、そういうことも考えながらやるべきではないかなということで今回のこういう結論になったということであると思います。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　これいつまでも話していてもしようがないですけれども、この際ＪＭＡしかないんだからというような形で、何も向こうから言ってきたものを、はい、わかりましたで聞かないで、やっぱりその辺のけじめというのはちゃんとしていただくということが、これは地域の住民のためにもなるんですから、その辺をぜひ配慮していただきたいという、これは要望ですけれども、お願いします。

それで、最後にお聞きしますが、先ほども出ましたが、地元出身の鳥澤県議と、そして正副管理者とが知事にお会いしたという話が出ました、町長の方からでしたか。そのとき、その地域医療振興協会がまだ１年１カ月の医療行為空白期間を、こっちでお願いしていても地域医療振興協会のほうでは回答がないという話をそのときされて、向こうから、県も自治医大との関係もあるものですから、そういう関係で県のほうからアドバイスとかそういう話はしませんでしたか。知事にお願いして何とか地域医療振興協会に１年１カ月の空白がないようにお願いしてもらえないだろうかとかそういう話はしなかったですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　これは先ほど竹河議員の質問の中で鳥澤県議云々が出てきました。それで、我々が知事のところへ伺ったときには、ＪＭＡの指定管理者が決定しましたということが主な内容でした。そこで知事のほうから言われて我々も、そこで医療空白のことが知

事からも言われました。それは今の協会に当然お願いしたほうがいいですよということを知事も言ってくれました。もちろんですと、我々もそういうことで今後協会へお願いしますということで、そして、その後の段階へ入ったわけです。ですから、そのときに言われたことは、やはり今の指定管理者である協会にお願いをすべきであると、もちろんこれは言われた経緯があります。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　そのとき知事は、では県のほうからも地域医療振興協会に協力をお願いしましょうとか、そういう当初感じていたことを頼まなかったんですか、知事に。いかがですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　それに限らず、病院問題についてはいろいろまた今後ともお願いすることもあると思いますので、よろしくお願いをしますということで知事には総合的なお願いをしてきました。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　これで病院関係、最後なんですけれども、現在の共立湊病院の医師を除いて職員、今後ＪＭＡになる職員の処遇、この処遇についてはどのような形で今進んでいるのか、また町長の考え、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この職員の問題は、これは基本的にはＪＭＡ側の問題だと思います。ですので、処遇についてはもちろんこれはＪＭＡの考え方になるわけですけれども、ただ、我々としてはＪＭＡさんに変わっても医療スタッフというのは当然それなりの看護師あるいは技師等が、ほかのレントゲン技師等そういった専門職が必要ですので、そういうことの確保については我々組合もＪＭＡさんと一緒になって協力し合いながら集めましょうということは、話し合いの段階では話し合っております。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、まだＪＭＡから正式に返事が来ておりませんので、その職員の確保には入っていかれない段階にあると思います。ですから、ＪＭＡさ

んが正式な意思表示、意思決定をされて、では来年４月からやりましょうということになれば、おのずとそこで医療スタッフの確保ということは動き出すと思いますので、その段階で我々もできる限りの、組合としては協力をしながら一緒にしていきたいというふうなことであります。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　ＪＭＡが、１年１カ月はまだ未定なんですけれども、その後の指定管理者ということになっていますから、ぜひこのＪＭＡさんのほうとの話し合いの中で前共立湊病院のスタッフを、それは期待していけない人はいるでしょうけれども、迎えられるというかそういう体制をつくっていただくように、これはお願いしておきたいと思います。

次に、庁舎、それから認定こども園の建設計画についてお伺いいたします。

まず、その建設計画に対する資金計画、庁舎建設を木造でと私はずっと提案していたんですけれども、要するに建設コストが大きくなり難しいと答弁があり、確かに公共事業で町民の皆さんの血税から長年積み立てた基金を最大限有効に活用して、建設基金約６億3,000万の範囲内での建設であるというふうに、その時点で私は理解していたんですけれども、しかし、７月26日に全員協議会で新庁舎のイメージ図による計画説明のときにも、多目的ホールについては説明がありましたが、事業費についての説明がそのときたしかありませんでした。それで翌日の新聞紙上で約８億数千万が報道されたとき、正直言って非常に驚いたところであります。それと認定こども園、これは24年の建設、この大きい事業、この２つの要するに財源の内訳についてお伺いしたいと思います。

まず、庁舎建設のほう、それから認定こども園のほうはまだはっきり決まっていないかもけれども、庁舎のほうと両方お願いいたします。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、新庁舎と認定こども園、あわせてお答えさせていただきます。

まず、新庁舎の資金でございます。新庁舎の建設資金につきましては約６億3,000万円を庁舎建設基金で賄う予定でおります。残りの２億2,000万円につきましては、普通交付税と前年度繰越金、このことしの予算でございますが、賄う計画でありまして、明日審議していただきます22年度の一般会計補正予算（第３号）に計上いたしました。それでまたご審議をよろしくお願いしたいと思います。

また、認定こども園の建設についてでありますが、まだ概算の概算という状況でありますが、約４億円の工事が必要ではないかというふうに見込んでおります。内容につきましては、建築工事費を約２億1,000万、電気給排水等を含めて8,300万、外構で１億700万程度になるのかなというふうに見込んでおります。

この認定こども園ですが、資金につきましては、過疎地域自立促進計画に盛り込みましたように、起債で３億6,000万、国庫補助金として4,000万円を見込んでおりますが、さきに国の概算要求が示されましたように、まだちょっと不透明な部分もあります。年末の新年度予算編成に向けて、子育て支援に係る国・県の動向ですとか、また福祉振興基金の活用なども選択肢の一つとして視野に入れながら、普通建設費と財政計画のバランスを保てるよう、事業の平準化に努めてまいるというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　ありがとうございます。

町長、さっき同僚議員からも合併の話が出ましたけれども、一昨年ですか１市３町の合併を推進する大きな理由として、今後ますます進むと予想される少子高齢化、人口減少、そして地域経済の低迷等による自主財源の確保の困難による、３割自治の本町が基礎自治体としての行政基盤を維持できないのではないかという心配の上であったというふうに私は解釈しております。

それで、今後、少子高齢化、人口減少、地域経済の低迷というのは、これ進むような予測がします。そのために税収減をもちろん伴ってきますし、その税収減と反対に扶助費だとかそういう社会保障費のウエートというのは大分大きくなると思われます。また、ことしのような猛暑の中、あちこちでお年寄りが熱中症で亡くなったとかそういう、ことし限りのこういう気候であればいいんですが、これからこういう状況が続くということになると、先ほども話に出ましたけれども、小中学校、幼稚園、教育施設への冷房、今言ったお年寄りへの冷房対策だとかそういう面での負担も考えられます。そして、もう一つは石廊崎のジャングルパークの問題、これも裁判の結果がどういうふうになるか今のところはっきりしていませんが、前の全員協でも進む方向というのはある程度決めました。

そういう中で、これから大きな財政出動が私考えられると思うんですよ。そういう中で交付税が、今回交付税を充当するというような、前年に比べて交付税が多いという予測で、そ

れを充当するということですね。ですから、これは交付税は国のほうの都合で、都合と言ったらおかしいけれども、に応じていろいろ変わってくる問題なんですけれども、交付税が今回ふえるからということで、それらをこの建築に充当するということに何となく違和感を感じるわけです。

それで、基金の６億3,000万、できればこの範囲内で建築できれば、これは町民もそういうふうに思っていると思います。要するに６億3,000万基金があると、それで庁舎を建設するというふうなそういう認識を町民の皆さんは持っています。それは役場がもう耐震がないから建てかえるという、これについては非常に理解している皆さんが多いんです。しかし、今言った８億5,000万もこの時期に切り込むのかという声が非常にこれ町民の皆さんの間では、当局にも聞こえている部分もあると思いますけれども、私どものほうにはそういう声が非常に聞こえております。

ですから、もうちょっと基金の範囲内でできるような、さっきもありましたように身の丈に合ったような建設を検討する必要があるのではないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

詳しい内容は総務課長から説明させます。

この庁舎建設につきましては、議員の皆さんにも全員協議会等で今までお話をしてきたわけですけれども、今言われるように、当初基金の範囲内でということで検討に入りました。検討委員会でいろいろ関係の皆さんに検討していただく中で、今ある中央公民館、これがもう非常に老朽化が進んでいて、やがてこれももう耐震診断をやればもちろん耐震補強しなければならない。では耐震補強してどの程度の地震に耐えられるのか。そういったことを考え、あるいはこれを建てかえなければならないということも考え合わせた中で、検討委員会の中で、ではこれを庁舎の中へホールとして、それも合わせ考えた中で併設することがいいのではないかということが検討されたようであります。

それの答申を受けまして我々もやはりいろいろ検討しました。ああいった恒久施設を県ではもう27年度、８年までには耐震化しなさいということの中で、小学校、中学あるいは幼稚園、保育園も今取り組んでおりますけれども、そういった施設が耐震化になると、中央公民館も当然それはもう取り組まなければということであれば、この際多少予算が膨らんでも、ここでホールとして整備することがいいのではないかという答申を受けまして、庁内でもい

ろいろ検討した結果、今日のような、さきの全員協議会でご説明したような、また広報等でもお知らせしたような計画になったわけであります。

これについては総務課長から説明させますけれども、そういう経緯の中で今回の計画が当初から若干変わってきた点であります。予算の充当等につきましては、総務課長のほうから説明させます。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、お答えいたします。

予算に入る前に、若干時間をいただきまして、ちょっと原点に帰っていただきまして、原点というか、まず新庁舎建設の基本構想、なぜこういうものになったかということをちょっと説明させてください。

昨年度から議会のほうからも委員を出していただきまして検討していただきました新庁舎に対する基本的な考え方、本当にベースになるコンセプトであります。

まず、住民に開かれた行政経営の場としての庁舎が１点、将来を見据えた柔軟で効率的な行政運営の場としての庁舎というのが２点目、第３点目が交流、連携、協働できる町のコミュニティーセンターとしての庁舎、４番目として防災拠点としての庁舎。今４点申し上げましたけれども、１、２、４番目としては当たり前の行政としての庁舎であります。３点目に申し上げましたコミュニティーセンターとしての庁舎ということで、ホールですとか地域協働ができる場所をあわせ持つというようなことで、実際に他の市町にも視察にいったという経過がございます。

そうした中で、結果としてホールという呼び方をしていますけれども、多目的ホールというものが出てきたわけであります。当初、東伊豆のような広場をイメージしていたんですが、結局天井が低いということとかをあわせて、結果としてこういった現在の形に進んできたということであります。ホールの天上を高くした関係で、その２階を書庫に使わざるを得なくなったというような結果でありまして、それによって面積と工事費が大きくなったということであります。

ですので、お金が予想以上に入ってきたから広げたとかそういったことでは決してありません。今、町長が申し上げましたように、中央公民館につきましても未来永劫使えるわけではありません。改修もしくは建て直し、１億、２億かけるのであるならばということで今回ホールを備えた建物になったということであります。

ですので、この新庁舎を拠点に、当然、行政をより効率化して進めていくということと、

町民と観光客とかのコミュニティーセンターとしての機能、それから、桜まつりを中心として駐車場を活用して、なおかつ下賀茂の商店街を中心にして活性化にも寄与していきたいというようなことを意図しております。

それで、ちなみに、ことしの普通交付税が20億であります。予算計上よりも大分来ました。特別交付税がまだ来ます。ということで、交付税が来たから何に使ってもいいのかということでは決してありません。当初、財調を使おうかということもあったんですが、財源があるのにいきなり財調を崩すというのもちょっと理にかなわないなと。財調は監査委員のご意見のとおり、我々もできるものなら毎年１億でも２億でも積んでいきたいというふうに考えております。そういったことでこのような建設になったということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　総務課長からるる説明があって、全くそのとおりだと思うんですよ。しかし、それは確かにそのとおりなんですけれども、町民の理解を得るために、町民は必ずしもそんなそうですよとありませんから、だから８億5,000万をかける、それについての町民にわからせるような、ただ今回こういうわけで８億5,000万かけて庁舎が建てますよと、多目的広場もできますよではなく、そういうことをやる必要がこれはあると思います。

皆さんそういう、今言われたようなことを全部町民はもう最初からわかっているわ、８億5,000万かけてもそれはしようがないなというあれはするんですけれども、これは本当の話、町民の皆さんの中では８億5,000万に対する懸念というかが非常に広まっています。ですから、もしあれでしたら、その今言ったものを広報なり何なりにはっきりわかるような形でやるとか。それで、建設コストも新共立病院はプロポーザルでやって、それで１平方メートル当たり相当安い単価でやりますよね。この庁舎、単純にやると１平方メートル当たり二十六、七万、坪になると90万まではいかないけれども八十何万ぐらいなるんですよ。そういうプロポーザルでやればもっと安くなるだとかそういう部分があったら、それを今言っても、これはもう建築のほうと出くわしてしまったから無理でしょうけれども、いずれにしても町民の皆さんがある程度納得できるような方法をとってもらいたいということ。

それから、もう時間がないからあれですけれども、先ほどから言っている庁舎建設、こんな大きいプロジェクトがこれからあるわけですよね。両方合わせて12億から13億、これを要

するに町の経済効果だとか活性化、そういうものに町長はどういう形で結びつけていくか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

なお、これら大きな事業を町内のいわゆる景気対策としてどう考えるかということでありますが、これはもちろん議員もご承知のとおり、町の資金だけで行う事業では、庁舎のほうはあれですけれども、ないわけでありまして、この庁舎については町内業者に工事を受注してもらえば経済効果あるいは景気対策にももちろんつながるものというふうに考えております。

しかしながら、我々行政というのは法令あるいは制度、こういったものにのっとってこういった発注等行為をしなければならないということで、新庁舎の建設に関しては、本体工事の規模から見て、いわゆる特定の建設業者への発注が条件となるというふうに思います。町内にはそうなると１社しかなくて、他市町の業者を入れた入札になろうかと思います。町内業者へ発注できる小規模の工事も予定をしておりますけれども、経済効果あるいは景気対策のために町内業者限定で工事発注のできないことについては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そこで、認定こども園ですが、これに関しては、町に経済効果が出て、景気対策としての効果が上がるような事業になることを期待をしていますが、現時点、設計会社をプロポーザル方式で選定中でありますので、設計図面もまだできていない状態で、したがって正確な工事金額もつかめておりません。したがって、経済効果であるとか景気対策等を考慮して、今後発注方法などは検討していきたいという思いでいます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　町長は、言われたとおり、確かに法を破ることも公共事業ですからできませんし、建設業法等によって町内の業者が参入、全部できるかと言ったらそれはできないんですけれども、ここで町長にお願いしたいのは、近隣の首長でも町内のそういう活性化を優先するんだという形で、工事に関してもその発注の段階で下請には町内の業者を使えとか、命令ではないですけれども、使うことを、そういう要請をしている首長さんはたくさん

います。これは当然、町内の活性化を願って町内の経済効果、そういうものに関しては町長がこの町で発注する事業をそれに活用するということは、町長としては当然の役割だと思うんですよ、私は。ですから、ぜひ町長のほうから元請は特定建設業者、大きいところ、これは建設業法で決められているからしようがないんですけれども、その下請に、また下請、そして材料、そういうものには町内から使うようにというそういう指示、指示と言ったらおかしいけれども、入札の含む条件、発注者側としてはそれはできますからやっていただきたいと思います。どうですか、町長。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、議員の言われることは確かにわかります。理解します。ただ、こういうことを正式な場で、元請であるとか下請ということは私の口から言えることではないと思いますので、今日はそういうことでひとつご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　町長、もっとやっぱり町長としてできるんですよ、それは絶対に。これは間違いないです。私、近隣の首長さんちにもどういうあれでやっているかと言ったら、私のところはもう町内業者優先だと、だから工事に対しても町内業者を下請に使う、それは当然おれとしたら言うよというそういう回答も得ています。これは土木事務所も本当に私問い合わせして、そういう発注の仕方をしているところはあると。これは法律には何も触れることはない。それから賄賂をもらったりとかお金をもらったりとか、それは法律に触れますけれども、首長として発注の段階で、我が町のこういう経済状況を見て、ですからこういう形で下請は使ってもらいたい。これは見積もりをやって必ずしもそうなるとは限らないけれども、町長からはそれだけの要するに町内の経済を考えた上で口に出すということは、これはもう必要だと思いますし、ですからそれをお願いします。時間がないからあれしましょう。

それで、あと認定こども園、これについて検討委員会では木造ということで、非常に木造にしようということで、町内の建築業者の皆さんも技術的な構造とかそういうものを考えて、喜んでいると言ったらおかしいけれども期待をしていると思います。それで、以前からも出ておりますけれども、町内の町有林の木材の利用、これは前に話をしましたら、要するにＪＡＳの関係とそれから搬出道、そういう関係でコスト的に高くなるという回答をいただきま

した。

これは総務課長にお願いしておきます、答弁はいいですから。林野庁でホームページで出しています。いいですか、「こうやってつくる木の学校、木材利用の進め方のポイント」ということで出しています。これには福井県の南越前町立今庄小学校と読むのかな、それが町有林を使って学校を建築する、それだけではなくてここにいろいろな各自治体で地元の木を使って、それを伐採して出すところから始まっていろいろな、プロジェクトチームを町内の森林組合だとか製材屋さんだとか大工さんだとか、そういう関係する人たちのプロジェクトをつくって、いろいろな問題を一つずつ解決していって、結果的にはコストが安く済んだというそういう事例も載っています。

ですから、ぜひプロジェクトチームなりをつくって、それで多少、認定こども園が１年おくれても私はいいと思うんですよ。町内の町有林の活性化、町有林を有効活用するという意味では１年やそこら延びても、これは喫緊の課題だということはわかりますけれども、延びてもいいと思いますから、ぜひこのプロジェクトを立ち上げていただきたいというふうに総務課長にお願いしたいけれども、どうですか総務課長。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えします。

前回答えましたように、静岡県の木づくりプラン等に基づいて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　それで総務課長、ＪＡＳの規定もこれもクリアできるあれがあるでしょう。全部、建築基準法とか国交省で出している建築標準仕様書、それだというとＪＡＳ、いわゆる特記仕様というので、その辺の地元の材木を使ってもできるようなそういうあれが、たしか勉強してみればあるものですから、ぜひこれは地元の町有林の活性化のために検討して、その後私思うんですけれども、さっきも言った定住促進の中で、家が欲しいという人が来たらその人たちに材木を安く売ることだって可能ですし、いろいろ利用の仕方があると思うんですけれども、この際プロジェクトチームをつくって、ぜひ研究してみていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　プロジェクトチームということですが、この認定こども園とちょ

っと切り離しまして、公共建築物の木材利用の推進に関する法律の目的の中にも公共の利用、それに伴う民間の木材、副産材需要、それに伴って国内の森林整備保護ということをうたっていますので、そういったスタンスから、認定こども園だからということではなくて町のその森林対策、森林施策、そういった大きな側面から考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　総務課長、その林野庁のこのホームページを、ぜひこれを参考に、これ学校を地元材でやったというあれが載っていますから、これを参考にしていただきたい。

時間がありませんが、最後に限界集落、これは限界集落と言ってはいけないということはないそうですから、あえてここで限界集落と言いますが、これはすなわち基礎的条件の厳しい集落、または維持が困難な集落ということだそうでございます。それで、その防災対策についてお聞きします。

本町でこれに該当する代表的な集落というのは、御存じのように吉田地区でございます。今、吉田は何戸、戸数があるか御存じですか、人口もどれだけいるか。

まあいいですよ。今13戸で26人です。それでみんな住んでいる方は高齢の方ばかりです。それで予想される東海地震、それから東南海地震だとかそういう大地震が起きたとき、町道の吉田線は非常に狭隘の部分を通っているわけです。そして現在もイノシシがそこを掘ったり路面に水があったりと、非常に狭い道路ですけれども厳しい条件があります。

地震で例えばその道路が寸断されたそのときに、以前に町長ももう経験していますけれども、49年の伊豆半島沖地震のとき、落居地区はやはり道路が崩落して、それであそこが孤立したとき、あそこは畑のよせを上って、みんな子浦のほうへ出てきたですよ。そして、落居地区にはその当時漁港もあったから船も多少ありました。ですから、そういう意味では吉田は漁港らしい漁港もありませんし船もありません。それでもし寸断されたらもう逃げ場がないんですよ。ですから、歩いて山道を越えるといったってお年寄りばかりですから、ぜひその吉田地区に、船着場は相当お金がかかるでしょうから、緊急の場合のヘリポート、これについての検討をしていただきたいというふうに思います。１軒旅館があります。ここへ観光客が来ていた場合でも、脱出というかそれも困難ですし、ぜひその辺を早急に検討していただきたいなというふうに思いますが、総務課長でいいです、どうですか。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

確かに町内34地区の中で一番条件が悪いと言ったら大変失礼ですけれども、道路が狭いということから言うと、吉田地区が一番孤立する確率は高いと私も認識しております。ただ、ヘリポートとなると結構広い土地を必要とするということで、そこら辺の条件を含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　では、ぜひ早急に検討していただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（漆田　修君）　稲葉勝男君の質問を終わります。

ここで２時50分まで休憩をいたします。

休憩　午後　２時４０分

再開　午後　２時５０分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　清　水　清　一　君

○議長（漆田　修君）　６番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　それでは、清水です。一般質問をさせていただきます。

まず最初に、地上デジタル放送への町の取り組みということで一般質問の通告をしてありますので、質問させていただきます。

今テレビ等を見ていますと、何やかまわず、アナログ放送なんかを見ていますと、デジタルはすぐ終わりますよという形で毎日言っており、一日中何か宣伝されているような気が最

近しています。そういうことを見ますと、やっぱり南伊豆町で電波の届かないところもあるのではないかなと考えたときに、町では地上デジタル放送の難視地域はどのくらいの地区でどのくらいの世帯を把握しておられるのか等をまずお伺いしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ご承知のとおり来年の７月24日で今のアナログテレビ放送が終了するわけであります。１年を切ったわけであります。そこで、我が町では今度の新たなデジタル化になった場合にどの程度今難視世帯、難視地区があるかということでありますが、今我が町で把握しておるのは、天神原、それから子浦、それから一町田の３地区においてこういった世帯が確認をそれております。現状は以上のとおりです。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　一町田、あるいは天神原、あるいは子浦地区という形で、私もちょっと調べてみましたらやっぱり映像有線でして、子浦あたりは有線でなくてはちょっと見えないという形を聞いていますけれども、それ以外の地区等はないのかな。要するに１軒だけ離れているというか、世帯があって、それがテレビが見えないとか、あるいは有線テレビの地区なんだけれども、そこの地区はそこの１軒あるいは２軒グループだけが有線が入っていないとかそういう地区等もあると思うものですから、そういう世帯等はどういうふうにこれからしていく予定なのか。そういう対策等も一町田あるいは天神原とあわせて、その答えを言っていただきたいと思います。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　ただいま町長がお答えしましたように、３地区で96世帯が難視地区という形で確認をしております。今、議員の質問にもありましたように、この地区以外に離れているようなところでないのかというようなことだと思います。これにつきましては総務省の静岡県テレビ受信者支援センター、テレビなんかでも流れておりますデジサポ静岡、ちょっと聞いたことがあるかと思いますが、というところでいろいろ調査し、またこれからの対応を検討していくと、町と協力しながらということであります。

これらの地区については共聴の、天神原地区につきましては独自の皆さんが今まではアナログ放送はアンテナを立てて受信をしておったということで、それがデジタルに変わるに当

たって受信できなくなるということであります。その天神原の一部地区につきましては、国のほうの補助金をいただきながら共聴組合を立ち上げて受信できるようにすると。あと、天神原の中にも10地区、その共聴に入りますと共聴組合のほうの維持負担が高額になるということで、言い方は悪いんですが、入っては困りますよとかというような戸数は10軒ぐらい、ちょっと離れたところにあると。それらについては今後受信できるように対応していくということでありますけれども、冒頭、議員が言われましたように来年の７月23日をもちまして放送が終わります。となるとテレビは見えなくなると。実質はもう７月に入りますとアナログ放送は見えなくなるというふうに聞いております。

ということですので、来年の６月いっぱいまでには何らかの対応をしなければならないということで、その共聴テレビ組合に入れないという家庭等につきましては、空からの衛星放送ということで暫定的な設置をしたいと。これは恒久的ではないということで、27年度までそういう形で衛星による受信をすると、その間に恒久的な受信ができるよう対応していきたいというふうに聞いています。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　今、一町田、あるいは天神地区の話も聞いたんですけれども、それ以外にやっぱり別荘じゃないですけれども、別荘みたいなところへ家を建てて、それでまだ住民票がある方がある。そういうところに住んでいる人が町民としているわけです。そういう方が要するにテレビが見えないという形になってくるのではないかなと。そう伝え聞いて、有線等は言っておられないと、あるいは自分のアンテナでやっている場合がある。それで、そういう地区のそういう人の相談等は町には来ておられないのか、それともデジサポへ行っているからわからないのか、そういう相談等は町に来ておられるのかどうかお伺いします。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　二、三、そういう方からの問い合わせが来ております。そういう方たちの問い合わせにつきましては、先ほどのデジスポ静岡のほうの電話番号等をお知らせし、そちらのほうへ相談をしてくれということとあわせて、過去にも４日間ほど老人会での説明をさせていただいたり、各地区の説明会という形で３月11日から13日までの３日間、妻良、手石、観光交流館を会場にデジサポのほうで説明会もしております。今後の予定といたしましても、今月27日から10月１日まで役場ロビーのほうでデジサポ静岡による相談会を

実施する予定でありますし、来月の17日に開催予定のフェスタ南伊豆での会場でもデジサポ静岡の職員が来て、情報なり相談を受け付けるというふうな予定であります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　それをやってもらうのはいいことなんですけれども、デジサポ静岡というところ、それで総務省の関係でホワイト地区、要するに電波は要らないから場所がとりたいというところで、ホワイトリストに載らないと国からの補助金等が出ない。衛星放送あるいは有線などについても自分で全部実費でやらなければいけない。だけれども、デジサポ静岡に行った後に、町の推進、バックアップによってホワイトリストというところに、リストに載ると国からの補助が出るという話を聞いておりますけれども、私の調べたところ浜松市なんかは１件で、１件なのにホワイトリストに載っていて、その対策をどうしますかと言ったら、アンテナを山の上へと持っていってテレビを見ますというふうになっています。あるいは衛星放送を見るという形になっております。

ですから各町民、ここに、南伊豆町に住んでおられる方でテレビを持っておる方については、有線テレビに入ってもらうのもいいんですけれども、テレビとか見るような方については、そういう１件でもホワイトリストに載せてあげて、それがテレビをしっかり見えるようにしてあげるのも一案であると思うんですが、町としての有線テレビが入っていない人については、ぜひとも、自分のアンテナの人については町へ一報くださいと、それで町としてもデジサポ以外にやっぱり支援してあげますよという形を踏んでもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　清水議員が言われるとおり、今までアナログ放送で見えていたテレビが来年の７月になったら見えなくなるということでは絶対困りますので、また、そういうようなところがあるということであれば何らかの対応を国のほう、デジサポ静岡を通じて国のほうでしていただくように。また、それらの周知につきましても広報「みなみいず」等を使いまして周知をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　こういう周知して、もしあったとしたら、１戸につき３万5,000円しか補助金が出ないとかと言っていますけれども、でも、それでもやっぱり補助があるとないとでは違いますから、それもしっかりやっていただきたいと思います。

では、次の質問をさせていただきます。

２番目としまして、生活環境の整備ということで質問させていただきます。

１つ目としまして、山林等の保全を図るためにということで、不動産の所有権移転時に管理保全計画の提出を義務化する条例制定をしてはどうかと考えたらどうかと。なかなか難しいところもあるんですけれども、こういうところを考えていただけたらどうかなと。

それは、やっぱり将来にわたって地域の生活環境等、地域の維持にやっぱり身近で地元の人が一生懸命苦労しているという形があるものですから、よその所有者もあったときに全然管理しない。やっぱり地元の所有者ですとある程度は管理していかれる。よその所有者に当たったときに他の市町村へ行った場合、まず見ていただけないかということを考えますと、結局管理しない、荒れてくるという形は、今住んでいる南伊豆町民については生活環境の悪化につながるというふうに私は考えます。

今も山が荒れて、二、三年前の台風で山崩ればかりありましたけれども、やっぱり所有者にはある程度管理していただく、あるいは１年に１回こっちへ入っていただくという形等をやっていただかないと、やっぱり住んでいる人の身になってみますと、おれの土地だからと言われて、勝手に入るなとか言われて、それも仕方ないんですけれども、でもちょっと

ちょっと悪いですけれども管理していただけますかということを言いたいわけですから、そういうことを考えますと、条例制定に向けての考え等を考えていただきたいなと思うものですから質問させていただきます。答弁をお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この山林の維持管理ということですが、昨晩でしたか、たまたまＮＨＫであれは北海道でしたか、今、北海道に限らず全国で外国の人がこの山林を買収にかかっているというのをやっていました。ということは、やはり高齢化が進む中で自分の持っている山林の維持管理ができなくなってきていると。そして、そこでもう将来を考えると、高い値を言われればそこで手放すということのようなことをゆうべテレビで放映していました。まさに今のそういった森林の維持管理という難しさがまさにそういうことで特別テレビ放映をされたことではないかと思います。

そこで、今、清水議員が申されるのがその点で、そういう荒廃する森林が増加していくと非常にいろいろな面で困るよということであります。我々はもちろんそれはそのとおりでありますし、何とかしなければならないということでありますが、今、山林等の保全をするために、不動産の所有権移転時には管理保全計画提出の義務化の条例制定ということでありますが、これは全国的にも、また県内でも例はないようであります。県の指針となる伊豆地域の森林計画を遵守しながら、町の森林整備計画に基づき土砂の流出あるいは崩壊その他、いわゆる防災という点から災害が発生しないように、そういったおそれがある場合などには保安林の指定をするなどして対策を講じ、森の力再生事業ということも今実施しておりますので、こういったことで今後もさらなる森林の整備保全に努めていきたいと、現段階ではそう思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　難しいのは承知なんですけれども、そういうことを考えていかないと将来的にやっぱり山が荒れてきてどうしようもなくなってくる。あるいは町の計画等を行う場合に所有者が北海道にいたりとか海外にいたりとかして、やっぱり町としても開発行為等もできなくなる可能性も出るものですから、考えざるを得なければならないだろうなと考えるものですから。

宮崎県のぼうずかというところがあるんですけれども、そこでは今から20年ほど前、やっぱり農林省の関係で村づくりで天皇杯をもらった地区があります。そこが町で要綱をつくりまして、町外への所有権移転はなるべく控えるようにという形で、努力目標という形で要綱をつくったという形になっています。それによりましてなかなか所有権等はよそへ、あるいは、それを考えたとき、やっぱり管理計画等も努力目標ですけれども、やっていただけたら変わってくるのかなと思います。

やっぱり強制的にはなかなかやりにくいですけれども、そういうことも考えたらどうかなと思いますし、後でも考えたんですけれども、農地法については管理計画を必ず提出しなければいけない。３条、４条、５条、みんな計画書が必要である。だから農地についてはそういう管理計画等が必要であるけれども、山林あるいは宅地については必要はないという形であります。ですから山林等、あるいは２つ目の質問に行ってしまいますけれども、宅地についてもやっぱり同じように管理要綱を町でつくっていただきたい。努力目標等を制定したら

どうかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　先ほど町長も申し上げましたとおり、森林法の関係でございますと、個人の土地は個人で、民有地の場合は手入れをすべきですよとしか今言えない形になっております。先ほど議員が先進地の所有権を押さえるというのとちょっと若干ニュアンスが違うのかなと、この売買されたときの管理保全計画というのと違うのかなということを話したと思いますけれども、今原則的にはその個人の土地は個人で手入れをすべきですよと。方法としましては枝伐ですとか間伐ですとか、木の区分による適切な施業、水源開発だとか共生林、それらの整備をお願いしますよというような形しか今のところは言えないわけです。

それで、これを県調査によりますと、実際にやはり全国的に文書で指導ですとか勧告をしている自治体は見受けられません。これはなぜかといいますと、森林の整備を実行していただくのには経済的に多くの負担を強いることになるためだという形で言われております。だものですから、先ほどもちょっとご披露したような森林整備計画に基づく森の力再生事業の方向で町でも採用しておるよということでございます。町も21年度におきましては15件、事業費で8,127万7,000円を実施したところでございます。

管理保全計画というのは、やはり今申し上げたとおりでございますので、今後は国ですとか県、また町、それから山林所有者、また林業認定事業体ですか、等々と調整を進めて、森林の整備事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　山林等は難しいなと私も思うものですから、日本でもやっていないことなんだけれども、南伊豆町は先進的になれたら課長さんでも偉いなという話になってくると思うものですから、考えていただけたらなと思って提案しているんですけれども。その中で、山林等は仕方ないと。では本当は山林等は貯金じゃないんだけれども、仕方ないなというときに、では宅地はどうするのと。結局先ほども言いましたけれども、農地の場合は３条、４条、５条とかでやっぱり管理しなさいと、あるいは家を建てなさいという形で譲渡等の話が出ると。で宅地等については家を建てるのか、あるいは建てないのかわかりませんけれども、せめて草刈りぐらいはやってくださいよとかという話は言ってもいいんではないかなと。

今持っている人に対して、持っている人もなかなか管理していないんですけれども、新た

に所有した人に関してはそういうことを、草刈りをやってくださいよという話ぐらいはやったほうがいいのではないかなと私は思いますけれどもね。そういう形を考えたときに、そういうことも町としても指導等を考えられないのかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　宅地等の所有権の移転時に管理保全計画の提出ということですが、これは私権の制限につながる可能性があると思います。そこで、公益等を考慮した場合においても現行法の範囲では非常に難しい、厳しいものがあるというふうに思われます。

そこで、所有権の移転登記を初めとして、関係法として環境基本法、都市計画法、それから森林法、建築基準法、自然公園法、文化財の保護法及び国土利用計画法、こういった法律があるわけですが、その他に関係するいろいろな条例、あるいは要綱等を含めて、現行の法令の中で対処していきたいという基本的な考えでおります。

清水議員の言われる、草を刈ってくれとかそういうことを口頭でお願いしたりということについては、でき得れば最寄りの皆さんがなるべくそういうことで一緒になって声をかけていただくということが重要ではないかなという思いもしておりますので、そういうことはまた区長会等でも我々も機会があれば管理区長さんを通じて周知をしていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　難しいのはわかっているんですけれども、でも昔、草がいっぱい生えていたのが、今から20年近く前に、毎年やりますけれども日野の草刈り、本当に昔はもう草ぼうぼうでしたよね、あそこは。草を刈ってきれいになって、やっぱりそれなりの効果が出ていると。やっぱり宅地と言えども小さい面積、30坪あるいは50坪と言われても、それを家の周りの中で１戸だけ草がぼうぼう生えてきたと。そこもきれいに刈ってやって、町なかあるいは村なかがきれいだという形になれば、そこの村はきれいだなと、住みたくなるなという形に、その土地もやっぱり新たな家を建てようかという人が出てくるかなと考えているんです。そういう義務づけでなくて努力目標という形でやってみたらどうかなと私は考えるものですから、そういうのは町長等もまた考えておいていただきたいなと思います。

ということで、この件については終わりにしておきたいと思います。

続きまして、町民のアンケート調査という形で質問させていただきます。

いろいろあるんですけれども、まず、暮らし満足に関する調査を実施したらどうかという形で質問させていただきます。

町の総合計画あるいは過疎計画の各分野ごとに、町民はどう考えているのか、あるいはどう思っているのかをやっぱりたまには調査していくのが基本ではないかなと。今回、総合計画あるいは過疎計画等もことし新たになったわけですから、それに加えて調査をするのも必要と考えますが、町長はこの調査等アンケートを実施する予定等を考えておられましたらご答弁願います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

町民のアンケートということでありますが、これは今までも必要に応じやってきております。ただ、これを定期的にやるとなると、目的が何なのか、どういう内容のアンケートをすることがいいのか、そういったことも考えなければなりません。ですので、余りこれを定期的ということになると、アンケートなれといいますか、そういうことも出てきたりして、それも考えなければならない。回収率の問題ですね。ですので、今のところ具体的に、定期的と言われると、アンケートの実施については考えておりません。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　今回、町の総合計画あるいは過疎計画ができて、各年次の行程表等もつくられるんですけれども、それに向けての各分野ごとのアンケートを少しずつでもやっていったらどうかなと思います。町民が何か物申したいなと思っている人もおられると思うものですから、やっぱりアンケート等で意外と書いてくれるのではないかなと。今のところは町への要望等の用紙等はあるんですけれども、それ以外のものについてはないのではないかなと。それを考えたときに、アンケートがあって、その中で書く書かないという形があるんですけれども、アンケートによって書いたものだったものは大体その10倍は人がいるかなと、そういうふうに私はいつも解釈するものですから、そういうものはこれから年に数回、分野ごとにやっていく必要があるのではないかなと。やっぱり町民の生の声が見たいな、生の声ということでは懇談会が一番いいんですけれども、それに近い、かわるものとしてアンケート等は少しずつでもやっていく必要があるなと私は考えますので、町長あるいはそれをどう

考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　町民の声的なものを町へと届けさせる方法として、今、議員が言われるように分野別等々のアンケート調査を定期的にというようなご意見だと思います。町としても現在、広報紙の中にも入れ込んで年に２回、町民の声という形での方法もとっておりますし、今インターネット等が進んでおります。そうした中で随時、意見を述べるというような機会も設けておりますので、それらでかなり対応できているのではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　要望等をネットで、あるいはハガキ等でテーマを考えて、テーマでじゃなくて自由に考えて、書いて応募してください。テーマごとに書いてくださいだけでも大分違うかなと。ただ、実際にそこの辺までできたらどうかなと私は考えます。このアンケートあるいは調査等はやったほうが私はいいと思うものですから、やっていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水清一君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（漆田　修君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時２０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　漆　田　　修

署名議員　　清　水　清　一

署名議員　　梅　本　和　熙

平成２２年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２２年９月９日（木）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　報第　４号　専決処分の承認を求めることについて（南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任）
日程第　３　報第　５号　平成２１年度南伊豆町健全化判断比率について
日程第　４　報第　６号　平成２１年度南伊豆町資金不足比率について
日程第　５　議第５３号　南伊豆町固定資産評価委員会委員の選任について
日程第　６　議第５４号　南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第　７　議第５５号　南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定について
日程第　８　議第５６号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第　９　議第５７号　南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
日程第１０　議第５８号　南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について
日程第１１　議第５９号　平成２２年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）
日程第１２　議第６０号　平成２２年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１３　議第６１号　平成２２年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１４　議第６２号　平成２２年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１５　議第６３号　平成２２年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１６　議第６４号　平成２１年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第１７　議第６５号　平成２１年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１８　議第６６号　平成２１年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１９　議第６７号　平成２１年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２０　議第６８号　平成２１年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第２１　議第６９号　平成２１年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２２　議第７０号　平成２１年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２３　議第７１号　平成２１年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２４　議第７２号　平成２１年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２５　議第７３号　平成２１年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２６　議第７４号　平成２１年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２７　議第７５号　平成２１年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２８　議第７６号　平成２１年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２９　議第７７号　平成２１年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君
６番	清　水　清　一　君	７番	梅　本　和　熙　君
８番	漆　田　　修　君	９番	齋　藤　　要　君
１０番	渡　邉　嘉　郎　君	１１番	横　嶋　隆　二　君

欠席議員（１名）

５番　保　坂　好　明　君

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	飯泉孝雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教委事務局長	大野寛君	上下水道課長	山田稔君
会計管理者	奥村豊君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（漆田　修君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより９月定例本会議第２日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田　修君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

６番議員　　清　水　清　一　君

７番議員　　梅　本　和　熙　君

◎報第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　これより議案審議に入ります。

報第４号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　報第４号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査、決定するために、固定資産評価審査委員会が設置されております。現委員３名中、市之瀬544番地の１、山本範征氏が農業委員に当選されたことにより欠員が生じましたので、地方税法423条第４項の規定により、遅滞なく補欠の委員の選任が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、８月12日付をもちまして、すぐれた知識と豊富な経験を

有する子浦80番地の１、藤田仁郎氏を補欠委員として選任しましたので、地方自治法第179条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

報第４号　専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、報第４号　専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

報第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　報第５号　平成21年度南伊豆町健全化判断比率についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　報第５号について提案理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、健全化判断比率である４指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれ平成21年度数値を監査委員の意見を付し、議会に報告するものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、当町の普通会計は赤字はなく黒字のため、数値はありません。実質公債費比率につきましては、３カ年平均で12.0％、また将来負担比率につきましては65.9％となりました。いずれの比率も、早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

監査委員の審査意見書の報告については、お手元に配付した意見書をもって報告にかえさせていただきます。

また、この後の報第６号議案についても同様とさせていただきますので、ご承知お願いします。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　報第６号　平成21年度南伊豆町資金不足比率についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　報第６号について提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、公営企業会計や特別会計である水道事業会計、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率について、平成21年度数値を監査委員の意見を付し、議会へ報告するものであります。

水道事業会計につきましては、資金剰余金が出ており、また公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計及び妻良漁業集落排水事業特別会計につきましては、収支が均衡しておりますので、資金不足はありません。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第５３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第53号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（漆田　修君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第53号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査、決定するために、固定資産評価審査委員会が設置されております。現委員３名中、報第４号によりご承認をいただきました子浦80番地の１、藤田仁郎氏の任期が本年９月30日で満了となりますが、豊富な経験、すぐれた知識を有する同氏を最適任者とし、引き続き選任いたしたく提案した次第であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第53号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第５４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第54号　南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第54号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の改正のポイントは２つございます。まず１点目は、給与の天引きについてであります。職員への給与支給につきましては、地方公務員法第25条において、給与支給に関する３原則が規定されており、職員の給与は通貨で直接その全額を支払うこととされています。本案件は、この３原則の１つである全額払いの原則の特例に関するものであります。

職員の給与は、法律又は条例により、特に認められた場合を除き、全部又は一部を控除することは認められないとされております。したがいまして、法律の定めるもののほかは条例において給与から控除するものを定めなければなりません。この趣旨に基づき、職員の給与から控除するものを条例にて明文化するものであります。

２点目は、職員の昇給停止についてであります。現制度では、職員は58歳で昇給は停止し、退職まで同額の支給となっております。これを55歳から57歳の職員と同様に、年に２号給昇給するよう改正しようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、議第54号の内容説明をさせていただきたいと思います。

議第54号を１枚めくっていただきまして、改正案のところをごらんいただきたいと思います。

まず、大きく言いまして、３点改正項目がございます。

まず、第１条中、「法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加えるということでございますが、通常、「。以下「法」という。」という表現なんですが、この条例につきましては、ずっと地方公務員法という表現できております。これを整理しまして、「。以下「法」という。」ということですとか、句読点を加えるとかということを整理したものであります。

第２点目でございますが、改正文の２行目、第４条中第８項を削りということがございま

す。これが先ほど町長が提案理由で申し上げました58歳の昇給停止の条項を削るというものでございます。

それから、中段に第20条がございます。給与からの控除ということでございます。これが第３点目で、給与から控除するものを明文化したということでございます。

内容につきまして、もう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

まず、第４条８項の昇給停止の関係でございますが、職員の昇給停止につきまして現制度では54歳までの職員は原則１年に４号給の昇給が行われます。これはしっかりと仕事をしたということに基づいて行われるものでございます。55歳から57歳の間は、昇給抑制ということで２号給に変わります。58歳になると昇給停止となり、その後は退職まで昇給はないという状態であります。

県内市町の中で、58歳で昇給している市町は本町のみであります。他市町は55歳から２号の昇給抑制に係る抑制状況が退職まで続くということでございます。本年の人事院勧告にも規定されておりますが、今後65歳定年ということを見据えた中で、職員の勤労意欲の高揚等を考慮しまして、県内他市町と足並みをそろえたいというものでございます。

それから、第２点目でございます。条例の第20条でございます。職員給与の天引きについてであります。

地方公務員法第25条の規定によりまして、職員の給与は法律又は条例により特に認められた場合を除き、全部又は一部を控除することは認められないとされております。当町におきましては、今まで慣例で職員組合費ですとか、職員の親睦会費等を天引き処理しておりました。当町と同様に、条例の根拠規定に基づかず天引き処理を行っていました市町は、本年４月１日現在で県内33市町中20団体あり、いずれの市町もこの９月もしくは12月定例会等で是正措置を講ずるものと思われます。当町で天引き処理を行っていたものにつきましては、職員組合の組合費、課長会等の親睦会費、団体扱いに係る生命保険、個人年金保険料及び医療保険、静岡県町村会が取り扱う生命保険、個人年金保険料及び医療保険料、静岡県市町村職員共済組合が取り扱う貸付金の償還、貯金の積み立て、生命保険料及び医療保険料、それから金融機関の預貯金の積立金及び貸付金償還、町有施設駐車場の使用料の７項目であります。この７項目につきまして、条例において明文化し、根拠規定としたいものであります。

以上、内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水君。

○６番（清水清一君）　今初めて聞いたんですけれども、20条の関係で、普通、民間なんかは生命保険料という形で、10万円の５万円控除という形であると思うんですけれども、この条例によって町のほうも民間と同じように今言われたように10万円の５万円控除、あるいはそんな保険料の控除が５万円の３万円控除という形でやっているのも全額控除なのか……。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

清水議員のおっしゃるのは、税額の控除だと思うんですが、これは生命保険料の掛け金の控除でございまして、税額控除とは一切関係ありません。

以上です。

今、税額控除と申し上げましたけれども、所得控除でございます。訂正いたします。

○議長（漆田　修君）　清水君。

○６番（清水清一君）　今、所得控除言われたけれども、最終的に確定申告をするときに、それも領収書を添えて控除するかたちというそれを考えたときに給与から控除するというふうにしてもいいんですか。確定申告する方もおられるようになったときに、それを全額なのか10万円控除と５万円控除したのか、それから…そういう形をふまえているのか…。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　所得控除の５万円、もしくは個人年金の５万円プラスして最大10万円になるわけですけれども、それは支払証明が保険会社から個人、直に個人に。団体で給料からは差し引きますけれども、証明は個人にいくものですから、それはその団体の掛け金の差し引きとは直接は関係ありません。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

○６番（清水清一君）　わかりました。

それでいいんですけれども、逆にいうと10万円以上掛けている職員がいないからと解釈したもののなので。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　掛け金は10万円以上、10万円未満、いろいろあると思います。それは人によっては、例えば年間で20万、30万掛ける人もあるでしょうし、人によっては年間５万、６万掛ける人もあるでしょうし、それはその生命保険もしくは個人年金の掛け金、保

障内容によって掛け金当然違ってきますので、それを一律で10万円とかということではありません。ですから、例えばその生命保険料を年間15万、個人年金を15万掛けていますよということであれば、年末調整でいけば所得控除が５万、５万で10万、確定申告をやる方であれば、やっぱり同じ額ということになるということでありますので、所得控除であることと掛け金を団体扱いをして給与から天引きをするということは、イコールで考えられるとちょっと混乱すると思います。あくまでも、これは掛け金を団体扱いをして給料から天引きするということを明文化したということでございます。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なしと言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第54号　南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第55号　南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第55号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成15年度から実施している身分を証明する住民基本台帳カード発行等に係る一部手数料の減免の範囲を拡大したく、これに伴い手数料条例第６条、手数料の減免について改正するものであります。

主なものは、生活保護法の適用を受けている者から、別表に規定の戸籍謄本等の請求並びに、満70歳から満74歳までの者で、運転免許証を自主返納した者及び、満75歳以上の者から住民基本台帳カードの請求があったとき、手数料を免除とするものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（山本信三君）　ただいま上程されました議第55号　南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

次のページの手数料改正する条例をお開き下さい。

この改正は、手数料の減免に関するものを拡大させていただくものです。

１つ目は、６条１項２号の町民が広義の扶助を受けるために必要なもの、これを生活保護法の適用を受けている者から請求があったときに改め、手数料条例に係る証明等、生活保護の適用を受けている方からの請求はすべて免除とするものです。

２つ目は、６条１項７号は、満70歳から74歳までの運転免許証を自主返納した者及び75歳以上の者について、住民基本台帳カードの交付手数料を免除するものです。この運転免許証の70歳以上74歳の者については、免許更新時に簡易な試験だとか、運転に自信がなくなるなどして運転免許証を返納する方が含まれます。75歳以上の方は、運転免許証を持っている方も少なく、この方たちの身分を証明するものもないため、身分を証明する住民基本台帳カードを皆様に持っていただくことによるものであります。

生活保護法の適用を受けている者の住民基本台帳カードの請求は、県内多くの市町で既に免除になっております。35市町のうちに、もう25市町が既に免除を規定しております。

同じく、住民基本カードの無料化は、他市で免除となっており、一般の方に対しても今後

広がっていくことと思われます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水君。

○６番（清水清一君）　ある程度、これについては大変良い話ですけれども、今の免除の対象となる住民基本台帳カード、住基カードですが、写真のあるものとないものといろいろあるかと思うんですが、この75歳以上あるいは免許を返納した方については、ある程度というか、ほとんどの形で写真つきでやっていただければと思います。ちょっと悪いんですけれども、ちょっとそんな形で葬式の近い方は写真をつければその写真を、ちょっと利用できると思うものですから、やはり写真つきで住基カードを交付するという方針で今後やってもらいたい…。

○議長（漆田　修君）　町民課長。

○町民課長（山本信三君）　なるべく写真つきを皆様にお願いをして、写真つきカードを取得していただきたいと思っています。写真つきでないと、基本カードプラス、また別の証明が必要になりますので、なるべく写真つきを皆様にお勧めしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なしと言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第55号　南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第55号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第56号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第56号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

本案は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当町国民健康保険条例第８条で運用している国民健康保険法の条項ずれに対応する改正であります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第56号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第56号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第57号　南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第57号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定であります。

このたび、消防法の一部が改正され、条の追加が行われたことに伴い、同法の条項を引用しております本条例の一部を改正する必要が生じました。また、本条例第３条２項中の国民金融公庫についても、組織変更により株式会社日本政策金融公庫に改められたため、本条例の一部を改正したいものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第57号　南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第58号　南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第58号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

本過疎計画は、平成22年４月１日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、市町村計画として策定したものであります。改正法により、過疎法が６年間延長されましたので、本計画は平成22年４月１日から平成28年３月31日までといたしました。

本過疎計画につきましては、総合計画の具体的な事業計画という認識から、直近の総合計画との整合性を保ちつつ、具体的な事業について計画するため、町内各課の財政ヒアリングを２度実施し、町議会全員協議会により委員の皆様のご意見を参考にして策定をいたしました。

このたび、静岡県との協議が調いましたことから、本過疎計画をご審議いただきたく、上程するものであります。

詳細につきましては、企画調整課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　それでは、内容説明を申し上げます。

本過疎計画につきましては、先ほど町長のお話ありましたとおり、平成22年度から27年度までの６年間の計画期間となっております。

それでは、計画書の目次をごらんいただきたいと思います。

過疎地域自立促進特別措置法の第６条第２項で、この過疎計画につきましては目次のところで見ていただければわかりますように、１の基本的な事項から、めくっていただきまして10のその他地域の自立促進に関し必要な事項の10項目を定めることとなっております。

また、措置法の第６条４項におきまして、２の産業の振興から９、集落の整備までの事項につきましては、あらかじめ内容については県と協議をしなければならないとされており、協議済みとなっております。

また、ことしの５月、７月、８月に策定についての説明と内容についての説明を計３回、議会全員協議会を開催していただき、議員の皆様からもご意見等をいただき、それらを反映させた計画となっております。

それでは、内容についての説明をさせていただきます。計画書の１ページをお開きいただきたいと思います。

１ページに、基本的な事項という形で、１つとして南伊豆町の概況で、自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要をうたっております。

めくっていただきまして、２ページに②として過疎の状況、③として社会的経済発展の方向の概要を載せてあります。

３ページに、基本的な事項の２つ目としまして、人口及び産業の推移と動向というものを載せてあります。

めくっていただきまして、４ページ、５ページに人口の推移と産業人口の動向という形で表であらわしをさせていただいております。

６ページになります。３つ目としまして、行財政の状況ということで、これも市町村財政の状況を平成12年度、平成17年度、平成20年度の３カ年の財政状況を表であらわしております。

７ページに施設整備の水準という形で、これも表で主要公共施設等の整備状況という形で町道等を表であらわしております。

次、８ページでございます。８ページ、南伊豆町の概況の４つ目としまして、地域の自立

促進の基本方針を載せてあります。これにつきましては昨年度、平成21年度に策定をしました第５次総合計画の基本方針と同じく５つの基本目標と１つの共通目標からなっております。

９ページの最後であります。５つ目として、先ほども申し上げましたような計画期間として、この計画は平成22年４月１日から平成28年３月31日までの６カ年とするという形で基本的な事項を載せてございます。

次の10ページ、ここから具体的な施策という形で、計画をあらわしております。10ページからの産業の振興、それで14ページに交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、17ページになりますけれども、４として生活環境の整備というような形で、30ページのその他地域の自立促進に関し必要な事項という形で、９項目による施策ごとに現況と問題点、先ほどの施策ごとに現況と問題点、その２つ目として、その対策、そして具体的な事業計画を載せた基本計画となっております。

この事業、具体的に13ページに戻っていただきまして、13ページに産業の振興の施策がありますけれども、３の計画があります。そこで自立促進施策区分という形で産業の振興、事業名、それとその事業内容、そして事業主体、備考というような形での表での検討をあらわしております。この事業につきましては、過疎債の対象となり得る事業という形で計上をさせていただいております。

そして最後、最終のページでありますけれども、32ページ、33ページに平成22年度から27年度までの過疎地域自立促進特別事業分、ソフト事業分でございますけれども、を計上させていただきまして、南伊豆町過疎地域自立促進計画という形で計画を策定させていただきました。

なお、きょう皆様のお手元に参考資料という形で事業計画、22年度から平成27年度のもの、それと平成22年度の概算事業計画を配付させていただいております。これにつきましては、事業年度別または事業別の事業費まで載った形の資料でございます。

以上で内容説明を終わらさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第１常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第58号議案は第１常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第５９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第59号　平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第59号　平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算でありますが、補正予算額９億9,993万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億9,920万4,000円とするものであります。

補正の主なものは、まず１つとして、新庁舎建設に伴う施工監理業務委託料1,860万円、工事請負費７億9,120万円及び備品購入費4,000万円。

２つ目として、国保関係繰出金として国保会計保険基盤安定繰出金1,001万8,000円、国保特別会計繰出金として1,218万5,000円。

３つ目、道路維持事業の工事請負費880万円。

４つ目、認定こども園に係る公有財産購入費4,917万円などを計上をいたしました。

また、これらの歳出に対応する主な財源として、地方交付税２億2,190万9,000円、県支出金2,028万5,000円、基金繰入金６億3,009万4,000円、前年度繰越金7,539万4,000円、町債4,900万円などをそれぞれ追加したいものであります。

内容につきましては、総務課長から詳細を説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

お手元の議案、補正予算書の21ページ、歳出からお願いいたします。

歳出でございます。１枚めくっていただきまして、22ページから説明させていただきたいと思います。

22ページ、２款１項１目20事業の一般管理事務、これ人件費の計上でございます。補正の減でございますが、これは４月１日付の人事異動ですとか、年度途中、５月でございますが、障害者雇用ということで１人途中で採用いたしました。それから、育児休業から復帰した職員がおります。そういった人事異動とか、職員採用等に伴うものでございます。あくまでも、４月１日現在の人件費を予想してつくりましたので、新規採用の職員の配置等によりまして減とか、採用によって増とかということでございます。以下、同様でございます。

それから、今の20事業の19、負担金補助及び交付金31万円でございます。206事業の暴力追放推進協議会の負担金ということで３万円と、あとその下の400で各種補助金ということで、これは農業振興会への補助金でございます。これは年度途中の補正でございますが、実は東京都杉並区の商店連合会が別の団体というか、法人を立ち上げまして、杉並に全国の安心・安全な食物というんでしょうか、生産物のアンテナショップをつくるということで、南伊豆振興会の関係者の方々との連絡をつけたわけでございますが、そういった協議が整いまして、そのアンテナショップの負担金を月４万円を来年の３月まで７カ月分28万円を計上させていただいたものであります。

その下の22庁舎建設事業でございます。委託料としまして1,860万円、庁舎建設の実施設計付帯業務委託料、これは境界確定業務等に伴うものでございます。

その下の202の新庁舎の建設の施工監理業務委託1,470万、合計して1,860万円の予算計上でございます。

15、工事請負費７億9,120万円でございます。200の南伊豆町新庁舎建設工事として７億2,200万円、これは外構ですとか解体工事等を含みます。201の南伊豆町の新庁舎の通信設備工事、これは電話、無線、庁内システム等でございます。5,800万円でございます。202の基幹系サーバ移設工事、これはＴＫＣのものでございますが、100万円。それから、203の付帯工事ということで、渡り廊下ですとか看板とかを1,000万円計上いたしました。

その下の18、備品購入費でございますが、4,000万円、これは庁用備品でございます。現在使っているものをすべて処分して新しいものということではございません。使えるものは極力使うということでございまして、業者の提案型で購入したいというふうに考えております。庁舎建設は以上でございます。

その下の23ページの真ん中辺、49事業でございます。情報系業務電算事務ということで、18、備品購入費196万4,000円でございます。これは機器備品ということで、パソコン17台分でございます。現在、幼稚園、保育園の職員には１台がネット接続したものがあるんですが、幼稚園、保育園の教諭、保育士等にはパソコンがございません。それで結局、メモリー等で自宅へ持ち帰ったり、自宅のパソコンを持ち込んでいるということで、非常にセキュリティ上問題があるということで、購入しようというものでございます。

次のページをお願いいたします。24ページでございます。

２款２項１目の税務関係でございまして、82の賦課徴収事務の委託料でございます。宅地等鑑定委託料が403万2,000円計上をいたしました。これは24年度の評価がえを目指して、本年度、宅地のみ60カ所を業務するものであります。

それから、ずっとめくっていただきまして、28ページをお願いいたします。

28ページ、３款１項１目172事業、保険基盤安定繰出金でございます。国保会計保険基盤安定繰出金としまして1,001万8,000円を計上いたしました。

次のページの真ん中辺、186事業でございます。国民健康保険特別会計繰出金としまして1,218万5,000円を計上をいたしました。

次のページをお願いいたします。30ページでございます。

３款２項２目、195児童福祉施設運営事務でございます。その13節委託料でございますが、旧手石保育所の解体工事設計業務委託料ということでございます。地元からの要望でございまして、解体して返してくれということでございますが、その解体を設計していただくものの委託料でございます。

それから、その下の15、工事請負費でございますが、203の南崎保育所、ろ過機ろ材交換工事でございます190万円。水質検査を毎年実施しておりますが、この10年ぐらいかえていないということで、水が大変濁りやすいということで交換するものでございます。

その下の31ページでございます。211事業、介護保険特別会計繰出金、これは506万1,000円でございますが、人件費分ということで、先ほど言いましたように育休から復帰した職員の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。32ページでございます。

４款１項２目、225の感染症予防事務でございます。扶助費といたしまして736万9,000円を計上いたしました。200の新型インフルエンザワクチン接種助成費ということで、これは低所得者を対象とするものでございますが、2,190人分。その下の202の季節性インフルエンザワクチン接種助成費は、上の委託料から扶助費へと変更するものでございます。

次のページをごらんください。33ページでございます。

４款２項１目202、56の清掃総務事務でございます。これは447万4,000円の補正増をお願いするものでございますが、これも５月１日に障害者雇用の関係で１人職員を採用いたしました。その関係の人件費をお願いしたいということでございます。

それから、ずっとめくっていただきまして38ページをお願いいたします。

38ページ、６款１項１目、350事業の商工総務事務でございます。13節委託料でございます。委託料としまして温泉保護調査業務委託料ということでございます。この二、三年前ですか、補助金の見直し等ということで、かつては補助金として出していたものでございますが、補助金を削減したということで、この二、三年、十分な調査等ができなかったということでございますので、委託料という形で調査をお願いして、一層の資源保護等に努めたいというものでございます。

その下の358、観光振興事業の委託料でございます。228として子浦地区駐車場測量業務委託料ということでございます。これは東子浦の駐車場の測量業務ということでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。40ページであります。

40ページ、７款２項１目、384事業、道路維持事業でございます。15節工事請負費としまして880万円計上させていただきました。内容は、記載のとおり路面補修、安全施設補修、路側補修、災害防除ということでございます。十分な隅々まで行き渡るということではございませんが、緊急を要するものを中心に計上させていただきました。

その下の388、単独道路改良事業、委託料、工事請負費、公有財産購入費、これは手石区内11号線に係るものでございます。

それから、ずっと飛びまして、45ページをお願いいたします。

すみません、45ページの前、その前の44をごらんいただきたいと思います。

８款１項の２の非常備消防費の中の434、非常備消防事務でございます。負担金補助及び交付金でございますが、以前、全員協議会で説明いたしましたけれども、現在、駿東伊豆地区消防救急広域化研究会協議会というのがスタートしております。それの負担金でございま

す。２分の１は県からの補助がくるものでございます。

すみません、45ページに移っていただきたいと思います。

９款１項の２目事務局費、教育委員会の事務局費でございます。464事業の報酬の２万7,000円でございますが、教育委員会点検評価有識者委員会委員の報酬ということで、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づく評価等に係る委員報酬ということでございます。

その下のずっと一番下でございますが、468、英語教育事業の使用料及び賃借料16万1,000円でございます。これはＡＬＴでございますが、この７月で退職いたしまして、新たなＡＬＴさんが外国の方でございますが、来るということでアパートを借りるということの賃借料でございます。

次のページをお願いいたします。46、47でございます。

46の472事業、小学校管理事務でございます。需用費152万2,000円でございますが、消耗品、修繕費、施設修繕ということでカーテンが防炎難燃材ではないとか、非常に古いということ、パソコンの修理、キュービクルの修理、そういったものがございます。

その下の47ページ、９款３項中学校費でございます。496事業の中学校管理事務、これは工事請負費として1,490万円、南伊豆中学校校舎の外壁塗装工事でございます。正面から南伊豆中学校をごらんになった方はわかると思います。非常に亀裂が著しいものがあります。４面できればいいんですが、当面、正面と左右３面ということで1,490万円計上させていただきました。

次の49ページをごらんいただきたいと思います。

９款５項の社会教育費であります。518、図書館管理運営事務でございます。需用費としまして34万2,000円、消耗品として、これ石垣りん記念室の案内板を２カ所に設置したいということでございます。それから、その下の施設修繕料でございますが、図書館の２階のベランダの雨漏り等でございます。18の備品購入が石垣りん記念室用にテレビとかＤＶＤを設置したいというものでございます。

次、51ページ、52ページで給与費の明細、特別職と一般職でありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

９ページへお戻りいただきたいと思います。

９ページ、歳入について説明させていただきます。

11款１項１目地方交付税でございます。補正額としまして２億2,190万9,000円を足しまし

て、20億6,190万9,000円でございます。地方交付税であります。

飛んでいただきまして、13ページでございます。

13ページ、16款１項１目、これは県負担金の民生費負担金でございますが、787万8,000円を補正しまして9,526万2,000円のものでございます。国保の基盤安定と後期高齢の医療基盤安定の負担金でございます。

14ページをごらんください。16款２項でございます。

まず、２目の民生費の県補助金でございますが、２の老人福祉費の補助金でございます。34万円の減でございますが、シルバー人材センターの補助金でございますが、昨年の仕分けによりまして内示の25％カットということでございます。という結果になりましたので、その分を減額させていただきます。以下、インフルエンザの補助金等でございます。

それから、４目の農林水産費県補助金でございますが、800万円を計上させていただきましたけれども、経営体育成交付金ということで800万円でございます。これは新規就農者に対する補助金でございまして、400万円掛ける２人分ということで、そっくりイコール歳出ということになっております。

16ページをごらんいただきたいと思います。

繰入金でございます。19款２項１目基金繰入金ということで、石垣りん文学記念基金繰入金としまして17万2,000円、７の庁舎建設基金繰入金としまして６億2,992万2,000円を計上いたしました。

その下の繰越金でございます。前年度繰越金としまして7,539万4,000円を計上させていただいたというものでございます。

18ページでございます。雑入であります。これは148万3,000円でございます。これは庁舎建設に伴う駐車場の使用料というか協力金でございます。現在、職員月1,000円払っておるわけでございますが、工事が始まりますと役場が使えないということで、近隣の民有地を借りました。結局、現在の1,000円と民有地を借りる2,000円から3,000円になる予定でございますが、その差額分を計上したということでございます。ただ、これは2,000円で計上しましたので、2,000円ではちょっとおさまりそうもないものですから、正式に台数とかが決まりましたら、次回の議会で補正増等をさせていただきたいと思います。

その下の介護予防サービス計画費収入ということで33万3,000円ということでございます。

その下の22款１項１目の町債でございます。4,900万円でございますが、認定こども園整備事業債ということでございます。これは土地取得の経費に充てるものでございます。

８ページへお戻りいただきたいと思います。

８ページ、歳出合計でございます。補正前の額39億9,929万1,000円、補正額でございます。９億9,993万3,000円、計49億9,922万4,000円。

財源の内訳でございますが、特定財源としまして国県支出金が2,115万3,000円、地方債が4,900万、その他が６億3,247万7,000円、一般財源として２億9,703万3,000円となるものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明は終わります。

これより質疑に入ります。

谷君。

○２番（谷　　正君）　38ページ、350の商工総務事務の委託料の40万、温泉保護調査業務委託ですが、この温泉は何本ぐらいでどのような調査をやっておったのかと。それから、いわゆる最初の源泉は温泉組合に登録されているものだけのものを対象にするのかをお聞きしたいんです。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　南伊豆町の源泉数が129本でございます。これは現在、使っておるもの使っておらないものを含めまして、129本の調査のものでございます。

それから、申しわけないです。次の本数と、それから……。

○議長（漆田　修君）　谷君。

○２番（谷　　正君）　どういう調査をやるのかということと、それから129本と課長おっしゃいましたけれども、それが温泉組合に登録されておるものを対象にしているのか。

○産業観光課長（山田昌平君）　温泉調査の明細でございますけれども、旅費、それから賃金、それから需用費、それから……。

これの調査内容でございますけれども、年２回、９月と２月に町内の利用温泉源の温度、それから湧出量を測定しまして、南伊豆町の大切な観光資源であります温泉の現状を把握して、利用の適正を図るというような形になっております。

詳細の検査内容等々につきましては、また調査しまして、今手元にありませんので、また後ほど……。

○議長（漆田　修君）　谷君。

○２番（谷　　正君）　そうしますと、これは生きている源泉を対象にしているという意味。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　そのような形でございます。

○議長（漆田　修君）　谷君。

○２番（谷　　正君）　そうしますと、基本的に40万円という話になりますと、これが特別、生きている源泉とか、　　いうことはあれなんですが、これは１回で全部終わるという認識ではないということですか。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　そのとおりでございます。これは毎年、温泉法に基づきまして温泉調査というのが義務づけられておりますので、毎年継続して調査というような形になります。

○議長（漆田　修君）　谷君。

○２番（谷　　正君）　そうしますと、129本あるうちの中で、生きている源泉の分を毎年、今、課長がおっしゃいましたように年に２回調査をするということでよろしいんですか。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　そのとおりでございます。

現在、利用されている温泉というのは65本でございますけれども、実際に温泉として登録してあるものが129本あります。これを年に２回、温泉調査という形で実施する形になります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　谷君。

○２番（谷　　正君）　その129本のうちの65本を対象に年２回、今後はやっていくと、あとのものについてはやらないということ。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　これ使っている、使っていないにかかわらず、温泉登録してあるものでございますので、その本数になりますので、129本が対象になります。

○２番（谷　　正君）　わかりました。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　昨日の一般質問でもお伺いしたんですけれども、というのはこの時点で多目的ホールというか中央公民館の内容というか、平成27年まで公有施設耐震の対象になったんですよね。それで、中央公民館を今後どういうふうにするのか、その辺もう一遍お聞

きしたいということと。

それで、中央公民館を耐震補強を仮にね、やった場合金額的にどの位かかるのかそういう形の中で耐震補強をすれば利用できるということであれば、私の考えている文化の中心というか、中央公民館というのはそういう意味合いもありますとともに、多目的ホールより中央公民館が存続できるものだったら、それを存続したいという考えがあるんですよ、その辺をどういうふうに考えられるのか、ちょっとお聞きしたいということと。

もう１点、中央公民館を利用して年間、100人、200人あるいは300人規模の集会それをどのくらいの利用があるのか、その辺もちょっと教えていただきたい。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは総体的なことを申し上げまして、中央公民館の耐震ですとか、利用の状況については教育委員会から説明させていただきます。

基本的な方針といたしましては、今、稲葉議員がおっしゃったように27年度の耐震の期限というか、そういったものを目標というか、期限を決めてですね、今回のホールをつくったことによりまして、あそこをクローズというか、閉めたいなということでございます。それに至ったのが、例えばホールと事務室、耐震の許容は若干違うわけでございますが、どうしても空調も悪い、キュービクルも悪い、何も悪いよということになりますと、1,000万、2,000万ではおさまらないと、億単位になるよということで、そういったものをそこへかけるんであるならば、新庁舎のコンセプトに示しましたように、そういったコミュニティとしての機能というものをより高めようということで、より使い勝手のいいホールということで予算を上乗せしたというような経過がございますので、総体というか、大枠の中では27年度をめどに閉めたいというような考えでおります。

あと、細かなことは教育委員会のほうからお願いしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　教育委員会事務局長。

○教委事務局長（大野　寛君）　それでは、最初に耐震をした場合にどのくらいの経費がかかるということですけれども、これまだ出していませんので、正確な数字はわかりません。

昨年度、中学校、南崎小学校の体育館を実は工事をさせていただいて、そのときの金額で2,000平米で約8,300万くらいでした。中央公民館が今のところ1,200強の面積で、そのうちホールが約500平米、それを割り返しても体育館とホールと随分形態も違いますので、屋根も体育館と違いましてホールのほうはコンクリートの波を打った屋根とか、それも直したりしますとやはり体育館と同じような、面積は違いますけれども、8,000万から１億ぐらいか

かるのかなという感じはしております。

ただ単に、ホールだけを直すことではなくて、やはり事務所、研修施設、私どもが今入っている事務所とつながっている部分もありますので、そういうことも考えていくと、やはり１億近いお金がかかるのかなという感じはします。

それから、利用でございますけれども、昨年度、21年度で大体4,500団体、利用人数で１万2,747名の方の利用がありました。そのうち、今回のホールに当たりまして、大きい団体どれくらい使ったかということでございますけれども、400名で利用されたのが４団体、これは老人会でございますけれども、そういうような形で利用されているということでございます。

それから、27年度までにどうするんだということでございますけれども、教育委員会事務局サイドで考えておりますのは、庁舎と併用して320人程度入るホールであれば、十分今のホールの代替という形で十分できますので、取り壊しということも視野に入れて検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　確かに、当局とすればそういうふうなことを考えるとそうでしょう。ただ、中央公民館も昭和47年ですか、それから中央の公民館として南伊豆町の中心になってきたわけですよ。それで、確かに老朽化して今のような状態なんですけれども、それを今図書館もある、そばに。中央公民館を撤退しますと、どういった形……。

私は、２億ぐらいのお金で完全に耐震化できるものであれば、あそこに中央公民館として、これは中央公民館、多目的ホールは名前も違いますし、今目的、使用をよくしておる多目的ホールは確かに300人入ってやれるんだけれども、中央公民館はまた別の意味合いのいろいろな行事とかもあるし、だからそのくらいの部分をぜひ残してね、中央公民館という名前、それでやっていただきたいというのが私のほうは思っているんですよ。

それで、今言った300人、200人の大きなあれは、中央公民館が例えばなくなったら、武道館もありますし、前回もいろいろな話、昨日もいろいろ同僚議員の質問に学校のほうとか、そういう中から統合しなければならない、議員もそういう形でいいんじゃないか、学校のほうの体育館だとか、そういうほうのあれとですね。ですから、そういう部分を当分、多目的ホールに活用すれば、私はそのほうがいいと思います。

それと、もう一つは、多目的ホールにかわるべき、南伊豆町の現実が少子高齢化だとか、

いろいろなそういう見地からいって、福祉的なもので利用できる、要するに社会福祉協議会、あそこの武道館に入っている、社協と連携をとりながらお年寄りのこと、色々あるでしょうけれども、そういうものをやる、そういう住民の声を聞いて我々集まって、こういう要は漠然としているものですからね、そういう意味から使うということだったら、私も納得できる部分もあるんですけれども、ただ漠然とした多目的ホールというのは、想像簡単にできないものですからね、そういう考えに切りかえるということは考えられないのかどうですかね。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　確かに、今、議員おっしゃるように福祉、かつて健福センターとかという計画もかつてはありました。そういったことがなかなか今単独で健福センターとかってできないものですから、そういったことも加味した上での多目的ホールであります。

ですから、そこの横に診察室、相談室等も設けました、十分ではありませんが。それで、多目的ホールですので、可動式のいすは可動ですので、間仕切り的な使用もできます。ですから、それをもって多目的ホールという呼び方をしているんですが、例えば土足とはいっても、健診ですとか、期日前投票ですとか、いろいろなことに使えるホールでございます。そういったことを含めた中でのものでございます。

社協の話ですが、実は社協などという話は建設検討委員会の途中、昨年ですか、そういった話もありましたが、要は社協のほうがいいですよと、入らなくていいですよという回答を得ております。そういった経過もありますんですが、そういったことを無視して委員会の皆様で決めたわけではありません。そういったものも加味して決めたものでございます。

ですから、まさに多目的に使えればということで、そういうふうに計画しているということでございます。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　総務課長の言うこともわかりました。

いろいろ私が中央公民館か、平成27年で閉めたそれは何よりも、例えば平成27年まであと５年ありますよね、５年間はぎりぎり使うんだということであれば、その５年の間にもっと何というのかな、この多目的ホールではなくて、健康福祉センター的なものがまだ考えられる余地あるんじゃないかということですから、その多目的ホールは今の目的を果たすためには、中央公民館は27年までできますし、当然、学校の体育館だとか、そういうものも利用できるという考えを私持っているものですからね、そういう点はどうでしょうかね。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

新庁舎ができたから、じゃ来年終わりですよと、いきなりそうもなかなかいかない部分があると思います。

昨日の一般質問の中でも、学校統合というようなこともあります。当然、学校の再編等が行われれば、体育館もあきが出るよということでございますので、そういった何というんですか、27年のある種リミットというか、ありますけれども、そういったタイミングというか、そこら辺は見きわめながら、当然、町長部局だけの話じゃないもので、教育委員会が管理しているところでございますので、そういったところの調整というんでしょうか、をしながらですね、進めていきたいと。

ただ、物事ってタイミングを逃すと、なかなかめぐってこないというのも、議員一番承知していると思うんですが、そういったこともありますもので、ぜひ推進させていただきたいなというふうに思います。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　いずれにしても、学校統合のことも、またそういう問題出てきます。我が町はそういうのは十分有効活用、あいた学校の有効活用とか、そういうのを含めた中で、本当にこれは真剣に考えてもらいたいと。我々議員も考えなきゃならないことですけれども、そういう意味で。

もう一つ、この工事の発注に関して、ＪＶ特定建設業許可なんですけれども、私も勉強不足で申しわけないんですけれども、例えば３社のＪＶ組むとか、１社が特定建設業が入っていればいいのか、３社が特定建設業持っていなきゃだめなのか、そういうのは……。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　申しわけありません。それ確認していないものですから、後で報告させていただきます。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　今、町内で特定建設業の許可を持っている会社は何社ありますか。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。１社でございます。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　なぜそれを私聞くかというのは、１社でも特定建設業をＪＶの中に入っていればいいんだという解釈であれば、２社なり３社なりの後の１社、２社は普通の建設

業というか、それでＪＶに決めるということであれば、町内の業者の方もチャンスがあるというふうに考えるものですから、ぜひそれちょっと調べてください。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　庁舎建設に関しては、これまでも全員協議会等々で説明はありましたけれども、今回の補正が約10億近い補正の中身で、主なものが庁舎建設、今質疑ありましたけれども、改めて庁舎建設の理念ですね、それとこの時期に充てていく必要性私、きのうの一般質問でも財政支出の話しましたけれども、さかのぼると庁舎建設の話が出たのは私が議員になって間もなく、この庁舎が老朽化しているということで、今、鈴木町長が助役をおやりになってからですね、少しづつお金を貯めて、将来を見越してやっていこうということで、菊池町政の一番最後の平成11年ですね、このときの積立金の残高が庁舎建設基金含めて26億で、ほぼ最高値だったと思うんですけれども、それ以来ですね、いろいろな交渉が次の町政で交渉が出てきて、その話はとん挫していましたけれども、やっと大規模な最終処分場の建設構想とか、三浜小学校の建設等、あるいはいろいろなジャングルパーク買収とか、そういう流れの中でなかなか焦点が定まらないままに、今度は満額の補助金があった保健福祉センターの構想では、それがなかなかできずに見送って、そして昨年ですね、いわゆる観光交流館の事業構想では、大ざっぱに10億ぐらいかかると、そういう話をされてきました。

そういう中で、きのうの答弁にも出ましたけれども、平成16年、17年には町が交付税が減ってつぶれてしまう18、19年より庁舎建設の計画のシミュレーションが示されてですね、これでもう町が破綻という、そういう流れの中できたことを思い起こしてるんですね。

きのうの質問でも出したように、改めて波乱の時をへて今、町が国政のそうした中で町が残ってどうするかという部分は、昨年の８月の地震で、それまではほかの公共施設の耐震化がやっぱり一番優先だという思いでくる中で、そのめどがついて庁舎建設に関して動き出すのもやぶさかではないだろうという認識を私自身も持ちました。そういう中で、皆さん方にも示されて、話し合いをされてきたんですが、改めて庁舎建設をどうするかどう位置づけていくのか、町民の生活と今後のまちづくりの上でどういう位置づけを据えてやるか、理念を持って進めていただきた。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

昨日の稲葉議員でしたか、のときも説明させていただきましたけれども、ちょっと朗読というか、資料を使わせていただきたいと思います。

これは基本構想、昨年の12月に確定したものでございます。検討委員会の委員長さんを初

め、皆さんにご苦労してつくっていただいたものでございます。

基本的な考え方といたしましては、１番で住民に開かれた行政経営の場としての庁舎であるということ、２番目といたしまして将来を見据えた柔軟で効率的な行政経営の場としての庁舎、３番目といたしまして交流・連携・協働できるコミュニティセンターとしての庁舎、４番目としまして防災拠点としての庁舎であります。

よく言われることでございますけれども、当たり前と言われてしまえば当たり前でございますが、当然住民に開かれた行政経営の場、２の将来を見据えた、４番の防災拠点、それはあえてここで言わなくても、我々は当然意識するしないにかかわらず、絶えずこれを実践していかなければならないことでございますが、３の交流・連携・協働できるコミュニティセンターとしての庁舎というのは、ちょっとないのかなというふうに思います。

この議会でもよく話題になります下賀茂商店街の復興振興ですとか、菜の花と桜まつりの振興というようなことにも、こういったものを使える。それから、この庁舎及び庁舎周辺の駐車場、同意をしまして町民はもちろんのことですけれども、来訪者との交流の場としての機能と、そういったものも兼ね備えたものでございます。

地元の新聞にも、役場は城だというようなこと、記者のコメント等が載っておりましたけれども、そういった中で単に行政だけをする場所ではないと、地域振興にも役立てるんだというような、コミュニケーション、コミュニティセンターとしての役割を果たしていくんだというような位置づけで私どもは考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　今、基本構想を答えていただいたんですけれども、この中でいわゆる交流・連携・コミュニティ構想、それのものとして１階の半分のスペースをそういうことに、具体的にはどういうものを入れて、どういう形にしていくのか、その辺を。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

まず、ホールでございますが、約300人程度は入るホールでございます。それで、近隣では河津の観光交流館が採用していますが、土足で入ることができるホールでございます。ということは、段差がないということで、お年寄りですとか車いすの方、足が不自由な方でも非常に楽にアクセスができるというような部屋のつくりになっております。物理的には、そういったことでございます。

それから、これは県内の県庁とか伊東市役所とかにはありますが、売店を設けます。県庁東館にはありますが、そこに障害者の団体に運営していただくことを前提に売店を設けるつもりでおります。そういった方でございます。

今、何というんでしょうか、かつて、言葉は悪いんですが、お年寄りの施設ですとか、障害の方の施設というのは、町の外れにつくるというのがかつてのことでございますが、私はなるたけ町の中心に持っていきたいと、それによって人の交流が始まるとか、本来のユニバーサルデザインが始まるというように認識しておりますので、そういった意味も含めまして、まさに協働という形で、そういった売店を媒体としたコミュニティホール、多目的ホールとは別にエントランスをそういったコミュニティホールとしての機能も持たせていきたいというふうに考えております。ちょっと雑駁な説明で申しわけありません、そういった考えです。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　次に、町長のほうに質問しますけれども、私はこの議会に携わって、特にこの今の10年近く、合併問題やら、あるいは三位一体の改革で地方が疲弊する中で、特に国によって三位一体の改革に関してまちをどうするんだという、言葉では全国的にまちおこしという言葉が言われてきましたけれども、そういう中で知恵を使ってさまざまいろいろな施設の要望にこたえていく上で、それとまちづくりがどう結びつくかという点が非常に課題でした。

もちろん、中央公民館も文化の中心だということで、文化行事もやるということでありますけれども、この一見広くても市街地にはなかなかないこと、集まっても、今度集まったその交流をさらに高めて、いわゆる飲食ですね、たまにお酒も入る、そういう交流をするには非常に温度の冷めてしまう距離に中央公民館があるということなんです。

もう一つは、基本的には、いわゆるここは観光、観光と言っていますけれども、場合によってはセミナーでも開く、そういう施設がですね、休暇村みたいなところにはあるんですが、いわゆるゼミや公開授業をやる際のオーディオビジョンも含めた、そういう設備を持っているところがないんですね。中央公民館でさえ、いわゆるスクリーンの幕を下ろしてやる程度、そういう点でせっかく温泉施設の研修セミナーとかですね、しかもここには東大樹芸研究所があります。きのうは分校との連携強化をやりましたけれども、東大農学部を活用してこの地域振興に寄与してもらうという、そういうことを考えたときに、やはりセミナーなども開けるものをしっかりと持つと。しかも、それが終わった後、交流ができる場所、まさにですね、町長、中央公民館や役場庁舎の建てかえを通じて、下賀茂商店街の活性化ということも

言われましたけれども、町内全部、地域が参加している中で集中的にやる上では中心的な地域を力を入れて、そこに人口１万　　ふやしてでも、そこに住民あるいは都市間交流での人々が集まる場所を企画して、温泉にとって、そしてここの活性化、交流を町全体に広めていくという、そういう考え方を持つ必要があるんじゃないかと思います。

６月の議会でも下賀茂商店街の活性化の提案もしましたが、まさにこれが単なる場とかお店つくるとか、役場つくるということではなくて、町内にあるそういう学術組織も含めて、町の振興を企画して、そういう点では私は中央公民館の機能をここに移して、そしてそれを弾みに下賀茂商店街、あるいは新たに業を興す、起業する宣伝やですね、もちろん退職者もいいんですけれども、そういう能率的な取り組みを期待し、ぜひそういう点を応援していくべき。

この間、さっきも25年度人口統計が出ましたけれども、南伊豆町は半島の先端にもかかわらず、鉄道も通っていないのに人口減少率は賀茂郡の中では比較的鈍いほうで66.2％、それでよしということではありませんけれども、今私、全体に少子高齢化、人口が減少していくということを言われて、確かに減ってはいます。

しかし、物事の考え方の基本がですね、上がああいっているから減っていくということでありますけれども、能動的な取り組みをして、この電車を通っていない半島の先端で先人がここの場合は保育所をしっかりと位置づけてできる環境にして、先人がつくってきたんですね。そういう点で、１万人切ったとはいえ9,600保っている。河津ざくらは100万人だ何だ来ても、もう8,000を切る段階にきている。

そういうことからいえば、むしろ前向きな取り組みをして、人口を１人でも２人でもふやしていく、そういう取り組みをまさに城をつくった暁に、その中身の仕事をより一層充実させていくことを視野に入れたあれをですね、構築していくべきではないかと思いますが、この点に関しては町長の見解、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今回の庁舎建設に当たって、いろいろ今ご意見が出ております。考えてみますと、この下賀茂の当地の中にあっては下賀茂温泉、そして以前からあった温泉街といいますか、下賀茂温泉街のイメージがあります。時代が変わり、いろいろ社会の様相も変わってきておりますけれども、やはりこの役場がここへできたということ、当時、昭和30年、合併して、33年の役場の建設ですけれども、このときにやはり村が６カ所も合併して、じゃ役場どこへ建てよ

うかとなったときに、やはり下賀茂の中心地へ建てるべきだということで、この地が選ばれたと私は理解しております。そして、今まで半世紀余りたって、もう耐震化の問題やら、いろいろ出てきて、そしてやはり町民の安心・安全ということを考えると、そしてまた県が言っている耐震化の問題等、我々はやはりもうこれは早急に対応しなければならないということのもとに、庁舎建設を計画を進めてきたわけであります。

それには、庁舎建設はやはり有事の際には、災害等発生しますと、やはり拠点となる。それには、ここがその機能を果たせないようなことであっては困ると。しかし、我々はやっぱりその前に子供たちの安全、小中学校、幼稚園、保育園、これをまず優先してやろうということで進めてきました。そして、小学校、中学校の耐震化も終わり、今、幼稚園、保育園も統合に絡めた建てかえを進めておるところであります。

そんな中でのこの庁舎の建設であります。今、稲葉議員から、あるいは横嶋議員からいろいろご意見が出ておりますけれども、我々はやはりある建物をできる限り有効に使いたいということの中で、あの南崎小学校も、ああいう形で保育所として使用し、そしてこれから進むであろう学校統合も頭に入れながら、何とか体育館であり、そういった施設もできる限り使っていきたいという考えでもちろんおります。そして、中央公民館も、やはり独特のああいった独自の施設として残すことも、これは我々も当然今まで考えてきましたし、それは検討もしてきました。

しかし、やはり限られた財政の中で効率よく、こういう耐震化の問題やら人口減少、高齢化が進む中で公共建築物、箱物を整備するということは、我々としてはどうしても先立つものを考えなければならないということでありますから、そういう中での限られた予算の中で、じゃこういったいろいろなことをどういう形で、この役場の庁舎の中へと盛り込むのかということが我々としても課題でありました。

そういう中での今回のこの役場の建設であります。そういう中で、先ほどから出ておりますコミュニティホールの問題やら、地元商店街の活性化の問題等々、私も考えております。今、湯の花観光交流館とか、非常にお客さんにも好評で、人の流れが変わってきているということも言われておりますけれども、何といってもやはり当町のかつての中心地である下賀茂商店街を何とかしたいという気持ちがもちろんありまして、この駐車場の使用についてもできる限り効率よく使えるようにということで、役場の配置も私は考えてきておりました。

そういう中で、できる限り今言われたようなことをいろいろ考えながら、幅広く、ただ行政の場だけでなくて、今回の役場の建設には広く町民の皆さんも将来にわたってのまちづく

りのいろいろな意味での拠点となれるように、我々としては考えながら進めてきておりますし、今後もそういう思いで進めていきたいということですので、ぜひひとつ議会の皆さんのご理解をいただきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

○６番（清水清一君）　今、色々聞きましたけれども、先ほどの稲葉議員の質問の続きなんですが、特定建設業共同体でやると、この取り扱いを先の全員協のあと見ているんですが、この定義の共同体でありますけれども、2社あるいは3社でＪＶという形で行いたいということなんですけど、私思ったんですけれども、最大の能力を持っている会社が事業者になると収支比率じゃなくて、最大の施行能力、これまでの実績で１番の最大である業者が責任者となる。この要綱には書いてある気がするんです。ですけれども、そういった南伊豆町内の特定建設あるいはＪＶを組んだ業者、責任者という形のほうがいいんではないかと。町内の優秀な業者さん、南伊豆町の建設業あるいは土木業の方々の産業振興ということを考えると、そういう意味では責任者になることによって、技術を学べそういったことや逆に大きな会社を小さな会社が動かすことができる。そういう形を取扱要綱の中で最大の施行能力ではなく町内の業者が責任者になるということを考えていかれるのか、そのあたりをお伺いしたい。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　要綱を変える予定はありません。町内が第１になるのかということは、それはＪＶを組む企業の考え方です。我々が手を突っ込んで、それをああしろこうしろということはできません。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

○６番（清水清一君）　要綱として、そういうものがあるということを、そうした口を出すということではなくそういうものがあるよという事ならば、やはり町内の業者を優先にしたいという、やっぱり産業をあるいは技術を学んでもらいたいと考えた時、それはよそへ行ったときにも使えるそういうものを考えていただくのも必要かと思います。そう件については以上です。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

○７番（梅本和熙君）　先ほどの稲葉議員が言った中央公民館の解体の問題ですけれども、これはあくまでも要望として町長にお願いしたいんですけれども、できる限り存続するという

方向で検討していただきたい。いろいろな問題もあるでしょうし、いろいろ大変なことでしょうけれども、ぜひそういう方向で私は考えて、私委員やらせてもらいましたけれども、当時もそのような意見も出ていましたので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと。

それと、もう一つは、庁舎駐車場整備の問題ですけれども、これはこの建設地における駐車場問題でしょうけれども、建設がなった後、職員が駐車場を利用する、これについては今500円とか1,000円とかって引いているわけですけれども、余りにも安過ぎているんじゃないかと、一般常識から考えて。そして、この駐車場の料金をもう少し上げてもらうということ。

先ほど、所得控除の問題がありまして、そういう駐車場の問題も入っていましたよね。そういう考えで考えたときに、多少の負担にはなるんでしょうけれども、所得控除もあるし、やっぱり一般の人たちと同じところまで基準を上げていってもらいたいと、このようにこの駐車場の件は思います。

それと、もう１点、清水議員が言われた、やっぱり町内業者、この庁舎建設において町内の経済の活性化ということは非常に大事ですから、ぜひ町内業者がやれるような体制というか、そういうことを考えていただきたい、このように思います。

駐車場の件だけ。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

先ほど申しましたように、現在、駐車場の駐車料というか協力金ですね、協力金という形で月1,000円、我々は払っております。実際はまとめて払うんですけれども。それで、今度の工事中で民間の土地をお借りして、１年６カ月ぐらいですけれども、2,500円から3,000円弱ぐらいになろうかと思います。

それから、新庁舎になった場合に、ざっと計算してみますと、やっぱり1,000平米ぐらいを使います。1,000平米使って、平米当たりうちの検査主幹が試算しますと、大体砕石アスファルトで5,000円ぐらいでできるかなと。ざっと単純計算しても、約500万であります。これが例えば耐用年数が10年とかというふうに考えますと、500万を10年で税額0.95とか、細かな話は別にしまして、500万円としまして、実際に今度教育委員会とか上下水道の職員が来ますと、約100人ぐらいになるわけです。月1,000円で年間１万2,000円としますと、単純に計算すると年間120万で10年で1,000万ぐらいのお金が協力金としてなるわけです。

ただ、梅本議員がおっしゃったように、民間を借りると1,000円とかではなかなかいかないだろうということでありますので、ちょっとそこら辺は今後詰めさせていただきたいとい

うふうに考えます。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

○７番（梅本和熙君）　先ほども協力金が2,500円に上がると、そうするとそういうことによって職員の人たちも民間のことはわかったでしょうし、当然そんなことは民間の人たちも駐車場を借りるのには大体3,000円や5,000円はかかるだろうという感覚でいると思いますもので、町長ぜひその辺、強権発動をしてください。

○議長（漆田　修君）　渡邉君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　30ページの公有財産購入費の中でこれは県の今まで使っていた単価で平米あたり、いくらで計算しているのか、もう一つは民間も入っているのかということが１点。そして今、梅本議員の駐車場の問題とか、ありましたが下田あるいは下田の企業に聞いてみますとみますと、やはり下田あたりで5,000円から１万円位で借りている。ですから、ここでもって5,000円から3,000円くらいの値段ではまだまだかなという。やはりそういう仕事をしに役場に来ているんだから仕方ないよ1,000円でも500円でもということでなくて、やはり一般の人たちも通勤している。5,000円や3,000円で借りている人が多いわけで自覚を持って私も払って行くんだというように、その辺は理解を認識を持っていっていただきたい。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　大変失礼いたしました。南崎保育所のろ過機のところまで言いまして、私その下は、申しわけありません。

詳細は教育委員会事務局長から説明させていただきますが、一応民有地も入っております。詳細はすみません。

○議長（漆田　修君）　教育委員会事務局長。

○教委事務局長（大野　寛君）　今回の取得費の関係だと思いますけれども、今回の取得費、県のほうからいただいた金額ですけれども、これは県のほうから不動産鑑定士をお願いしまして、鑑定士に依頼しまして１平米、正確には１万4,441円ですから、約１万5,000円ということで、それで本体が現地ですと4,846ですか、ありますので、約7,000万ということです。そのうちの３割というので4,900万ということになります。

○１０番（渡邉嘉郎君）　それは県の。

○教委事務局長（大野　寛君）　そうです。民有地は２件、お二方おいでになりますけれども、この方につきましては県の不動産鑑定で出た１万5,000円をベースにしましてお借りしたいなというふうには考えているところです。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　先ほど、町長のお話にこの設計の単価、私先ほどプロポーザルというのは非常にいい方式だと思っていたんですが、プロポーザルでやっていくと思っていたものですから、共立湊みたいな設計、施行するというところまで、もう全部プロポーザルというふうになるのかなと思ったら、設計は設計、それで施工は施工という形に、これは今から言っても仕方ないんですけれども、ただ民間の単価と公共単価あるわけです。それで、病院改革推進委員会の答申の中では、病院をつくるのに非常に単価を安くしたと、あれにはプロポーザルが良いと坪60万円取られたとかということを長会長ですかその中で、いわゆる長さんあたりがいうのは、設計と施工を別々にすると監理経費が発生すると、そして積算方法も一般に高いという、要するに公共単価を使用することになると、そうすると当然高くなっていくと。だから、一般の単価を使うようにすれば、結局、建設コストが下がるということになるのですから、病院もそうですがましてや、庁舎基金、交付税も公共単価というか、建設省の単価を使わなくても設計のできる、そういう解釈を私はこの文面から受けるわけですよ、その辺の検討というのは設計担当で、みんな単価で見積もりそういうあれ、建設費用の中でということではどうですか。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　稲葉議員がおっしゃるとおり、確かに共立が坪62万3,000円ぐらい、平米になるとやっぱり18万9,000円ぐらいでございます。本町の新庁舎が2,925で単純割り返しで約８億5,000万で割り返すと平米約29万ぐらい、約10万ぐらい高くなります。

ただ、単純にじゃ公共単価で計算を積み上げてきて８億ですよということではありません。検査主幹課に技師２人おりますけれども、相当削るところは削っております。ですので、やってきて積み上げたものが、イコールこの予算ということでは決してありません。

参考までに、一番近い近隣の某町の庁舎ですと、平米当たり36万ぐらいかかっていると、それに比べれば大分安いです。ただ、共立の単価、設計施工一括という話も、たしか昨年の委員会でそんなことはできませんかねというようなことは、ちょっと出たことがあります。ですけれども、それはもう分けてという方針でしたので、それに従った中で単価については精査して、検査課主幹を中心に精査しております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　具体的にお願いしていきますけれども、単価についてはもっともっと

精査し、こういった形の中で民間のそういう単価もあるんだよということの中で、これから単価が下げれるかどうか検討される事も必要

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「委員会付託あるの」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　委員会付託はありません。

この場で採決いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　私は、この補正予算に反対いたします。

反対する理由といたしましては、庁舎建設、これに絡んで一般質問でも町長にお願いしましたが、こういう南伊豆町内の経済活性化、そういう面での町長のこういうふうにするんだという姿勢が私にはうかがえられません。こういうことですから、この庁舎という大きなプロジェクトということで、将来の活性化を図ることも明確にしていただきたいということと。

先ほど、私が言っている多目的ホールこれについての他の場所、現在、中央公民館がありますし、それから学校の体育館もあります、武道館もあります。そこらを調整する中で、南伊豆町の身の丈に合ったような財政の中で庁舎建設を行う検討をしてきたということで、これについては今回８億の補正予算で、これはもう一つ検討を進めた中で、新年度で計上するんでしたら、私らもあれですけれども、８億もを補正でということにはちょっと納得いかないところもあるものですから、今回私は反対いたします。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論する方はいらっしゃいませんか。

横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　補正予算に当たって、賛成の討論を行います。

今回の補正では、その主要なものは庁舎建設の大きなものです。今、確かにここでという

慎重な時期でもあります。しかしながら、昨年の東海地震がいつ来てもおかしくないという中で、昨年、駿河湾沖の地震が起きて庁舎が亀裂が入るとか、そういう問題がありました。それより先に、いわゆる公共施設の27年問題というのがありまして、我々もいわゆる公共施設のどういう計画で、どういうめどで意見を言うあるいは提案していったらいいのかということをちょうど合併の問題のころから考えてきました。

結論的にいえば、いわゆる子供たち、義務教育の小学校、中学校の施設、そして保育所の耐震化のめどが今立って、応急処置も昨年の年度末に、いわゆる改築が、新築を目標統合する予定のところを応急処置をしてきたということであります。庁舎建設に関しては、さかのぼること平成11年の時点で、ほぼ現在の庁舎建設基金がですね、将来を見越して数年かかって積み上げてきたという経過があります。平成11年以降、前町政の時代には公共施設に関しては、いわゆるごみの最終処分場の問題や、あるいは今の観光交流館のあの施設の問題、目白おしで公共施設の問題に関して、我々もさまざまな知恵、あるいは財政分析を結果として勉強する機会になりました。そして、そういうさなかに三位一体の改革として、国県による合併の波も出て、今日に至っていると。

平成18、19年の折には、当時庁舎建設の計画を財政の中でそれが町財政に大きな負担がかかって、町の存亡にかかわって合併の方向がいわれました。しかし、今日に至ってですね、国の施策も落ち着いて、今新たに町の発展方向を定めていくという段階で、いわゆる現状も安心できる状態ではありませんけれども、財政の足元を見ながら、そしていつ起こるかわからない地震に備える、町民の城としてもしっかりとその足場をつくって、むしろその中の仕事で町民に返していく、これを基盤としてしっかりと整備する必要があると思います。この十数年来、いつでもできるチャンスはあったけれども、いわゆる町民の生活を最優先にして、そこに予算を注ぐということをやってきた中で、ここで実施できるないという事になると取り返しのつかないことになると、そういう思いもあります。ぜひ、この庁舎建設を契機に、町が人口減少から転じて、町の中心を含めて町の発展となる、そういう意味でも庁舎建設そういうものとして本議案に賛成の討論とします。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第59号　平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決するこ

とに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　賛成多数です。

よって、議第59号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで７分休憩して、40分からお願いいたします。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時００分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第６０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第60号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第60号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

本案は、７月の本算定実施による保険税の調整及び退職者医療関係の調整、前期高齢者財政調整関連等の調整が主な内容となっております。

歳入では、国民健康保険税を4,640万8,000円、国庫支出金を3,982万4,000円、県支出金を561万9,000円、共同事業交付金を3,296万8,000円減額し、療養給付費交付金を3,917万7,000円、前期高齢者交付金を2,114万円、繰入金を2,220万3,000円、繰越金を１億2,363万9,000円増額するものであります。

歳出では、保険給付費を3,128万7,000円、老人保健拠出金を81万円、諸支出金を5,092万6,000円増額し、後期高齢者支援金等を45万6,000円、前期高齢者納付金を23万2,000円、介

護納付金を99万5,000円減額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,134万円を増額して歳入歳出予算の総額を15億2,391万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明は終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第60号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明させていただきます。

17ページをお開きください。

２款１項１目一般被保険者療養給付費でございますが、これは財源区分の変更でございます。

次に、２目、605の退職被保険者等療養給付事務でありますけれども、2,115万円を増額し、8,915万円としたいものであります。内容は、19節の負担金補助及び交付金の退職被保険者等療養給付費につきまして、直近の給付実績に基づき、年間の給付費を推計し、2,115万円の増額をお願いするものでございます。

３目の一般被保険者療養費につきましては、財源区分の変更でございます。

18ページに移りまして、２款２項１目一般被保険者高額療養費ですが、これも財源区分の変更でございます。

２目、610事業の退職被保険者等高額療養事務でありますけれども、1,013万7,000円を増額し、1,813万7,000円としたいものであります。内容は、19節負担金補助及び交付金の退職被保険者等高額療養費につきまして、直近の実績に基づき、年間の必要額を推計し、1,013万7,000円の増額をお願いするものであります。

次に、21ページをお願いいたします。

５款１項１目、615事業の老人保健医療費拠出金でありますけれども、81万円を増額し、377万8,000円としたいものであります。内容につきましては、19節の負担金補助及び交付金の老人保健医療拠出金について、平成22年度の概算納付額の確定により81万円の増額をお願いするものでございます。

22ページに移りまして、６款１項１目、617事業の介護保険事務納付金でありますけれども、99万5,000円を減額し、7,965万9,000円としたいものでございます。内容は、19節負担

金補助及び交付金の介護納付金について、平成22年度概算納付額の確定により99万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次の23ページ、７款１項１目高額医療費共同事業医療費拠出金及び４目の保険財政共同安定化事業拠出金とも、財源区分の変更でございます。

続きまして、24ページですけれども、11款１項３目、626事業、償還金でございますけれども、5,092万6,000円を増額し、5,092万8,000円としたいものであります。これは23節償還金利子及び割引料で、前年度等における超過受け入れ額の返還であり、内訳につきましては療養給付費等負担金が3,510万5,000円、療養給付費交付金償還金が1,054万1,000円、出産育児一時金補助金の償還金が８万円、調整交付金償還金520万円でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

７ページをお開きください。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税でございますけれども、4,262万3,000円を減額し、２億6,855万7,000円としたいものであります。これは４月に実施いたしました本算定により、額の調整を図るものであり、１節療養給付費現年課税分を3,352万8,000円減額し、２節後期高齢者支援金等分現年課税分を588万7,000円、３節介護納付分現年課税分320万8,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、２目退職被保険者等国民健康保険税ですが、378万5,000円を減額し、2,965万3,000円としたいものであります。これも同じく４月に実施した本算定により、額を調整を図るものであり、１節医療給付分現年課税分を214万9,000円の減額、２節後期高齢者支援金等分現年課税分67万7,000円減額、３節介護納付分現年課税分を95万9,000円の減額をお願いするものでございます。

８ページをお開きください。

３款１項１目療養給付費等負担金ですけれども、1,092万6,000円を減額し、２億5,947万円としたいものであります。内容につきましては、現年度分の減額でありまして、内訳は説明欄をごらんください。

続きまして、９ページをお願いいたします。

３款２項１目財政調整交付金でありますけれども、2,899万1,000円を減額し、7,328万8,000円としたいものでございます。これは１節の普通調整交付金の減額であります。

10ページをお願いいたします。

４款１項１目療養給付費交付金でありますけれども、3,917万7,000円を増額し、１億

1,735万6,000円としたいもので、１節現年度分の退職被保険者等療養給付費交付金の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

５款１項１目前期高齢者交付金ですけれども、2,114万円を増額し、３億1,701万2,000円としたいものでございます。１節現年度分の前期高齢者交付金の増額をお願いしたいものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

６款２項１目財政調整交付金ですけれども、571万2,000円を減額し、4,944万9,000円としたいもので、１節の普通調整交付金の減であります。

次に、14ページですけれども、８款１項１目共同事業交付金ですけれども、650万9,000円を減額し、926万6,000円としたいもので、１節の共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金の減であります。

２目の保険財政共同安定化事業交付金は2,645万9,000円を減額し、１億3,821万9,000円としたいもので、１節の保険財政共同安定化事業交付金の減額でございます。

次のページの10款１項１目一般会計繰入金でございますけれども、2,220万3,000円を増額し、7,884万3,000円としたいもので、１節保険基盤安定繰入金を1,001万8,000円、４節財政安定化支援事業繰入金1,218万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、16ページ、11款１項１目療養給付費交付金繰越金でございますけれども、1,054万1,000円を増額し、1,054万2,000円としたいもので、１節の療養給付費交付金繰越金の前年度の給付費交付金繰越金の増額。

２目その他繰越金は１億1,309万8,000円を増額し、１億5,309万8,000円としたいもので、１節その他繰越金の前年度その他繰越金の増額でございます。

６ページに戻ってください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額14億4,257万7,000円、補正額8,134万円、計15億2,391万7,000円、補正額の財源内訳ですけれども、特定財源の国県支出金がマイナスの4,562万9,000円、その他2,734万9,000円、一般財源9,962万円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑をする者もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第60号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第60号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第６１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第61号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第61号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ778万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を９億613万9,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では平成21年度の保険給付費の確定に伴い、国県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金額が確定したため、272万4,000円の償還金及び地域包括支援センター職員の人件費506万1,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金が確定し、償還金に充当するため、繰越金を272万4,000円、地域包括支援センター職員の人件費の増額分に一般会計繰入金506万1,000円を追加することであります。詳しい内容につきましては、健康福祉課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第61号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明します。

９ページをお開きください。

２款１項５目、706事業、施設介護サービス給付事務でございますけれども、1,333万1,000円を減額し、３億7,066万9,000円としたいものであります。内容につきましては、19節の負担金補助及び交付金の施設介護サービス給付費負担金を直近の実績に基づき、年間の必要額を推計し、1,333万1,000円減額するものでございます。

次に、10ページに移りまして、２款２項１目の712事業、介護予防サービス給付事務でございますけれども、1,200万円を増額し、2,640万円としたいもので、内容は19節の負担金補助及び交付金の介護予防サービス給付費負担金の、これも直近の実績に基づきまして年間の必要額を推計し、1,200万円増額をお願いするものでございます。

次の７目の703事業、介護予防サービス計画給付事務でございますけれども、133万1,000円増額し、348万円としたいもので、内容は19節負担金補助及び交付金の介護予防サービス計画給付費負担金を直近の実績に基づきまして、年間の必要額を推計し、133万1,000円を増額するものでございます。

次のページに移りまして、５款２項１目の739事業、介護予防ケアマネージメント事業でありますけれども、506万1,000円を増額し、1,110万1,000円としたいもので、内容といたしましては育児休業から職場復帰した職員の人件費でございます。

12ページに移りまして、７款２項１目、724事業、償還金事務でございますけれども、272万4,000円を増額し、272万5,000円としたいもので、内容は23節償還金利子及び割引料の国県負担金等償還金を平成21年度の実績により返還が生じたため、272万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をします。

７ページをお開きください。

９款１項４目その他一般会計繰入金でございますけれども、506万1,000円を増額し、1,677万4,000円としたいもので、内容は１節の事務費等繰入金の新予防給付分人件費繰入金でございます。

また、８ページですけれども、10款１項１目繰越金でございますが、272万4,000円を増額し、372万4,000円としたいものでございまして、１節繰越金の前年度繰越金でございます。

６ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額８億9,835万4,000円、補正額778万5,000円、計９億613万9,000円、補正額の財源内訳ですけれども、特定財源のその他が506万1,000円、一般財源が272万4,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第61号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第61議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第６２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第62号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第62号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本案は、静岡県後期高齢者医療広域連合の４月本算定実施による保険料関係の調整並びに、それに伴う広域連合への保険料負担金の調整が主な内容となっております。歳入では、後期高齢者医療保険料を496万3,000円減額し、繰入金を25万9,000円、繰越金を48万5,000円増額するものであります。

また、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を351万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額からそれぞれ351万9,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を１億1,225万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議の上よろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第62号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

10ページをごらんください。

２款１項１目、902事業、後期高齢者医療広域連合納付金事務でございますけれども、351万9,000円を減額し、１億959万3,000円としたいものです。内容は、19節負担金補助及び交付金の保険料負担金を本算定の実施により298万3,000円を減額、事務費負担金を概算交付額の確定により53万5,000円減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

７ページをお開きください。

１款１項１目後期高齢者医療保険料を496万3,000円減額し、7,301万5,000円としたいものです。内容は、１節の現年分保険料を本算定の実施により補正するもので、特別徴収保険料を360万6,000円、普通徴収保険料を135万7,000円、それぞれ減額するものでございます。

８ページをお願いします。

４款１項１目事務費繰入金でございますけれども、53万5,000円を減額し、936万3,000円としたいもので、１節の事務費繰入金53万5,000円の減額でございます。

２目保険基盤安定繰入金は149万4,000円を増額し、2,956万1,000円としたいもので、１節の保険基盤安定繰入金を149万4,000円増額するものでございます。

次に、９ページをお願いいたします。

５款１項１目繰越金でございますけれども、48万5,000円を増額し、48万6,000円としたいものでありまして、１節の繰越金の前年度繰越金を48万5,000円増額するものでございます。

６ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額１億1,647万円、補正額マイナス351万9,000円、計１億1,295万1,000円、補正額の財源内訳ですけれども、一般財源がマイナス351万9,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第62号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、１時まで昼食のため暫時休憩をいたします。

休憩　午後　０時０２分

再開　午後　１時００分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第６３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第62号　平成22年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第63号　平成22年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

水道事業会計補正予算は、収益的収入及び支出予算の収入で、水道事業収益の営業収益、受託工事収益を20万円増額し、水道事業収益を２億3,674万円とし、支出で水道事業費用の営業費用を134万8,000円増額し、営業外費用を５万円減額し、水道事業費用として129万8,000円増額し、２億8,665万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、上下水道課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山田　稔君）　それでは、議第63号の内容についてご説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。

12ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出についてご説明いたします。

１款水道事業費用を129万8,000円増額し、２億8,665万6,000円としたいものです。内訳としまして、２目受託工事費を20万円増額し、560万円としたいものです。26節その他工事請負金として水道管移設等工事請負金を20万円増額するものです。

３目総係費を５万8,000円増額し、4,841万2,000円としたいものです。この関係は、昨年度臨時交付金で購入しました軽トラック３台分の費用としまして、11節委託料、その他委託料として12カ月点検の費用として２万6,000円増額し、13節修繕費、自動車等修繕として点検に伴うオイル交換整備費用として３万5,000円増額するものでございます。

４目簡易水道等費を109万円増額し、3,697万6,000円としたいものです。

３節賃金、臨時職員雇用、検針の業務の引き継ぎの費用として１万9,000円の増。12節賃借料、ＮＴＴ共架料としまして南簡水で電柱の４本増加になりまして3,000円の増。13節修繕費、簡易水道施設修繕としまして排水プラントの破損類への対応として100万円を増額したいものです。19節会費負担金、静岡県簡易水道協会費特別会費、これは本年度の補助事業4,020万4,000円ですが、その0.17％として６万8,000円増額するものです。

１項営業外費用として３目消費税を５万円減額し、437万1,000円としたいものです。このたびの補正に伴う更正により５万円減額となります。

続きまして、11ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうちの収入でございます。

１款水道事業収益を20万円増額し、２億3,674万円としたいものです。内訳といたしまして、１項営業収益、２目受託工事収益を20万円増額し、560万円としたいものです。

２節その他工事収益としまして水道管移設等工事収益で支出の予算で計上いたしました受託工事費、工事請負金を20万円増額するものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第63号　平成22年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第６４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第64号　平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第64号　平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額53億2,078万9,499円、歳出総額50億1,325万7,678円で、歳入歳出差引残金３億753万1,821円となり、繰越明許費繰越額5,248万9,000円を差し引いた実質収支額は２億5,504万2,821円となりました。これを平成20年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては６億6,904万4,783円、14.4％増、歳出につきましても７億9,032万6,294円、18.7％の増となりました。

平成21年度の予算執行につきましては、自立のまちづくりに向け、今後一層厳しさを増す

財政状況にかんがみ、歳出削減に努めつつ、国の地域活性化に係る経済危機対策臨時交付金等、各種交付金及び基金を活用し、南中小学校屋内運動場耐震工事、消防ポンプ自動車購入及び河川改修等を実施し、町民の安全・安心を推進するとともに、各種機器、備品の更新も行いました。また、平成22年度以降の第５次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画等に基づく各種事業を見据えて４億円余の財政調整基金を積み増すなど、一層の財政強化及び健全化に努めたところであります。

本決算は、地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げます。

なお、決算内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

渡邉幸雄代表監査委員。

〔代表監査委員　渡邉幸雄君登壇〕

○代表監査委員（渡邉幸雄君）　監査委員の渡邉です。

意見書の報告をしたいと思います。

平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書

第１、審査の概要

１　審査の対象

平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算

２　審査期間

平成22年７月14日から平成22年８月13日

３　審査の方法等

（１）南伊豆町一般会計歳入歳出決算書

（２）南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項別明細書

（３）財産に関する調書

（４）主要施策の成果を説明する書類

（５）その他説明のために提出された関係書類

第２　審査の結果

平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法、その他関係法令の規定

に基づき審査した結果、決算諸表は適法かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認められた。

なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

１　一般会計決算及び財政状況

（１）一般会計決算収支及び概況（別表１）をごらんいただきたいと思います。

歳入については、53億2,078万9,000円で前年度比６億6,904万4,000円、14.4％の増加となった。

歳出については、50億1,325万8,000円で前年度比７億9,032万7,000円で18.7％の増加となった。

また、実質収支は２億5,504万2,000円で、実質単年度収支は２億8,677万9,000円となり黒字となった。

（２）歳入決算状況

一般会計の歳入決算額の調定額合計は54億6,606万2,000円、収入済額合計は53億2,078万9,000円であり、調定額に対する収入済額の割合は97.34％で、前年度より0.06ポイント上がった。款別歳入決算額は別表２のとおりである。

①町税

町税全体の決算額は９億4,293万3,000円で、前年度と比較すると1,115万9,000円減少した。減少した主なものは、町たばこ税481万5,000円、特別土地保有税808万5,000円、入湯税545万2,000円である。増加したものは、町民税101万6,000円、固定資産税558万6,000円、軽自動車税59万1,000円である。

町税の収納状況

町税の収納状況は、別表３のとおりである。

町税全体の収納率は87.06％で、前年度88.40％より1.3ポイント下がっている。

②町税を除くその他の収入

別表２により前年度と比較してみると、科目別で増加している主なものは、国庫支出金６億799万2,000円、繰越金１億3,414万3,000円、地方交付税１億1,444万2,000円、諸収入3,026万3,000円、繰入金1,893万円等である。

減少している主なものは、町債１億610万円、県支出金8,224万8,000円、自動車取得税交付金1,793万9,000円、寄附金1,403万6,000円、町税1,115万9,000円、分担金及び負担金1,114万6,000円等である。

平成21年度は、国の施策である地域活性化交付金が国庫支出金として支給され、大幅に増加した。

（３）歳出決算状況

一般会計の歳出決算額は、予算現額53億9,097万2,000円に対し、支出済額50億1,325万8,000円で執行率は92.99％であった。

決算額を前年度と比較してみると、平成21年度は７億9,032万6,000円の増加となった。増加した主なものは、総務費５億3,255万2,000円、衛生費１億5,752万円、民生費１億849万4,000円、土木費9,624万3,000円、消防費9,514万3,000円、教育費8,592万4,000円である。

減少しているものは、商工費１億8,246万8,000円、農林水産費4,521万5,000円、災害復旧費2,874万9,000円、公債費2,838万5,000円等である。

款別歳出決算額は別表４のとおりである。

（４）財政構造

財政構造については、地方財政状況調査表（普通会計決算）に従って分析的に考察すればら、おおむね次のとおりである。

①歳入の構成

自主財源と依存財源に区別して年度別に比較すると、次表のとおりである。

自主財源と依存財源の構成割合は31.0対69.0となっており、自主財源の占める構成比は前年度と比較すると1.3％減少している。この両財源を内容的に前年度と比較すると、自主財源は繰越金１億3,414万3,000円、繰入金1,893万円及び諸収入3,026万3,000円等が増加し、一方、町税1,115万9,000円、財産収入302万5,000円が減少し、全体として１億4,662万5,000円の増となっている。

依存財源は、地方交付税１億1,444万2,000円、国庫支出金６億799万2,000円等が増加し、一方、地方譲与税476万2,000円、自動車取得税交付金1,794万9,000円等が減少し、全体として５億2,241万9,000円の増となっている。

経常的収入と臨時的収入

経常的収入と臨時的収入の構成割合は66.9対33.1となっており、前年度と比較すると臨時的収入が7.6ポイント増加している。

②歳出の構成

歳出決算額を性質別に区分し、前年度と比較すると次表のとおりである。

義務的経費16億8,874万8,000円、前年度と比べ767万9,000円の増加となっている。歳出総

額に占める割合は33.7％で、前年度より6.1ポイント減となっている。投資的経費６億5,656万円は、前年度と比べ4,136万円の増となっている。その他の経費26億6,795万円は、前年度と比べ７億4,128万8,000円の増となっており、これらの経費に充当された経常経費充当一般財源27億9,055万9,000円は、前年度に比べ１億2,705万8,000円の増加となった。

（５）財政構造の弾力性（財政分析指標の状況）

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保持しながら経済変動や町民の要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。当町の財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の年度別推移は次表のとおりである。

財政分析指標の状況を申し上げます。

財政力指数

自治体の標準的な行政活動を行うのに最低限必要な自前の収入（町民税等）の割合である。１を超えるほど財政力が強く、財源に余裕がある。

当町の財政力指数は、平成21年度0.33、統計は１年前になりますが、平成20年度県平均0.91、郡平均0.47で、前年度より0.01ポイント下がっている。税収を上げ、少しでも自主財源をふやす努力が必要である。

実質収支比率

財政運営の健全性を判断するために用いられるもので、決算剰余または欠損の状況を財政規模との比較であらわしたもので、おおむね３ないし５％が望ましいと考えられている。

当町の実質収支比率は、平成21年度7.7％（平成20年度県平均6.3％、郡平均7.8％）で、前年度より大幅に下がり改善されている。

経常収支比率

財政構造の弾力性（経常一般財源に余裕があるか）を判断するために用いられる指標で、町村にあっては75％を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると言われている。

当町の経常収支比率は、平成21年度83.3％（平成20年度県平均84.1％、郡平均86.4％）で、前年度より0.4ポイント上がった。

公債費比率

経常一般財源に占める公債費の財政負担状況を示す指標で、高いほど財政硬直化の一因となるものとされているが、この比率は10％を超さないことが望ましいとされている。

当町の公債費比率は、平成21年度8.3％（平成20年度県平均12.5％、郡平均13.1％）で、前年度より1.3ポイント下がり、理想の10％以下となっている。

基金残高比率

すべての基金残高の合計が標準財政規模に占める割合で、高いほど財政が安定している。

当町の基金残高比率は、平成21年度54.2％（平成20年度県平均23.9％、郡平均42.2％）で、前年度より9.9ポイント上がったが、今後基金の取り崩しが予定されているので、一時的なものと考えたほうがよい。

起債制限比率

公債費比率に一部補正を加えた比率で、この比率は過去３カ年度平均で20％以上になると、起債の許可が一部制限される。

当町の起債制限比率は、平成21年度6.1％（平成20年度県平均10.0％、郡平均10.0％）で、前年度より1.1ポイントよくなり、問題はない。

公債費負担比率

一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合によって、公債費の財政負担の状況を把握しようとするものである。

当町の公債費負担比率は、平成21年度12.0％（平成20年度県平均15.1％、郡平均16.5％）で、前年度より2.8ポイント下がっている。

（６）町債の状況

一般会計町債残高

町債は、平成17年度末55億2,622万7,000円、平成18年度末53億8,244万円、平成19年度末50億7,224万円、平成20年度49億3,846万3,000円、平成21年度末47億2,033万6,000円で年々減少している。

第３　財産の概要

（１）公有財産の状況

行政財産、土地27万7,510平方メートル、建物４万588平方メートル。普通財産、山林288万2,745平方メートル、その他21万2,202平方メートル、建物1,442平方メートル。山林、所有239万6,216平方メートル、立木の推定蓄積量１万7,800立方メートル、分収87万269平方メートル、立木の推定蓄積量8,214立方メートル。物件、温泉権16.5平方メートル、有価証券、伊豆急ケーブルネットワーク50万円、出資による権利、静岡県道路公社出資金外20件6,239万6,000円。

（２）物品の状況

１点50万円以上の物品は、平成21年度末現在342点で、前年度末に比べ12点増加した。

（３）基金の状況

基金の状況は、別表５のとおりである。その大部分は、特定目的基金であり、平成21年度は財政調整基金へ４億６万3,000円の積み増し等があり、決算年度末残高は17億8,412万6,000円となった。

（４）資金事情

年度末になると一時的に資金不足となり、基金から一時借り入れ等を行ってきたが、平成21年度は資金繰りが順調にいき、その必要はなかった。また、歳計現金の運用により、利息24万1,804円の収入があった。

第４　審査意見

（１）一般会計決算収支について

形式的収支は３億753万1,000円、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は２億5,504万2,000円となった。なお、実質収支から前年度実質収支額を控除した単年度収支はマイナス１億1,328万4,000円であるが、財政調整基金への積み増し４億６万3,000円があるので、実質単年度収支は２億8,677万9,000円の黒字となった。平成21年度に引き続き、財政調整基金へ予想以上の積み増しができ、財政の安定を図ったことは、今後の町政運営を考えると手堅い方法であったと言える。

（２）一般会計歳入について

歳入決算額は大幅に増加している。主な原因は、地域活性化交付金、定額給付金等国庫支出金、地方交付税及び繰越金の増加である。

経常的収入である町税は1,115万9,000円の減少で、その主なものはたばこ税481万5,000円及び入湯税545万2,000円の減である。

町税全体の収納率も1.3ポイント下がっているので、収納率の向上に努められたい。入湯税については、今年度から収納状況の把握を細かくするよう改善しつつあるが、納税指導を要すると思われるものも見受けられる。

平成21年度は地域活性化交付金、地方交付税が予想以上に増加したことにより、収入は大幅にふえたが、今後も自主財源の確保には引き続き努力されたい。

（３）一般会計歳出について

前年度決算額との対比で、平成21年度は７億9,032万7,000円の増加となった。ここ数年、行政改革で厳しく査定された予算が国の施策で大幅に増加し、施設の改修や自動車、パソコン等の購入に充てられた。地方に配慮した予算により、数年かかる要望が実現できたが、施

設備品の有効活用や管理には十分配慮されたい。

さらに、性質別に前年度と対比してみると、５ページ、一般会計性質別歳出決算額調べのとおりである。

人件費は年々減少の傾向にあるが、平成21年度も前年度に比べ29万8,000円の減少で、前年度同様町税の総額を下回った。

（４）財政分析

財政分析については、各指標とも前年度より改善されているものが多い。しかし、これは一時的な交付金や地方交付税の増額によってもたらされたもので、自助努力によるものではない。特に、財政力指数については0.33で、県平均・郡平均を下回っている。安定的な町政運営をするには、自主財源の確保が重要な課題である。

（５）公有財産について

公有財産については、遊休地とならないよう、その対策が求められてきたが、伊豆急不動産から無償提供された土地の一部が市民農園として利用される等、少しずつではあるが活用が図られつつある。

（６）町債について

年々減少している。平成21年度も借入額２億3,860万円に対して償還額は４億5,672万7,000円であり、残額は47億2,033万6,000円となった。借入金は極力抑えることとし、どうしても借り入れする場合は償還元金以下とすれば残額はふえない。

また、当町の場合は公共下水道事業、漁業集落排水事業等借り入れがあり、住民１人当たりの借入額は高くなっている。

（７）基金について

財政分析の基金残高比率が示すように、平成21年度は財政調整基金への積み増しが４億円を超え、一時的にふえた。

（８）無駄はないか、効率はよいか

①入札関係（30万円以上）では、平成21年度は工事関係が92件、委託業務が20件、物品購入が20件、リースが１件で計142件を執行し、落札率は92.43％であった。今後も、競争入札により落札率を下げるよう一層努力をされたい。

②マイクロバスを購入したが、運転手の安定的な確保に努め、広く活用し、経費の節減を図られたい。

③銀の湯会館は一般会計で運営されているが、平成21年度地域活性化経済危機対策臨時交

付金により、改修工事が実施できた。観光的施設の運営は、他市町でも苦慮しているところである。町直営の運営には限界があるので、今後は指定管理者制度を導入するなど、検討されたい。

むすび

平成21年度の決算は、歳入歳出ともに50億を超える規模となり、当初予算を大きく上回った。これは、国の一時的とも言える経済対策の結果であり、普通なら数年を要する備品の購入や施設の改修等が一挙に実現した。

今後の財政運営にはかなりプラスとなったことは間違いないが、当町は平成22年度から庁舎の建設を初め、こども園の新設など大型公共事業が予定されている。

したがって、平成21年度の財政調整基金への積み立ても賢明の措置であり、今後も行政改革の手を緩めることなく、健全財政を堅持していくよう強く要望するものである。

平成22年８月23日、南伊豆町監査委員、渡邉幸雄、南伊豆町監査委員、齋藤要。

以上です。

○議長（漆田　修君）　監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

ここで、会計責任者より内容説明を求めます。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

決算書の１ページをお開きください。

歳入から説明いたします。

朗読して説明とさせていただきますが、款、項とも収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明いたします。

それでは、まず第１款の町税でございますが、収入済額９億4,293万2,890円、不納欠損額395万7,294円、収入未済額１億3,620万9,191円となっております。

１項町民税３億4,847万9,505円、19万8,594円、3,374万8,522円。

１項固定資産税４億9,763万8,224円、373万8,700円、8,754万4,137円。

３項軽自動車税2,231万6,900円、２万円、174万500円。

４項町たばこ税5,466万4,574円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

５項は特別土地保有税ゼロ、ゼロ、1,086万2,532円。

６項入湯税1,983万3,687円、ゼロ、231万3,500円。

２款地方譲与税6,958万3,669円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

以下、11款１項まで収入済額の欄のみとなります。

１項地方揮発油譲与税1,123万1,000円、２項自動車重量譲与税5,064万円、３項地方道路譲与税771万2,669円。

３款１項利子割交付金318万3,000円。

４款１項配当割交付金106万円。

５款１項株式等譲渡所得割交付金58万4,000円。

６款１項地方消費税交付金9,148万7,000円。

７款１項ゴルフ場利用税交付金1,224万6,360円。

８款１項特別地方消費税交付金、これはありませんでした。

９款１項自動車取得税交付金2,645万3,000円。

10款地方特例交付金1,559万1,000円、１項地方特例交付金1,463万9,000円、２項特別交付金95万2,000円。

11款１項地方交付税22億3,901万5,000円。

次のページに移りまして、12款１項交通安全対策特別交付金105万6,000円。

13款分担金及び負担金5,837万1,295円、不納欠損額ゼロ、収入未済額80万8,000円。１項分担金795万8,615円、２項負担金5,041万2,680円、不納欠損額ゼロ、収入未済額80万8,000円、これは保育料10人の未納でございます。

14款使用料及び手数料9,825万2,102円、不納欠損額39万3,330円、収入未済額59万5,020円、１項使用料7,320万4,565円、不納欠損額39万3,330円、収入未済額59万5,020円、これは海岸空地使用料、道路、河川の占用料、町営住宅使用料及び幼稚園使用料の未納でございます。２項手数料2,504万7,537円。

15款国庫支出金７億5,427万5,357円、１項国庫負担金9,360万1,723円、２項国庫補助金６億5,495万7,423円、３項委託金571万6,211円。

16款県支出金２億1,689万8,378円、１項県負担金8,881万5,618円、２項県補助金8,665万7,612円、３項委託金4,162万5,148円。

17款財産収入354万5,996円、１項財産運用収入347万3,996円、２項財産売払収入７万2,000円。

18款１項寄附金241万6,361円。

19款繰入金3,762万4,309円、１項特別会計繰入金338万4,309円、２項基金繰入金3,424万

円。

20款１項繰越金４億2,881万3,332円。

21款諸収入7,880万450円、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円、１項延滞金、加算金及び過料111万1,480円、２項町預金利子24万2,012円、３項貸付金元利収入、収入済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円、これは災害援護資金の未収金でございます。

３ページに入りまして、４項雑入7,744万6,958円、これにつきましては主なものとして消防団員退職報償金599万9,000円、銀の湯物品販売及び貸し出し収入1,039万5,550円、在宅高齢者等食事サービス事業利用者負担金354万1,500円、市町村振興宝くじ交付金424万4,494円、日本宝くじ協会助成金、これは妻良の海上アスレチックの整備事業などですが、2,362万5,000円などでございます。

22款１項町債２億3,860万円。

歳入合計は、予算現額53億9,097万2,000円、調定額54億6,606万2,198円、収入済額53億2,078万9,499円、不納欠損額435万624円、収入未済額１億4,092万2,075円、予算現額と収入済額の比較はマイナス7,018万2,501円でございます。

それでは、引き続き歳出についてご説明申し上げます。

４ページをごらんください。

歳出につきましては、支出済額及び翌年度繰越額の欄を説明いたします。

まず、１款１項議会費5,644万3,443円。

２款総務費11億8,696万9,667円、6,500万円、１項総務管理費10億2,139万4,986円、6,500万円、２項徴税費6,732万6,811円、ゼロ、３項戸籍住民基本台帳費5,655万8,299円、ゼロ、４項選挙費2,962万5,749円、ゼロ、５項総務調査費1,126万3,443円、ゼロ、６項監査委員費80万372円、ゼロ。

３款民生費９億9,466万5,951円、357万円、１項社会福祉費５億2,199万3,942円、ゼロ、２項児童福祉費３億5,472万6,579円、357万円、３項災害救助費7,416円、ゼロ、４項介護保険費１億1,795万8,014円、ゼロ。

４款衛生費５億5,702万8,015円、ゼロ、１項保健衛生費１億5,833万6,012円、ゼロ、２項清掃費３億876万28円、ゼロ、３項上水道費8,993万1,975円、ゼロ。

５款農林水産費１億2,971万170円、676万円、１項農業費6,773万9,079円、676万円、２項林業費1,158万6,718円、ゼロ、３項水産業費5,038万4,373円、ゼロ。

６款１項商工費２億1,196万9,114円、1,906万8,000円。

７款土木費４億9,494万8,139円、2,350万円、１項土木管理費5,277万4,212円、ゼロ、２項道路橋梁費１億810万7,809円、ゼロ、３項河川費3,602万1,745円、2,350万円、４項公園費2,060万7,949円、５項都市計画費２億6,128万6,853円。

次のページをお願いします。

６項住宅費1,614万9,571円、ゼロ。

８款１項消防費３億1,756万6,638円、797万5,000円。

９款教育費４億8,188万7,189円、ゼロ、１項教育総務費5,014万7,154円、ゼロ、２項小学校費２億4,780万9,728円、ゼロ、３項中学校費6,413万93円、ゼロ、４項幼稚園費3,045万2,341円、ゼロ、５項社会教育費5,362万1,306円、ゼロ、６項保健体育費3,572万6,567円、ゼロ。

10款災害復旧費3,589万8,093円、2,222万3,000円、１項農林水産業施設災害復旧費2,367万8,044円、2,222万3,000円、２項公共土木施設災害復旧費1,222万49円、ゼロ。

11款１項公債費５億4,617万1,259円、ゼロ。

12款１項予備費については支出はございませんでした。

歳出合計は、予算現額53億9,097万2,000円、支出済額50億1,325万7,678円、翌年度繰越額１億4,809万6,000円、不用額２億2,961万8,322円、予算現額と支出済額の比較は３億7,771万4,322円でございました。歳入歳出差引残高３億753万1,821円は、平成22年度へ繰り越しいたしました。このうち、5,248万9,000円は繰越明許費の財源となっております。

決算の詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書、それから127ページから131ページの財産に関する調書、そして別冊の決算の資料でございます主要施策の成果説明書をごらんになっていただきたいと思います。

以上、雑駁でございますが、一般会計の決算内容の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、議第64号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第６５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第65号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第65号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成21年度の決算額は、歳入決算額15億5,701万428円、歳出決算額13億9,337万202円、差引残額１億6,364万226円となりました。詳しい内容につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告については、お手元に配付した決算審査意見書をもってかえさせていただきます。この後の各特別会計の決算審査意見書の報告も同様とするので、ご承知をお願いします。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、132ページをお開きください。

平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

先ほどの一般会計と同様に朗読説明させていただきます。

１款１項国民健康保険税、収入済額３億3,260万4,654円、不納欠損額139万2,400円、収入未済額１億1,975万9,195円。

２款使用料及び手数料、１項手数料、収入済額17万4,200円、以下、収入済額のみの説明になります。

３款国庫支出金３億7,979万4,652円、１項国庫負担金２億8,074万108円、２項国庫補助金9,905万4,544円。

４款１項療養給付費交付金１億893万円。

５款１項前期高齢者交付金２億9,064万3,349円。

６款県支出金6,259万5,535円、１項県負担金704万1,937円、２項県補助金5,555万3,598円。

７款連合会支出金、１項連合会補助金、これはありませんでした。

８款１項共同事業交付金１億9,319万1,718円。

９款財産収入、１項財産運用収入10万1,714円。

10款繰入金8,688万6,375円、１項他会計繰入金8,688万6,375円、２項基金繰入金ゼロ。

11款１項繰越金9,522万1,291円。

12款諸収入686万6,940円、１項延滞金及び過料56万3,700円、２項預金利子ゼロ、３項雑入630万3,240円、この主なものは老人保健拠出金の還付金458万7,698円でございます。

歳入合計、予算現額15億477万8,000円、調定額16億7,816万2,023円、収入済額15億5,701万428円、不納欠損額139万2,400円、収入未済額１億1,975万9,195円、予算現額と収入済額の比較5,223万2,429円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

133ページをごらんください。

一般会計と同様に説明させていただきますが、翌年度繰越額がありませんでしたので、支出済額のみの説明となります。

１款総務費480万5,053円、１項総務管理費450万8,425円、２項徴税費12万108円、３項運営協議会費17万6,520円。

２款保険給付費９億1,371万9,110円、１項療養諸費８億83万4,934円、２項高額療養費１億665万2,916円、３項移送費ゼロ、４項出産育児諸費518万1,260円、５項葬祭費105万円。

３款１項後期高齢者支援金等１億7,011万5,676円。

４款１項前期高齢者納付金等48万3,705円。

５款１項老人保健拠出金１万4,142円。

６款１項介護納付金7,528万3,083円。

７款１項共同事業拠出金１億7,821万2,791円。

８款保健事業費968万8,215円、１項特定健康診査等事業費543万6,938円、２項保健事業費425万1,277円。

９款１項基金積立金10万1,714円。

10款１項公債費ゼロ。

11款諸支出金4,094万6,713円、１項償還金及び還付加算金4,094万6,713円、２項延滞金ゼロ。

次のページに入りまして、12款１項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額10億477万8,000円、支出済額13億9,337万202円、翌年度繰越金ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに１億1,140万7,798円となっております。歳入歳出差引残高１億6,364万226円は、平成22年度へ繰り越しいたしました。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、154ページの財産に関する調書及び決算の付属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんになっていただきたいと思います。

以上で、国民健康保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、議第65号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第６６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第66号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第66号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げるものであります。

平成21年度の決算額は、歳入歳出それぞれ803万9,413円であります。詳しい内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、平成21年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算書を説明いたします。

先ほどの国民健康保険特別会計と同様の説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

１款支払基金交付金、収入済額4,004万6,000円。

２款１項国庫負担金587万8,820円。

３款１項県負担金１万955円。

４款１項一般会計繰入金3,482円。

５款１項繰越金ゼロ。

６款諸収入207万3,156円、１項延滞金及び加算金ゼロ、預金利子ゼロ、雑入207万3,156円。

歳入合計、予算現額1,055万3,000円、調定額803万9,413円、収入済額803万9,413円、予算

現額と収入済額の比較はマイナス251万3,587円でした。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

次のページをお開きください。

１款医療諸費、１項医療諸費214万9,638円。

２款諸支出金982万91円、１項償還金14万48円、２項繰出金84万2,043円。

３款繰上充用金409万7,684円、１項も同じです。

歳出合計、予算現額1,055万3,000円、支出済額803万9,413円、不用額251万3,587円、予算現額と支出済額との比較251万3,587円、歳入歳出差引残額ゼロでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、議第66号議案予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第６７号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第67号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第67号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げるものであります。

平成21年度の決算額は、歳入総額が８億5,885万3,177円、歳出総額は８億4,980万2,649円、差引残額905万528円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、162ページをお開きください。

平成21年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

１款保険料、１項介護保険料、収入済額１億2,630万2,200円、不納欠損額111万9,500円、収入未済額300万8,182円。

３款１項手数料４万400円。

４款国庫支出金２億2,074万4,145円、１項国庫負担金１億4,516万5,056円、２項国庫補助金7,557万9,089円。

５款１項支払基金交付金２億4,830万7,000円。

６款県支出金１億2,796万5,383円、１項県負担金１億2,391万7,839円、２項県補助金404万7,544円。

７款財産収入、１項財産運用収入ゼロ。

８款１項寄附金ゼロ。

９款繰入金１億2,891万1,504円、１項一般会計繰入金１億1,699万9,504円、２項基金繰入金1,191万2,000円。

10款１項繰越金589万6,695円。

11款諸収入68万5,850円、１項延滞金、加算金及び過料２万9,400円、２項預金利子ゼロ、３項雑入63万6,450円。

歳入合計、予算現額８億7,523万5,000円、調定額８億6,303万859円、収入済額８億5,885

万3,177円、不納欠損額111万9,500円、収入未済額305万8,182円、予算現額と収入済額との比較マイナス1,638万1,823円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

１款総務費、支出済額1,001万5,368円、１項総務管理費401万175円、２項徴収費24万5,680円、３項介護認定審査会費575万9,513円。

２款保険給付費８億1,115万8,476円、１項介護サービス等諸費７億4,159万8,734円、２項介護予防サービス等諸費1,566万3,634円、３項その他諸費95万8,425円、４項高額介護サービス等費1,148万7,908円、５項特定入所者介護サービス等費4,144万9,775円。

３款１項財政安定化基金拠出金及び４款１項公債費とも支出はございませんでした。

５款地域支援事業費2,675万5,344円、１項介護予防事業費1,388万9,372円、２項包括的支援事業（任意事業）費1,285万5,972円。

６款１項基金積立金、支出金はありませんでした。

７款諸支出金188万3,461円、１項繰出金ゼロ、２項償還金及び還付加算金188万3,461円。

８款１項予備費、支出はありませんでした。

歳出合計、予算現額８億7,523万5,000円、支出済額８億4,980万2,649円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額の比較は、ともに2,543万2,351円となっております。歳入歳出差引残額905万528円は、平成22年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、164ページからの事項別明細書、184ページの財産に関する調書及び決算の付属資料、主要施策の成果説明書をごらんいただければと思います。

以上で介護保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、議第67号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第６８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第68号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第68号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げるものであります。

平成21年度の決算額は、歳入決算額１億1,217万1,128円、歳出決算額１億1,168万4,428円、差引残額48万6,700円となりました。

詳しい内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、185ページをお開きください。

平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款１項後期高齢者医療保険料、収入済額7,036万4,800円。

２款使用料及び手数料、１項手数料５万4,700円。

３款寄附金、１項寄附金ゼロ。

４款繰入金、１項一般会計繰入金3,855万312円。

５款１項繰越金149万4,100円。

６款諸収入170万7,216円、１項延滞金、加算金及び過料1,200円、２項償還金及び還付加算金13万8,300円、３項預金利子ゼロ、４項雑入156万7,716円。

歳入合計、予算現額１億1,555万1,000円、調定額１億1,227万9,828円、収入済額１億1,217万1,128円、不納欠損額ゼロ、収入未済額10万8,700円、予算現額と収入済額との比較マイナス337万9,872円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

１款総務費、支出済額227万1,562円、１項総務管理費149万1,851円、２項徴収費127万9,711円。

２款１項後期高齢者医療広域連合納付金１億732万8,300円。

３款諸支出金158万4,566円、１項償還金及び還付加算金17万2,300円、２項繰出金141万2,266円。

歳出合計、予算現額１億1,555万1,000円、支出済額１億1,068万4,428円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ386万6,572円でありました。歳入歳出差引残額48万6,700円は、平成22年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次ページからの事項別明細書及び決算の付属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で後期高齢者医療特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、議第68号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、25分まで10分間休憩をいたします。

休憩　午後　２時１４分

再開　午後　２時２５分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第６９号～議第７１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第69号　平成21年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第70号　平成21年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定、議第71号　平成21年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいま一括上程させていただきました３議案とも、財産区の特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

議第69号　平成21年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算でありますが、歳入総額が110万1,014円、歳出総額が66万662円、差引残額44万352円となりました。

議第70号　平成21年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算でありますが、歳入総額が47万570円、歳出総額35万5,000円、差引残額11万5,570円となりました。

議第71号　平成21年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総

額912万8,540円、歳出総額が885万9,860円、差引残額26万8,680円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、193ページをお開きください。

平成21年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明を申し上げます。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額３万3,725円。

２款１項繰越金106万7,289円。

３款諸収入、１項預金利子ゼロでございました。

歳入合計、予算現額109万7,000円、調定額及び収入済額とも110万1,014円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は4,014円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額66万662円。

歳出合計、予算現額109万7,000円、支出済額66万662円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ43万6,338円でありました。歳入歳出差引残額44万3,052円は、平成22年度へ繰り越しいたしました。詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び198ページの財産に関する調書、また決算の付属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南上財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、199ページをお開きください。

平成21年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。

１款１項繰越金、収入済額は13万1,160円。

２款諸収入、１項預金利子はありませんでした。

３款財産収入、１項財産運用収入33万9,410円。

歳入合計、予算現額47万2,000円、調定額、収入済額とも47万571円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス1,430円となりました。

次のページの歳出でございますが。１款総務費、１項総務管理費35万5,000円。

歳出合計、予算現額47万2,000円、支出済額35万5,000円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ11万7,000円、歳入歳出差引残額11万5,570円は、平成22年度へ繰り越しいたしました。詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び204ページの財産に関する調書、また決算の付属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南崎財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

続きまして、205ページをお願いいたします。

平成21年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額が904万1,485円。

２款繰越金、１項基金繰入金ゼロ。

３款１項繰越金８万7,055円。

４款諸収入、１項預金利子はございませんでした。

歳入合計、予算現額905万6,000円、調定額及び収入済額とも912万8,540円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は７万2,540円となりました。

次のページの歳出をお願いします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額885万9,860円。

歳出合計、予算現額905万6,000円、支出済額885万9,860円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ19万6,140円、歳入歳出差引残額26万8,680円は、平成22年度へ繰り越しいたしました。詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び210ページの財産に関する調書、また決算の付属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で三坂財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

これで３件の財産区特別会計の決算内容説明を終了いたしますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案３件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、議第69号議案、議第70号議案、議第71号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第７２号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第72号　平成21年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第72号　平成21年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本決算につきましても前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成21年度の決算額は、歳入総額は4,950円、歳出総額も同じく4,950円で差引残額ゼロ円となりました。決算の内容につきましては、会計管理者から説明をさせます。よろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、211ページをお開きください。

平成21年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額4,950円。

２款１項繰越金はございませんでした。

歳入合計、予算現額5,000円、調定額及び収入済額とも4,950円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス50円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

２款繰出金、１項基金繰出金、支出済額4,950円。

歳出合計、予算現額5,000円、支出済額4,950円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに50円、歳入歳出差引残額ゼロでございました。

この詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で土地取得特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議なしと認めます。

よって、議第72号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第７３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第73号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第73号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

21年度の決算額は、歳入決算額４億2,079万3,580円、歳出決算額、同じく４億2,079万3,580円で、差引繰越額はゼロ円であります。

なお、詳しい内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、216ページをお開きください。

平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項負担金、収入済額1,462万7,900円、不納欠損額ゼロ、収入未済額551万1,300円。

２款使用料及び手数料4,367万99円、ゼロ、44万1,235円、１項使用料4,366万7,599円、ゼロ、44万1,235円、２項手数料2,500円。

３款国庫支出金、１項国庫補助金6,000万円。

４款県支出金、１項県補助金ゼロ。

５款繰入金、１項一般会計繰入金２億5,775万2,231円。

６款１項繰越金ゼロ。

７款諸収入74万3,350円、１項預金利子ゼロ、２項雑入74万3,350円、主なものは消費税還付金です。

８款１項町債4,400万円。

歳入合計、予算現額４億2,307万9,000円、調定額４億2,674万6,115円、収入済額４億2,079万3,580円、不納欠損額ゼロ、収入未済額535万2,535円、予算現額と収入済額との比較はマイナス228万5,420円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款下水道費、１項下水道建設費、支出済額１億6,458万7,102円。

２款業務費5,728万9,931円、１項業務費959万9,042円、２項施設管理費4,769万889円。

３款１項公債費１億9,891万6,547円。

４款１項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額４億2,307万9,000円、支出済額４億2,079万3,580円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ228万5,420円でありました。歳入歳出差引残高はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、226ページの財産に関する調書、主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で公共下水道事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第73号案予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第７４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第74号　平成21年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第76号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいま一括上程させていただきました３議案とも、それぞれ漁業集落の排水事業特別会計歳入歳出決算であります。

前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げるものであります。

議第74号　平成21年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は1,311万8,708円、歳出総額も同じく1,311万8,708円で、差引残額ゼロ円となりました。

議第75号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額が2,330万1,494円、歳出総額も同じく2,330万1,494円、差引残額ゼロ円となりました。

議第76号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額が807万4,159円、歳出総額が同じく807万4,159円となり、差引残額はゼロ円となりました。

それぞれの決算の内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、227ページをお開きください。

平成21年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額16万1,175円。

２款使用料及び手数料、１項使用料439万7,545円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金851万167円。

４款１項繰越金ゼロ。

５款諸収入、１項雑入４万9,821円。

歳入合計、予算現額1,453万9,000円、調定額及び収入済額とも1,311万8,708円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス142万292円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額493万8,516円。

２款１項公債費818万192円。

歳出合計、予算現額1,453万9,000円、支出済額1,311万8,708円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ142万292円でありました。歳入歳出差引残高はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、233ページの財産に関する調書及び主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で子浦漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、234ページをごらんください。

平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額144万3,750円。

２款使用料及び手数料、１項使用料459万4,180円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金1,721万7,321円。

４款１項繰越金ゼロ。

５款諸収入、１項雑入４万6,243円。

歳入合計、予算現額2,437万円、調定額及び収入済額とも2,330万1,494円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス106万8,509円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額752万7,923円。

２款１項公債費1,577万3,571円。

歳出合計、予算現額2,437万円、支出済額2,330万1,494円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ106万8,506円でした。歳入歳出差引残高はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、239ページの財産に関する調書、そして主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で中木漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続き、240ページをごらんください。

平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額２万4,150円。

２款使用料及び手数料、１項使用料271万1,973円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金528万3,040円。

４款１項繰越金ゼロ。

５款諸収入、１項雑入５万4,996円。

歳入合計、予算現額1,041万1,000円、調定額及び収入済額とも807万4,159円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス233万6,841円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額281万1,869円。

２款公債費526万2,290円。

歳出合計、予算現額1,041万1,000円、支出済額807万4,159円、翌年度繰越額ゼロ、不用額

及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ233万6,841円で、歳入歳出差引残額はありませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、そして245ページの財産に関する調書、それから主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で妻良漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

これで、子浦、中木、妻良それぞれの漁業集落排水事業特別会計の決算内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案３件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第74号議案、議第75号議案、議第76号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第７６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田　修君）　議第77号　平成21年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第77号　平成21年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定につ

いて提案理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、決算認定についての提案を申し上げるものであります。

当期の事業収益は前年に比べ６％増の２億2,850万8,000円となりました。給水収益は8.1％増の２億2,587万8,000円でございますが、隔月検針移行に伴い、前年度が11カ月分に対し、21年度分は12カ月分の料金収入によるものであります。

事業費用は、前年に比べ2.1％減の２億5,145万5,000円となりました。主に、受託工事費、簡易水道等の修繕及び営業外費用の支払利息などの減によるものであります。この結果、当期の損失は2,294万7,000円の純損失を計上することになりました。

資本的収入の決算額は１億5,239万6,000円、同支出額は２億6,135万9,000円となり、収入が支出に不足する額１億896万3,000円につきましては、損益勘定留保資金ほかで補てんいたしました。

水道事業の経営成績、財務状況の内容につきましては、上下水道課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

渡邉代表監査委員。

〔代表監査委員　渡邉幸雄君登壇〕

○代表監査委員（渡邉幸雄君）　平成21年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書

第１　審査の概要

１　審査の期間（平成22年６月１日から同年７月31日）

２　審査実施場所　上下水道課及び役場庁舎

３　審査の手続

この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

次いで、本事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

第２　審査の結果

１　決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

２　経営状況について

南伊豆町水道事業の平成18年から平成21年までの推移は、別表（１）のとおりである。

平成21年度の状況は、事業収益２億2,850万8,000円で前年比6.0％の増となった。

事業費用は２億5,145万5,000円で前年比2.1％の減少となり、当年度純損失は2,294万7,000円となった。

事業収益の増加した要因は、給水収益で前年度が隔月検針への移行に伴い11カ月の料金収入に対して、当年度は12カ月分の料金収入によるものである。

事業費用の減少の要因は、主に受託工事費、簡易水道費等の修繕、営業外費用支払利息の減少によるものである。

南伊豆町の水道事業の経済性を評定するため、経営比率を算出すると次のようになる。

この表から、水道事業の経済性を総合的に表示する経営資本営業利益率は、平成19年度わずかながら改善の方向が見られたが、平成20年度は給水収益の減少（隔月検針への移行）によって悪化している。平成21年度は0.13で年間指標と比較しても下回っている。

経営資本営業利益率は、経営資本開店率と営業収益営業利益率に分解することができる。平成21年度において経営基本営業利益率が改善された原因は、経営資本回転率は前年度の0.07と変わらないものの、営業収益営業利益率が前年のマイナス5.64％から1.88％へと改善されたことにあることがわかる。営業収益営業利益率の改善された主たる原因は、給水収益等の営業収益が前年度大幅に減少したことによるものである。

この結果、営業収益対営業費用比率は、平成18年度106.06％、平成19年度106.93％、平成20年度94.66％、平成21年度101.91％となっている。

①施設利用状況について別表（２）

南伊豆町水道事業の１日配水能力は、平成17年度から平成21年度まで各年とも１万988立方メートルである。これに対する１日平均配水量は、平成17年度5,757立方メートル、平成18年度5,595立方メートル、平成19年度5,481立方メートル、平成20年度5,149立方メートル、平成21年度5,475立方メートルと減少が続いている。

この結果、施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率は、平成17年度52.4％、平成18年度50.9％、平成19年度49.9％、平成20年度46.9％、平成21年度は49.8％と、平成19年度から50％を割ってしまった。平成20年度年間指標は52.11％である。

施設利用率は、負荷率と最大可動率とに分解することができる。今、南伊豆町のこれらの比率を算出すると、１日の最大配水量は平成17年度8,041立方メートル、平成18年度8,322立方メートル、平成19年度7,992立方メートル、平成20年度7,476立方メートル、平成21年度7,978立方メートルと、年々低下し、負荷率は平成17年度71.6％、平成18年度67.2％、平成19年度68.6％、平成20年度68.9％、平成21年度68.6％となり、平成20根と年間指標74.69％を下回っている。

また、最大稼働率は平成17年度73.2％、平成18年度75.7％、平成19年度72.7％、平成20年度68.0％、平成21年度72.6％と平成20年度年間指標69.77％を平成21年は上回った。

以上、施設の利用状況は平成20年度は11カ月分の給水量となったため低下し、平成21年度は12カ月分となったことにより平成19年度以前の数値になるべきであるが低下している。

②人件費と労働生産性について

南伊豆町の水道事業の人件費は、別表（３）のとおり平成17年度5,457万9,000円、平成18年度5,425万4,000円、平成19年度4,730万8,000円、平成20年度4,500万9,000円、平成21年度5,411万7,000円となっており、21年度は対前年比120.2％で平成18年度並みとなった。その総費用に占める割合は、平成17年度20.6％、平成18年度20.3％、平成19年度18.3％、平成20年度17.5％、平成21年度21.5％で、平成21年度は最も高い。

また、給水収益に対する人件費の割合は、平成17年度22.5％、平成18年度22.7％、平成19年度20.1％、平成20年度21.5％、平成21年度24.0％となっており、平成21年度はかなり高い。平成20年度年間指標は16.4％である。

人件費をさらに分析するため、南伊豆町水道事業における労働生産性を示す指標を算出すると次表のとおりである。

この表から、南伊豆町の水道事業の労働生産性を示す指標（職員１人当たり有収水量、職員１人当たり営業収益、職員１人当たり給水人口)、平成20年度は参考とならないので、平成19年度と比較してみてもいずれも低下している。職員１人当たり有収水量は年間指標を上回っている。

次に、南伊豆町の職員数平成20年度年間指標と比較すると、次のようになる。

この表から、給水量１万立方メートル当たりの職員数は、原水配水施設関係職員数で平成20年度年間指標を上回っているが、損益勘定職員数では下回っている。また、職員の平均給与を年間指標と比較すると次表のとおりである。

平成20年度年間指標と比較して基本給、手当、平均年齢、平均勤続年数いずれも上回って

いる。さらに、南伊豆町の水道事業の平均給与と労働生産性及び労働分配率を見ると、次表のとおりである。

平均給与は、平成19年度に比較して若干上がり、労働生産性は下がったが、労働分配率は上がっている。

③支払利息について

支払利息は、別表（３）の性質別費用構成表のとおり、平成17年度3,767万1,000円、平成18年度3,552万3,000円、平成19年度3,250万7,000円、平成20年度2,953万5,000円、平成21年度2,748万7,000円となっており、その総費用に占める割合は平成17年度14.2％、平成18年度13.3％、平成19年度12.5％、平成20年度11.5％、平成21年度10.9％となり、年々減少してきている。また、給水収益に対する支払利息の割合を見ると、平成17年度15.5％、平成18年度14.9％、平成19年度13.8％、平成20年度14.1％、平成21根と12.2％で減少傾向にある。

（２）財政状態について

南伊豆町の水道事業の平成18年度末から平成21年度末の財政状態及び資本的収支の状況を見ると、それぞれ別表（４）、別表（５）のとおりである。

また、正味運転資本基準の資金運用表を作成すると次のようになる。

平成21年度資金運用表。

正味運転資本が増加しておれば、財政状況は良とするが、この表から2,285万7,773円減少し、悪化している。

ちなみに、水道事業の財政状態の短期流動性を示す流動比率、長期健全性の良否を示す財務比率を算出すると、次表のとおりである。

このように、短期流動性を示す流動比率、長期健全性を示す自己資本構成比率及び固定資産対長期資本比率は年々悪化している。流動比率が平成21年度に上がったのは、補助事業の補助残を簡易水道事業債として年度末に借り入れるため、年度内精算がふえ、未払金が減少したものによる。

（３）建設改良工事について

建設改良費の水道施設改良費で主なものは、公共下水道に伴う下賀茂地区配水管布設がえ（第１工区）2,787万5,000円、同（第２工区）2,040万9,000円、国県補助事業、地域活性化、経済危機対策臨時交付金事業による簡易水道等施設整備事業青野地区送配水管布設がえ工事（第１工区）1,681万3,000円、同（第２工区）2,169万7,000円、同（第３工区）1,696万円、同（第４工区）5,311万3,000円、同（第５工区）1,363万5,000円等、比較的大きい工事を実

施した。

（４）未収金について

未収金調べ。

現年度未収金については、納入期限３月31日までに金融機関に支払ったが、金融機関から上下水道課に入金届が届いていないものも含む。

平成20年度に比べて現年度未収金においては182万5,201円減少したが、過年度においては107万8,108円の増加となった。今後も、特に大口利用者の滞納については注視し、早目に対応することが肝要である。

不納欠損処分内訳。

不納欠損処分については、件数、金額ともに前年より若干ふえているが、特に問題はない。

（５）水質検査契約について

平成20年度までは単価契約で実施していたが、平成21年度から指名競争入札としたことにより、大幅な経費の節約がされた。節約合計額で580万6,185円。

最後にむすび。

平成21年度は、南上地区簡易水道施設整備にとりかかったが、国県補助事業、地域活性化、経済危機対策臨時交付金事業により3,894メートル、送配水管の布設がえ工事が実施できた。また、下水道事業に合わせて施工した下賀茂地区配水管布設がえ工事は838メートル実施した。経営成績は総収入２億2,850万8,000円に対して、総費用は２億5,145万5,000円まで増大した。

経営環境は厳しく、大口利用者動向等注視しているが、ほとんどが前年割れであり、人口減少、観光産業の低迷は今後も続くものと想定される。

一方では、公共下水道供給開始により節水意識の定着が一段と進むものと思われる。ここ数年、赤字経営が続いており、水道事業の経営の安定が急務である。経費の節減は当然であるが、水道料金についても審議会による早期の検討を望むものである。

平成22年８月23日、南伊豆町監査委員、渡邉幸雄、南伊豆町監査委員、齋藤要。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　山田　稔君登壇〕

○上下水道課長（山田　稔君）　それでは、平成21年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

１ページをお開きください。

平成21年度南伊豆町水道事業会計決算報告書からご説明いたします。

なお、この報告書は消費税を含むものでございます。

初めに、（１）収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

第１款水道事業収益は、補正予算を含めました予算額合計２億4,205万7,000円に対しまして、決算額は２億3,991万9,517円で、予算額に比べマイナスの213万7,483円となっています。収益の内訳といたしまして、第１項営業収益、決算額２億3,947万5,781円、第２項営業外収益44万3,736円となっています。

次に、支出でございます。

第１款水道事業費用は、補正予算額を含めました予算額合計２億8,133万円に対しまして、決算額は２億5,924万9,456円で、不用額は2,208万544円となっています。費用の内訳といたしまして、第１項営業費用、決算額２億2,683万187円、第２項営業外費用3,223万3,754円、第３項予備費ゼロ、第４項特別損失18万5,515円となっています。

なお、決算報告書の計算説明が35ページに記載されていますので、ご確認ください。

次に、２ページをお開きください。

（２）資本的収入及び支出のうち、初めに収入でございます。

第１款資本的収入は、予算合計額１億6,442万2,000円に対しまして、決算額１億5,239万6,075円で、予算額に比べ1,202万5,925円の減となっています。第１項他会計繰入金8,993万1,975円となっています。これは地域活性化の経済対策臨時交付金として南上簡水の送配水管布設がえ、大和橋かけかえに伴う配水管の布設がえ及び公用車の購入費でございます。

第２項国県補助金1,670万円、国費1,290万円、県費380万円です。

第３項企業債2,200万円、簡易水道事業債でございます。

第４項給水負担金210万円です。

第５項建設改良工事負担金2,166万4,100円です。これは下水道事業に伴う配水管布設がえ及び南上簡水の消火栓等のための増契約分としての負担金でございます。

次に、支出でございます。

第１款資本的支出は、予算額合計２億7,368万3,000円に対しまして、決算額２億6,135万8,683円で、不用額は1,232万4,317円でございます。

内訳としまして、第１項建設改良費、決算額２億1,320万7,943円、第２項企業債償還金4,815万740円、第３項予備費ゼロでございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億896万2,608円は、過年度損益勘定留保資金１億545万8,955円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額350万3,653円で補てんいたしました。

次に、３ページの平成21年度南伊豆町水道事業会計損益計算書についてご説明いたします。

なお、損益計算書につきましては、税抜きとなっています。

初めに、営業収益でございます。

（１）給水収益から（２）受託工事収益、（３）その他営業収益までの合計額の営業収益は２億2,807万1,793円となっています。

次に、２、営業費用は、（１）原水浄水送水配水給水費から（２）受託工事費、（３）総係費、（４）簡易水道等費、（５）減価償却費、（６）資産減耗費、（７）その他営業費用までの合計は２億2,379万1,145円で、差引営業利益は428万1,641円です。

次に、４ページをお開きください。

３、営業外収益は、（１）受取利息及び配当金と（２）雑収益で43万5,110円です。

４、営業外費用は、（１）支払利息及び企業債取扱諸費2,748万7,154円で、差引営業外損益は2,705万2,044円のマイナスです。営業利益と営業外損益との差額、経常損失は2,277万396円となりました。

５、特別損失は、（１）過年度損益修正損17万6,682円を計上しましたので、当年度純損失は2,294万7,078円となります。前年度未処理欠損金が5,461万993円ございますので、当年度未処理欠損金は7,755万8,071円となります。

次に、５ページの平成21年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書につきましてご説明いたします。

初めに、利益剰余金の部でございます。

１、減債積立金と２、利益積立金につきましては、増減、残高ともにございません。

３、未処分利益剰余金につきましては、（１）前年度未処理欠損金は5,461万993円で、繰越欠損金年度末残高も5,461万993円となります。

（３）当年度純損失は2,294万7,078円でしたので、当年度未処理欠損金は7,755万1,071円となります。

次に、６ページをお開きください。

資本剰余金の部につきましてご説明申し上げます。

１、国県補助金の１、前年度末残高は３億9,637万3,496円、３、当年度発生高1,670万円で、４、当年度処分額は260万43円となり、５、当年度末残高は４億1,047万3,453円となりました。

２、受贈財産評価額は、１、前年度末残高２億5,453万1,499円で、５、当年度末残高も２億5,453万1,499円でございます。

３、工事負担金の１、前年度末残高５億2,442万1,934円、３、当年度発生高2,376万4,100円で、当年度処分額は113万1,623円となり、当年度末残高は５億4,705万4,401円となりました。

４、他会計補助金の１、前年度末残高は4,679万9,048円、３、当年度発生高8,993万1,975円で、４、当年度処分額428万1,475円となり、５、当年度末残高は１億3,244万8,548円となりました。翌年度繰越資本剰余金の合計額は13億4,450万7,911円でございます。

次に、平成21年度南伊豆町水道事業会計欠損金処理計算書につきましてご説明いたします。

１、当年度未処理欠損金は7,755万8,071円で、２、欠損金処理額はゼロです。３、翌年度繰越欠損金は7,755万8,071円でございます。

次に、８ページの平成21年度南伊豆町水道事業会計貸借対照表につきましてご説明いたします。

初めに、資産の部でございます。

１、固定資産、（１）有形固定資産はイ、土地からロ、建物、ハ、構築物、ニ、機械及び装置、ホ、車両運搬具、ヘ、工具器具備品、ト、建設仮勘定までの減価償却累計額を控除しました有形固定資産合計は36億9,941万1,222円でございます。

詳細は、30ページに出ていますので、後でご確認ください。

次に、（２）無形固定資産は、イ、水利権、ロ、電話加入権とハ、その他無形固定資産で無形固定資産合計は1,681万1,751円でございます。固定資産合計は37億1,622万2,973円となります。

２、流動資産の（１）現金預金は5,580万6,178円で、（２）未収金はイ、給水未収金1,362万3,089円とロ、未収補助金380万円となっています。（３）貯蔵品は78万4,570円です。流動資産合計は7,401万4,557円で、資産合計は37億9,023万7,530円でございます。

次は、負債の部でございます。

３、流動負債は（１）未払金と（２）預り金で流動負債合計は417万9,534円で、負債合計

は同額の417万9,534円でございます。

次に、10ページをお開きください。

資本の部ございます。

４、資本金、（１）自己資本金は12億7,309万4,011円でございました。（２）借入資本金のうちイ、企業債は12億4,601万4,065円で、資本金合計は25億1,915万8,156円となります。

５、剰余金、（１）資本剰余金はイの国県補助金からロ、受贈財産評価額、ハ、工事負担金、ニ、他会計補助人までの資本剰余金合計は13億4,450万7,911円でございます。（２）利益剰余金のイ、当年度未処理欠損金は7,755万8,071円で、欠損金合計も同額の7,755万8,071円でございます。剰余金合計は12億6,694万9,840円となります。

資本合計は37億8,605万7,996円でございます。負債資本合計は37億9,023万7,530円で、資産合計と一致いたします。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議第77号議案予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（漆田　修君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

各常任委員会に付託されました議案審議のため、本会議は９月29日まで休会とします。

なお、あす９月10日は午前９時半より議第58号議案について、第１常任委員会を委員会室において開催しますので、委員以外の議員の出席お願いします。

本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時２８分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　漆　田　　修

署名議員　　清　水　清　一

署名議員　　梅　本　和　熙

平成２２年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２２年９月３０日（木）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第５８号　南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について
日程第　３　議第６４号　平成２１年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　議第６５号　平成２１年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議第６６号　平成２１年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議第６７号　平成２１年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議案６８号　平成２１年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　議第６９号　平成２１年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　議第７０号　平成２１年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　議第７１号　平成２１年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　議第７２号　平成２１年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　議第７３号　平成２１年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　議第７４号　平成２１年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１４　議第７５号　平成２１年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１５　議第７６号　平成２１年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１６　議第７７号　平成２１年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

日程第１７　発議第５号　所得税法第５６条の廃止を求める意見書

日程第１８　閉会中の継続審査申出書について

日程第１９　議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第１まで議事日程に同じ

日程追加

日程第　２　保坂好明君の議員辞職願

日程第　３　議第５８号　南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について

日程第　４　議第６４号　平成２１年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第　５　議第６５号　平成２１年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　６　議第６６号　平成２１年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　７　議第６７号　平成２１年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　８　議案６８号　平成２１年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　９　議第６９号　平成２１年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１０　議第７０号　平成２１年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１１　議第７１号　平成２１年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１２　議第７２号　平成２１年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１３　議第７３号　平成２１年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１４　議第７４号　平成２１年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１５　議第７５号　平成２１年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１６　議第７６号　平成２１年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１７　議第７７号　平成２１年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

日程第１８　発議第５号　所得税法第５６条の廃止を求める意見書

日程第１９　閉会中の継続審査申出書について

日程第２０　議員派遣の件

出席議員（１０名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君
６番	清　水　清　一　君	７番	梅　本　和　熙　君
８番	漆　田　　修　君	９番	齋　藤　　要　君
１０番	渡　邉　嘉　郎　君	１１番	横　嶋　隆　二　君

欠席議員（１名）

５番　保　坂　好　明　君

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	教　育　長	渡　邉　　浩　君
総　務　課　長	松　本　恒　明　君	企画調整課長	藤　原　富　雄　君
建　設　課　長	飯　泉　孝　雄　君	産業観光課長	山　田　昌　平　君
町　民　課　長	山　本　信　三　君	健康福祉課長	大　年　清　一　君
教委事務局長	大　野　　寛　君	上下水道課長	山　田　　稔　君
会　計　管　理　者	奥　村　　豊　君	総　務　係　長	大　野　孝　行　君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗　田　忠　蔵	主　　幹	大　年　美　文

開会　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（漆田　修君）　皆さん、おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより９月定例会本会議第３日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田　修君）　日程第１、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

６番議員　　清　水　清　一　君

７番議員　　梅　本　和　熙　君

◎日程の追加

○議長（漆田　修君）　保坂好明君から議員辞職願が提出されています。

お諮りします。

保坂好明君の議員辞職願を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、保坂好明君の議員辞職願を議題とすることは決定されました。

◎保坂好明議員の議員辞職願の上程、朗読、採決

○議長（漆田　修君）　追加日程第２、保坂好明君の議員辞職願を議題とします。

辞職願を朗読願います。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（漆田　修君）　朗読を終わります。

保坂好明君の議員辞職願を許可することにご異議ありませんか。

〔「議長、休憩」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　ちょっとお待ちください。お座りください。

〔「休憩を先でしょう」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　お座りください。

休憩の目的は何でしょうか。

〔「まず休憩」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　ここで暫時休憩します。

休憩　午前　９時３２分

再開　午前　９時５４分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

保坂好明君の議員辞職願を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、保坂好明君の議員辞職願は許可することに決定されました。

ここで暫時休憩いたします。

辞職許可通知の決裁にかかわる一連の事務がありますので、暫時休憩いたします。

休憩　午前　９時５５分

再開　午前　９時５６分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◎議第５８号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第58号　南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第１常任委員会委員長。

〔第１常任委員長　竹河十九巳君登壇〕

○第１常任委員長（竹河十九巳君）　第１常任委員会報告。

本委員会に付託された議第58号　南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定については審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、平成22年９月10日、南伊豆町役場３階委員会室。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午前11時13分。

委員会の出席状況及び委員以外の出席議員、委員長以下、記載のとおりであります。

事務局、事務局長以下、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第58号　南伊豆町過疎地域自立促進計画策定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった意見、要望事項等。

議第58号　南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について。

問　答という形で報告させてもらいます。

問　基本目標・共通目標について、町民から意見聴取はどのようにするのか。

答　基本目標・共通目標については、平成21年度に策定した第５次南伊豆町総合計画策定時にアンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント、町政懇談会等を実施して集約したものを目標として掲げてある。

南伊豆町は全部過疎なので、過疎自立促進計画は総合計画とイコールであるので総合計画の基本目標・共通目標をそのまま使用してある。

問　基本目標・共通目標の各目標についての町民からの意見聴取をするのか。

答　各項目をつくるに当たっては、ワークショップ、アンケート等を実施して策定。後にパブリックコメントを実施するに際して、町民全員に各種の方法で周知して目標についての意見を聴取した。

また、総合計画策定等策定の節目においてアンケート調査等を実施することを検討する。

問　基幹産業である第１次産業の位置づけは、地域の発展にかかわる。圏域内だけで自給できる体制をつくる志を持って１次産業の振興が必要では。

答　観光立町として、観光を主にした産業の発展を目指してきた。１次産業、２次産業等との連携を深めたまちづくりを進めていかなければならない。

平成21年度に策定した自立のまちづくりの総合計画をもととした過疎計画に当たっては、自立のまちづくりを進めていきたい。

また、本年３月失効した法が延長されたもので、今までの過疎計画を引き継いだものである。将来を見通した各事業であるが変化の速い社会であり、社会の情勢も変化していくので、新しい重要事項については議会にかける。

今想定される重要なものをできる限り盛り込んだものである。

問　石廊崎観光施設整備事業の平成23年、24年に事業費を計上してある理由は。

答　ジャングルパーク関連のものである。裁判中であるが問題が解決した後の用地買収費、整備費等を入れてある。

過疎計画に盛らないと過疎債が使用できないためである。

問　観光またはレクリエーション事業には、隣接の松崎町との事業が入っていないが途中で見直しができるか。

答　過疎計画は平成22年度から27年度までのものであるが、平成22年度から24年度までの前期と、平成25年度から27年度までの後期になっており、見直しができる。

問　循環社会を考えると林業等の事業、施策等の実施については、毎年の予算措置が必要では。

答　個々の事業については、その年の予算化で事業実施していく。

問　新しい冷却システムであるキャスシステムの導入についての検討は。

答　流通は無視できない。最新のシステムについては認識している。

問　吉祥町有地の活用については体験農園だけでなく他の方法もあるのでは。ホームページ等で開発プランを募集しては。

答　吉祥町有地の活用については、活用プロジェクト等で検討していく。

問　森林整備事業・間伐30ヘクタールとあるが、町有林の有効活用の検討も必要では。

答　公共建物木材利用促進法に基づき県が整備計画を策定するので、それに基づき整備を検討する。

問　下賀茂の空き店舗にモデル住宅をつくるなどするとともに、植林、間伐の段階から木造住宅をつくりたい人に対する啓発を始めては。

答　長期的視点をもって検討していく課題である。

問　青野川沿いの河津桜では観光スポットとしては限界があるので、吉祥町有地に花木等を植え、花の里として整備しては。

答　花木等による整備については、担当課及び町有地活用プロジェクト等で検討する。

問　町観光協会へは補助金が支出されているが、観光協会への指導は。

答　公金を支出しているので、負託にこたえられるよう認識を高めて、まちづくりを推進するための資質を高める方策を考えていく。

問　自主運行バス事業においてはイニシャルコストをかけても、町の負担ランニングコストが減る方策を考えているのか。

答　現在6,000万円強の補助金がある。内訳は県が2,000万円、残りの4,000万円の約８割が交付金で町の負担は800万円である。補助金体制が大幅に変更になるときは、新たな自主運行バス運営の方策を考えることも視野に入れている。

問　共立病院の下田市への移転後の対応について、一歩踏み込む必要があるのでは。

答　新しい管理者が新たな診療所を開設することはほぼ決定している。跡地利用については、具体的な検討に入っていないが早々に検討に入る。

問　差田グラウンドや学校のグラウンドにスプリンクラーの設置を考えては。

答　既に南中小学校からスプリンクラー設置の要望は出ている。技術的な面も含めて検討することになっている。

問　日詰遺跡の資料はどのように保存するのか。

答　町には出土品を保管する施設がない。県の施設に保管してもらったほうが遺品は傷まない。将来的には美術品を展示する施設が欲しい。時間をかけて検討する。

以上です。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定について、賛成の討論を行います。

この自立促進計画の前に第５次総合計画が策定されました。この途上では合併問題の決着がつくかどうかのさなかでありましたけれども、昨年の９月協議会で合併に終止符が打たれ、平成15年の合併協議会からさかのぼって６年、ことしに至っては７年。足かけ７年の合併協議の中で、この南伊豆町を将来どのようにわたって進めていくのかという地についた議論ができない状態が続いていました。そういう中で第５次総、そして過疎自立促進計画が議論されてきました。

私はこの間、総合計画でも意見を述べましたが、さらに過疎計画の中でも１次産業の位置づけと、そして産業振興、そして一定の地域エネルギーの問題についても議論がされて、また一部実践がされるということがなされ、計画にも盛り込まれたことは非常に重要なことであるというふうに思います。

そういう意味で、今、合併が終わって、先々、将来にわたってこの地域をどのように発展されるか、その礎の一端がつくられたという部分を知り、さらに、これを町民の皆さんと一緒に実践をする、その先頭に私も立とうという決意であります。

また、この間、職員の皆さんにおいては、特にその先頭に立つ課長さんたちは、これまでの課長さんたちは７年の長きにわたって、やむを得ない合併のさなかで、町民の方向を向いた仕事が思ったようにできなかった、そうではない仕事をせざるを得なかった事態に置かれていたというふうに思うんです。

そういう意味では、そういう思いを背負いしながら退職をしていかれたりして、今は町の中で奮闘されている方々と力を合わせて、我が町が守られて、そして将来への発展の礎を築いた、いろいろ大変さはありますけれども、その思い切った仕事をぜひ一緒にして、先頭に立って町民の負託にこたえるよう奮闘されることをあわせてお願いをして、賛成の討論としておきます。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　ないようですので、討論を終わります。

採決します。

議第58号　南伊豆町過疎地域自立促進計画の策定については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第58号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第６４号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第64号　平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　委員会報告を行いますが、さきに報告をされました第１常任委員会の報告と同様な形式で報告をさせていただきます。

お手元に委員会審査報告書があるものですから、それに沿って報告させていただきます。

平成22年９月30日。

南伊豆町議会議長、漆田修様。

予算決算常任委員会委員長、谷正。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第64号　平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、は審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催日及び会場、平成22年９月13日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午前11時12分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のために出席した町職員、町長以下、記載のとおりです。

次に、開催月日及び会場、平成22年９月14日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後１時28分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のために出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第64号　平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。これにつきましては、予算決算委員会の審査をした款、項、目で順番に報告いたします。

１款議会費、２款総務費、８款消防費、11款公債費、12款予備費及び関連歳入について。

問、答という形で報告します。

問　決算書、主要施策の成果説明書の文字が小さくて見にくい。読みやすくしては。

答　以前はＡ３横版であったって見やすかったが、収納等を考えてＡ４版になったため、文字の凝縮をせざるを得なかったが検討したい。

問　地域づくり推進事業で平成21年度は１組移住したことになっているが、その後の状況と今後の取り組みは。

答　平成21年度は３組６名でそのうち２名が移住した。１組については、近いうちにとの話も聞いている。平成22年度は予算化していないが、事業は年明けからやりたいので12月に多少の手当てをしたい。

問　石廊崎風力発電所が完成とあるが、完成後の稼働状況、騒音等の状況は。

答　４月に完成し、稼働、営業している。この風力発電の活用については、直接かかわっていないが、17組、100人程度の見学があったと聞いている。環境影響評価、騒音や低周波等の問題についても稼働後に調査をして、結果がまとまったと聞いている。本会議開催中に業者から調査報告をさせたい。

問　コミュニティ整備事業推進で、区長（行政協力員）の任期が以前の１月～12月から４月～３月に変更になったが、コミュニティ事業の申請について混乱が見受けられた。４月から３月までの変更で混乱はなかったか。

答　町の会計年度は４月から３月まで、以前は区の会計は１月から12月までで、新年度のコミュニティ事業の要望は12月の区長会でお願いし、新年度予算に反映していた。多少の混乱はあったと思うが、変更後は３カ月の余裕があるので、区の中で十分調整をしていただけ

れば混乱は起きないと考えている。切りかわって１年半程度だが混乱は聞いていない。

問　委託料の関係で3,000万の繰越明許費、不用額2,000万はどのようになっているのか。

答　3,000万の繰越明許費は、平成21年度中途でみどりの分権改革、地熱発電である。南伊豆町では5,000万を予算化したが、結果的には国から３月に3,000万の決定があり、年度末なので、このようになった。

問　本決算は、市町村合併問題に終止を打ったということであるが、合併問題では、今後、交付税が削られ、町がやっていけなくなるので合併しかないと言われてきた。実際はどうなのか。

答　合併はあのような形で終わったが、一番懸念したのは財政であった。

その主な内容は交付税であり、国が進める三位一体の中で、交付税、補助金の削減が言われ、当時としては、依存財源である交付税に頼る南伊豆町として将来に不安があった。しかし、地方の声が国に上がり、結果として減少することなく推移した。予測しがたい事態であっても、長い目で見ると財政運営が町政のもとになる。

問　国・県の押しつけによる自分の計画を立てながらも全国的にも自治体再編の問題で従わざるを得なかったが、推進していく立場とそうでなく、自分のスタンスでしっかりとやる。町政の財政シミュレーションは現実に即してどうだったのか。

答　先ほど申し上げた状況の中で、財政計画を立て進めてきた。国の政策も当時予測したものより変わってきている。地方の財政規模の弱い声を町村会等を通じて訴えてきた。それが中央に届いたと思っている。主張したことは大きな誤差はなかったので、よい方向に向かっている。

収入の面だと、交付税については平成21年度は20億円を突破している。

平成16年三位一体の改革で交付税が減額、税源移譲もままならない中で、全国では当初予算が組めなかった市町があったことも記憶にある。当時は合併の方向に進まざるを得ない、財政基盤を強化せざるを得ないという論調があったことは否定できない。その後、人件費の削減や行政改革の推進、三位一体の改革を進めてきた自民党から民主党に政権が変わった。国の政権によって小さい自治体は左右されざるを得ない。地域の産業を育成することで小さな町でも、持続性を維持できる方策は残されていると認識している。

問　国の政策誘導は非常に大きいというのは同感である。三位一体の改革を含め、2000年以降、地方分権改革と称して進められた国策の大部分が、地域社会の衰退を促進させた。合併後の財政効果は財政計画と比較すると約２％にとどまり、明らかに犠牲のほうが大き過ぎ

る。国策がどんな状況にあっても自分の町の財政状況を分析しながらスタンスを持つ必要がある。

財政のあり方として、交付税措置で日本国民が一定の水準の行政運営を享受できるもとで、地方交付税の体系を堅持していく姿勢を国に対しては意見を持つべきである。

答　100兆円近い予算規模の中で、国債は44兆円と言われ、税収を上回っている。借金をして国の財政運営がなされているのは明らかである。依存財源である交付税に頼る町としては、注視しながらどのような事態になろうと町の財政運営をできるよう予測を立てながら行う。

問　国の動向はいろいろあるが実情を主張して、批判ということではなく転換を求める意見は言うべきである。東京一極集中と言われ、税収等もほとんど東京に行ってしまう。全国的には地方交付税に頼らざるを得ない自治体は町村の場合ほとんどすべてである。自治体を運営する上での交付税措置、地方財政のあり方をしっかりと主張していく必要があると思う。

答　交付税の問題は今までもそうであるし、あらゆる機会をとらえていく。

交付税の持つ財源調整機能、再配分機能、最近の所得格差、国民格差が広がっている中で、所得の再配分による不公平の是正とか機能が交付税に求められている。地域主権に基づいて、権限移譲がふえる。そのような意味からも交付税の動向には町長会を通じ、国の動向も注視しながら対応できるよう財政調整基金を休むことなく積み増す姿勢で一朝有事に対応する。

要望　コンパクトシティの話で、賀茂郡には今人口が７万人いるが、20年後には４万人になると、現実的に介護の部門とかいろいろな部門で集中化していかなければならない。人間が生きるためには、効率的であり若者が入居できる町営住宅や老人が集まれる場所とかその施策を進めてほしい。これは要望です。

問　静岡県地方税滞納整理機構負担金144万5,000円支出されているが、この負担金は一律なのか、徴収実績による負担金なのか。町税還付金391万5,420円、大分大きな金額となっているがどのようなものなのか。

答　静岡県地方税滞納整理機構に送った件数は１件につき10万円、本町は８件送っている。負担金の金額は均等割の金額と徴収した部分の10％の割合である。

平成21年度差田ゴルフ場の固定資産税償却資産の修正申告があり、還付したものである。

問　入湯税の関係で表を見ると入湯客数が減ってきている。平成21年度は前年比6.2％減、その割には入湯税課税状況が19.3％落ちている。それは不景気なのか、観光客が少ないのか、大変大きい。どのような理由か。

答　入湯税については入湯客数が大分減ってきて、平成21年度は特に少なかった。平成17年、18年度、19年度、20年度、21年度で18年度で1.4％増だが、19年度もやはり19.8％減で、20年度は10.8％減、21年度は地震の影響があり、特に入湯客数が減った。

問　平成19年度は27.1％減で入湯税が19.8％減で、入湯客数、入湯税も減っているが、21年度の入湯客数は前年比6.2％減で入湯税が19.3％減となっており、入湯税の落ち込みが大きいのは。

答　入湯税は入る客の金額によって税額が違う。

問　職員数の関係を聞きたい。職員も減ってきて大変であり、頑張っていると思う。これに記載されているのは、正規職員なのか。臨時職員、派遣職員等の人数は。

答　136人は正規職員数であり、予算書の人件費である。

派遣職員はいない。臨時職員は50名くらいである。

３款民生費、４款衛生費、９款教育費及び関連歳入についての質疑であります。

問　この地域から高校に通うには、松崎高校、下田高校、下田高校南伊豆分校になるが、下田高校の南伊豆分校は生徒数が少ないことで、ストレスがある。下田高校南伊豆分校と連携して、高校の部活ができるような調整ができないものかとの声があるが。

答　下田高校南伊豆分校の生徒、親や学校からの要望は聞いていない。

距離的な問題とか、一緒にできる授業があるのか、経費的な面とか、義務教育ではないので下田高校の校長とか南伊豆分校の校長とかと話はいつでもできる体制にあるので出してみたい。

南伊豆分校の卒業生で在籍中は生徒数が少なかったが野球部で何とかしようと頑張って、ボクシングの日本ライト級チャンピオンになった例がある。

問　一般質問では南伊豆分校の位置づけで、町を挙げて発展的な存続の提案をしたが、この地域の内在的な発展を考えた上で、希望を持てるようにしなければならないし、静岡県教育委員会へ出向きたいと思う。南伊豆分校の位置づけの見解を。

答　県立学校のことなどで、うかつには言えない面もある。かつて、南伊豆分校の廃校の問題がクローズアップされ、同窓会を挙げて反対した。地域全体の問題でもあるし、農業者全体の問題でもあるということで残った。歴史ある農業、特に園芸というのは静岡県下でも少ない。そのようなことで西部からも来ていた生徒もいた。特化された学校である。いろいろな学科の設置の意見があったが、学校自体、後援会や同窓会で詰めてまとめていくことをしないと、これからの拡大発展は難しいと考える。

問　この地域を南伊豆分校の卒業生の50代、60代前半のＯＢが引っ張って、観光地であるが農業生産あるいは漁業分野で力を発揮している。湯の花の成功はＯＢの力があったからであり、地域の魅力を発信する点では、農業環境は非常に厳しく、就農はハードルが高いが食品科、食品加工科とか実業に結びつけ、地域の魅力を生業に発展させる要望をしながら、地域の産業づくりを一緒に盛り上げていく必要があるが。

答　南伊豆分校の存続についてはいろいろやってきた。枠を広げるとか多方面にわたってはなかった。統合が進むこの時代に専門的な高校の存在が認められることはありがたい。生かしながら、存続を考えていく。

問　臨時保育士賃金が2,900万円あるが何人くらいいるのか。調理師の賃金が370万あるが何名なのか。余り多いのは正常ではないと思うが。

焼却灰の処理業務委託料2,100万、焼却場を建設しようとの県の計画があってそのままになっている。今後の考えは。

焼却灰の処理委託は安いのでそれをどう考えているのか。

答　平成21年度、臨時保育士は４カ所14名で、日当6,300円である。調理師は２名で、１人は栄養士で賃金は同じである。

焼却灰は、一時県が入って大井川河口の資源化の話があった。本町へも県から話が来たがその後立ち消えになった。その後検討したが、現在の群馬県で処理することが経費的にも確実と思う。受け入れ側の都合もあるが、当面は現在のままを考えている。

問　ある程度とは、10年間とか20年間のスパンで使え、処理委託が可能との考えなのか。10年後に拡張してくれるかとの情報を収集しながら方向を決めてほしい。

答　現在、焼却灰、ばいじんや不燃残渣の処理を群馬県草津市の処理場に委託している。県外６市町も処理を委託している。草津市は新たに85万立方メートルの施設をつくり、10年間以上使用可能と聞いている。

問　臨時保育士の賃金の問題で、14名いる。日当6,300円、これは財政上に問題がある。保育士は相当重要な職種であり臨時でよいのか。臨時の人数が多い。可能な限り改善を。

答　臨時保育士については、いろいろ指摘されている。入所者等の関係があり、正規というのは難しい面もあり、待遇面もほかとのバランスもある。

臨時保育士とはいえ、保育士の有資格者であり一般事務の臨時職員とは違う認識は持っている。財政的な制約があり、現在の状態になっている。

今後、認定こども園ができ２園体制になるまで我慢してもらう。それらを踏まえ、今年度

が最終年度である行政改革の集中改革プランの評価見直しをする中で定員管理計画が出てくるので、総合的に検討する。

問　４月から子ども手当が出ているが、９月末現在、静岡県内でも申請していないケースがあると聞いているが、南伊豆町では申請されているのか。

100歳以上の老人問題については、南伊豆町はどうなっているのか。

答　子ども手当については、南伊豆町では、すべて申請済みである。

戸籍上は100歳以上の人数は75名存在し、最高齢者は145歳である。

法務局から120歳以上で戸籍の付票に表示がないものについては、抹消するようにと連絡が来ているので提出している。

問　老人福祉の在宅高齢者食事サービス委託事業が計上されているが、現状は要望に対して100％充足をしているのか、そうではないのか。

答　要望については100％充足している。

第５款農林水産業費、第６款商工費及び関連歳入についてです。

問　銀の湯会館の喫煙室の扉ドアクローザーの取りつけとあるが、８月１日から多くの公共施設が禁煙になって喫煙室が必要なくなったときは。

全面禁煙になると禁煙室は不要になるが、後の利用は。

給湯ボイラーメンテナンスとあるが、ボイラーの使い方、銀の湯会館はかけ流しではないのか。

答　銀の湯会館敷地内は不特定多数の人の出入り施設であるため、健康増進法に基づき全面禁煙を８月１日から実施している。現在は禁煙理解の看板を敷地内を明示している。

喫煙室については銀の湯会館の職員と話し合い、取り壊し今後は有効活用を検討している。

ボイラーメンテナンスは、源泉からボイラーを通してシャワーを使っている。源泉は減温して使用している。

問　耕作放棄地については、今までヒマワリ畑、菜の花畑は草刈りを行っているが、町としてどのような対策を考えているのか。

答　現在実施している耕作放棄地対策は、農業振興会による元気な百姓まつり、町内外所有者へのダイレクトメール作戦、広報特集号、お知らせ版での広報・啓蒙、農業委員会の農地バンクへの登録の推進、定住促進による就農者をふやして耕作放棄地の減少対策。国の事業の耕作放棄地再生利用緊急対策事業、県の総合対策事業、農地法の平成21年12月の大幅改正に基づく実施など。

問　耕作放棄地があるとイノシシ等が畑等を荒らす。イノシシ対策についてはどう考えているのか。

答　補助金制度、猟友会に対して年間捕獲の委託、伊豆半島各自治体との連携対策、現在29基の箱わなを区に20基、個人に９基貸し出しているが、それらの有効利用。

問　荒廃地対策としていろいろ意見が出たが、農地の荒廃対策は最終的には、経済性とか採算性とかに行き着く。耕作をしても採算が合わないと放棄につながる。荒廃地に対する補助金的なものを考えていく必要があるのではないのか。例えば１反歩幾らの基準をつくって。

答　耕作放棄地がふえている原因は、経済的な面、高齢化による労働力不足等があると考える。耕作放棄地をふやさないためには、専門的な分野の方を含め検討するのが急務と思う。それらを念頭に置く。

問　まちづくりの観点から単なる遊休地、耕作放棄地対策だけでなく、地域の中で一定の食糧自給をしていく。経済性はもちろん、市場経済の中で行える観点が必要で、南伊豆町内の米の消費予測は２億円である。全部は賄えないがある程度の割合を市場経済の中に落とす。課題は何かといえば、農協や経済連もやっていないがライスセンター（米の乾燥、精米、低音貯蔵庫）があれば生産に励みが出ると思う。

特に水田の場合は、用水路の管理をしないと回復するには莫大な労力が必要となる。また、若い移住者で多い人は10町歩ぐらいつくっている。ライスセンターや耕作に対する援助はまちづくりの観点から必要ではないか。

答　国では農家の戸別補償ということが進められているが、南伊豆町では該当農家がない。規模的に小さい農家を救済していくことを考え、先祖伝来の土地が荒れ放題では残念である。農業委員会や関係団体の知恵を拝借して取り組む。

国の事業で耕作放棄地再生利用緊急対策事業、県にも総合対策事業があり、国が２分の１、県が４分の１、町でもこれを平成22年度から４分の１助成しようとしている。荒廃農地を再生するために刈り払い、伐根、耕運や整地等が対象となる。これらを有効活用していきたい。

農業用施設等の管理は土地改良事業費や条例に基づいて進めている。

ライスセンター等の基盤整備は農業振興会等と協議する。

問　国の統計では、昨年度72万人が離農した。農業従事者の大半が65歳以上で、10年経過したらどうなるのか。しかも、肉体労働で、日も当たっていない。食料確保のときに輸入に頼るとなると国の先が見えてくる。日本の国家のあり方は憂うべき状態で、国家の危機である。食料確保は主要国では国是としているのが国の姿である。地域内のことであっても、食

料自給に関する位置づけを守り、小さい単位では身の丈に合って食料自給を確保できる。同時に将来にわたり農地を守る観点と地域のまちづくりの位置づけが必要ではないか。

答　農業は産業分野の中でも、１次産業、農林水産とトップに上がってくるのが農業で、南伊豆町も第１次産業は70％を占め農業が盛んなころは、米などで農地の維持・管理をしてきたが、時代の流れの中で現在の状態になった。農地を守る観点から、食料自給率、町で消費する米、そういった面からもしっかりと将来を見据えながら国の動向を見きわめて進めていく。

問　イノシシの箱わなは、借りたいと思っても２年から３年間も返されていないこともあるようだが、借りたいときに借りることができるのか。管理体制はどのようになっているのか。

県単独農業対策整備調査費負担金100万円が支出されているがこの調査内容は。

銀の湯会館の清掃委託費の内容は、毎月の館内清掃を委託しているのか、集中的なのか。

答　イノシシのおりの管理は、20基が区に貸し出され区長で申し込みを受け付けている。どのような使われ方がなされているか調査して迷惑をかけないようにしたい。

県単独農業対策整備調査費負担金100万円は伊浜の防潮堤の護岸の老朽箇所の測量・調査で県の海岸保全事業で工事は県でする。

銀の湯会館は水曜日が休館で、火曜日の夜抜いて、浴槽の清掃、周辺のごみ処理をシルバー人材センターに委託している。

要望　猟友会への補助金があるが、高齢で大変であるが、猟期内でも活動してもらうよう町から猟友会に働きかけてほしい。

問　一條箕作線は伊豆縦貫道のアクセス道路。有事の際、観光面、医療面や町民の一般生活道になり得るし重要道路となり得ると思うが。

答　南伊豆町一條と下田市加増野を結ぶ道路は今まで何回となく林道として協議の対象となって、議会でも要望が上がってきているが今は休止となっている。伊豆半島南部の全体的な交通アクセス、道路網を考えたとき関心を持つのが伊豆縦貫道だと思うが、あと何年かかるかわからない。伊豆縦貫道の完成前・完成後でもどのような道路整備が必要かとなるが、この問題は南伊豆町だけでなく下田市等との連携が必要となり今後取り組んでいかなければならない。アクセス道路網について念頭に入れて今後取り組む。

要望　過疎代行の吉祥成持線が終了する。一條箕作線が大変重要となる。下田市との関係があるが協議をお願いする。これも要望です。

問　特定農地利用計画に伴う測量業務委託があるが、特定農地とはどのようなことか。

答　伊豆急行から寄附を受けた吉祥体験農園である。

問　山林については耕作地ではないが放棄されている。将来困るのでは。

民有地が外国人に買収されている例があるのでは。その場合の指導・対策は。

外国人所有についての税金徴収は。

外国人の山林所有と管理放棄についての対策は。

答　森林法第５条において個人の土地ですと手入れすべきであるとしか言えない。県・国と調整して対策をしていく。平成21年度に15件で約8,140万円の森林整備を行っている。

外国人所有の山林はどうかということだが、山林の免税点が30万円以下なので大分所有していないと、山林でも外国人に課税されている物件はないと思う。外国人で滞納している者はいない。外国人が出国するときは納税していく義務があると聞いている。外国人の所有については再度調査をしたい。

問　納税義務、管理義務もあるという、所有が今後出てくる可能性がある。対策をしっかりやらないと、町内の土地が荒らされてしまう。また外国人所有がある場合、一條加増野線を開発するときに開発できない可能性も出てくる。

答　この問題は、先日テレビで放映されていた。国も対策を打つのではないか。国等の動向を見ながら対応する。

問　農地の問題は、まちづくりの観点にしっかりと位置づけすべきである。現在の経済状態、産業やまちづくりの問題、産業誘致では、30年間に１社しか進出していない。依然としてまちづくりの課題は、地域、所得や就労の壁がつきまとっている。その答えというのは、地域内で食住の自給性。

自給性というのは、その地域を生かす山を生かすこと、職の問題では首都圏とか大都市にも発信できる。観光地なので観光客にも提供する。循環経済をつくることで、地域の魅力、雇用、そして収入・所得を確保することを結びつけ、過疎計画の取り組みと結び、それぞれの担当部署を含めて縦と横のつながりをもって、進めるべきである。

答　委員会で議決をいただいた過疎計画にも一般的な表現であるが、農業、農地や山林も入っている。具体化するのはそれぞれの事業であるが、１年から２年経過すると状況も変わる。それを踏まえて議会に予算を諮りながら総合計画、過疎計画に沿った事業展開を進めていくことになる。

問　世界遺産に登録された島根県の石見銀山は、この町出身の生活文化研究所の主人が地

域伝来の住宅やものを生かして群言堂という店舗をつくり発信している。そのようなものが積み重なり、石見銀山の再発見と世界遺産登録につながって雇用も創出している。小さな糸口を見つけるためにも外に出て勉強・研修し、自覚的なまちづくりを考えたとき、漠然としたものではなく焦点を定めて誘客・固定客を獲得する取り組みが求められているのではないか。

答　石見銀山はかつての廃坑をそれぞれの施設を結びつけて世界遺産として登録した。さまざまな印象を受けたが、私たちが気づいていないものが観光資源となっている。割と見過ごしているものであっても取り上げる。そういうような姿勢で臨む。

観光交流館は２億円を投資した。昨年は8,700万、ことしが１億3,000万円で合計２億2,500万円以上を売り上げて投資額を上回っている。当初は生産者33名であったが、平成22年８月31日現在500名を超えている。これは、自給率のアップ、耕作放棄地対策や改正農地法の先取りと考えている。交流館の来客数は、オープン時の平成20年２カ月で７万5,675人、平成21年度は約20万9,000人が訪れて観光の核となっている。今後は立ち上がっている食事どころや加工所の建設で、１次産業から３次産業の連携を進める。食事どころは道の駅のグレードアップや機能向上につながり建設業界にも波及し、地元の食材の使用で農林水産物の生産やブランド品づくりにつながり、雇用も生まれる。南伊豆分校との連携については生徒の実習など教育の貢献も考えられ、ブランド品づくりでまちづくりにつなげる。

研修等については、目まぐるしい社会情勢が変化していく中で柔軟に対応するため、研修、研究会等を活用して対応する。

提案　南伊豆町にも日詰遺跡のような歴史遺産も存在する。それらに光を当てて、誇りを持って発信すれば地域の人々の生きる営みを助けることになる。庁舎建設を行いホールをつくり、東京大学農学部樹芸研究所と連携してそれを活用してセミナーの開催、それを通じて下賀茂商店街を交流の場として活用し、事業を興す若い人たちに刺激を与えることを進める。

問　６大都市で商売している方が、伊豆半島にも光ケーブルが設置されていればここに本拠地を移して商売等の面で活用できるということを耳にする。その対策はどのようになっているのか。

答　現在、業務用の光ケーブルはＮＴＴ、東京電力が設置済みであるが、民生用は町内には設置されていない。そのため過疎計画にも通信基盤の整備ということで記載し、県の町村会等に町長名で助成を要望してある。国も本年５月に「光の道構想」の実現に向けての報告書、その中に国の通信戦略等にも光ファイバー設置がうたわれている。都市部では光ファイ

バーが当然との認識である。光ファイバーが張りめぐらされていれば、産業面ばかりでなく、福祉・医療等さまざまなものに活用できる。維持することは財政的にも大変だが、活性化の一つとして実現をしていきたい。

要望　半島振興、医療や産業の面等さまざまな面からも大きな企業誘致は難しいので、大都市の人々が南伊豆町で商売ができるように窓口をあけて、将来南伊豆町の活性化のため、今後、若者がまちを興すわけなので、県・国へ議会も努力するが行政からも強く要望するようお願いする。

問　商工振興事業費の緊急雇用創出事業委託料はどのようなものか。

経済支援対策事業補助金、これは昨年の15％プレミアム商品券と思うが、昨年やって、こととしはやらないのか。町内店舗からの購買は10％しかない。町内の方が町内で買い物をするのが町内経済の活性化になる。ある市では、地元の商店でしか使えない商品券を発行したとのことも聞いた。大型店では使えない、地元商店のみで使える。半分は大型店であるいは半分は地元商店でしか使えないという商品券を発行した市があると聞いた。それをやれば大型店に流れるばかりでなく地元商店に流れるような方策は考えられないか。

答　緊急雇用創出事業委託料は、草刈りが差田グラウンド、吉祥の農地、山ツツジ、町道12路線や南伊豆歩道である。

経済支援対策事業補助金は商工会の3,000万円事業に15％、450万円をつけた事業である。売り上げ店舗構成については、第１弾は21年の３月から７月の５カ月間で、店舗売り上げ構成は、大型店40％、一般小売店46.8％、ガソリンスタンド13.2％となり、地元消費は60％である。第２弾は大型店54.7％、一般小売店33.1％、ガソリンスタンド12.2％になり、地元商店で46％近い消費があり、内需拡大、景気浮揚の目的が図られた。

地元商店に還元する、地元商店のみで使用可能な商品券については調査したいと考えている。

問　森林吸収源対策緊急整備事業委託料51万3,450円とは何か。吸収源対策の意味は。

銀の湯会館の改装工事費1,372万1,400円の内容は。

入間集落排水施設管理料324万1,090円については、入間漁業集落排水は相当老朽化している。今後どう考え、その対策は。

答　森林吸収源対策緊急整備事業委託料は、吉祥の町有林を2.08ヘクタール間伐した。国の100％事業である。吸収源はCO_2の関係で京都議定書に基づくものである。

内容は、ろ剤交換と洗管である。交付金事業でリニューアルを実施。フロアカーペットの

取りかえ、壁の修繕、ミストサウナの改装などである。

入間漁業排水は一般会計で設置した。昭和63年度に供用を開始して現在に至っている。平成13年度にリフォーム事業で改修し、今のところ順調に稼働している。

問　平成13年度のリフォーム事業であとどのくらいの耐用年数か。

答　機器電気装置ですと10年くらいが目安となる。

問　10年というと平成27年ということになるが、大分老朽化しているので、対策を立てなければいけないのでは。地元とその対策を話し合う時期ではないか。

答　今後、地元区長と協議しながら、積立金等を検討していきたい。

第７款土木費、第10款災害復旧費及びその関連歳入です。

問　都市計画基礎調査委託料194万2,500円の内容は。

答　南伊豆町は約80％が都市計画区域に指定されている。都市計画の見直しが５年くらいを目安に行われる。今回、計画見直しに必要な建物の用途別現況や建物の現在面積調査である。

問　都市計画の見直しはわかったが、都市計画の適用を受けるには、農地が何％とか、農用地がどれだけとかの制限があると昔聞いたが、それは事実か。

地震後、適用となった理由は。

答　農地と都市計画は、関係ない。

中木地区が地震被害に遭い、それの区画整理事業で都市計画区域を設定した。

問　都市計画区域を設定するとき、農振地域を外し過ぎると都市計画の対応はできないと聞いたが、今、手石の和田原は荒廃とは言わないが農地が農地でない状態である。都市計画を考えたとき和田原を区画整理すべき土地ではないか。和田原は農振地域に入っている。都市計画の中に隘路はあるのか。

答　都市計画と農振地域とは関係ない。和田原の区画整理ができないのは、農振地域が起因と思う。

問　和田原の農振地域の除外は、非常に難しいわけだが、過去に県議と農林水産課と県へ要望したことがあるが、農業用地として利用していくには困難な土地になっているし、区画整理事業を考えていくべきではないか。除外等の方向を念頭に動いてほしい。

答　この農振地域は過去に緩和すべきとの話があった。そのまま立ち消えになっている。現状を見たとき、農地があることがよいのか考えなければならない。国・県との協議は必要になるがそのような方向で考えていきたい。

問　公道には国道、県道、町道や区道、いろいろあるが、国道、県道はともかく町道はそれらの利用制限、１トン以上の車は通行してはいけないとか、このような理由で通行できないとかはどのような条例で制限があるか聞きたい。

答　町道において、通行規制を行っているところはない。通行規制は行っていないが、道路復員や狭い場所はおのずと通行できる車が限られると思う。

問　ここは幅員から、何トン以上の車は入らないような道路は、通行する人、利用する人の判断でわかるが、奥で仕事をしたりしたとき道路が陥没したときとか、路肩が傷んだ場合、全額負担して修理をしなければならないのか。その辺の規制・制限はどうなのか。

答　町道なので規制はしない。どのような通行をしてもよい。ただ、工事とかで町道を通行して道路の一部を壊したとか、舗装がはげたとかに関しては事業者と協議して、ある程度の負担はお願いしたい。

問　それらの規制が条例を含めどのようになっているのか。条例などできちんと決めがないのに傷んだ道路を修理するのは理解が得られない。それらを文書化したらどうか。

答　個々のケースでかなり難しいと思う。利用者等がいた場合は話し合いで決めていきたい。

要望　特に農道などは森林整備や個人の山の整備、そのような場合には、県等で町の姿勢がそうなので事業を控えるようなことに発展してくると困る。それらを考慮しながら受益者、業者と話し合い、不安のないように考えてほしい。

問　成持吉祥線の舗装工事1,491万、平成21年度で完了したが杉山工務店の先で舗装工事完了後、２回ほど舗装面に穴があいて補修したが、原因はいろいろあろうが、できたばかりで通行する住民には不信感がある。原因は。

橋梁点検業務委託で30橋、まだ残っているのか。点検結果で悪いところがあったのか。

小沢川測量設計委託料として、70万3,500円、工事請負費で小沢川河川改修工事費277万6,200円あるが、工事費の割に測量設計委託料が大きいがその理由を。それから大分設計委託が多いが土木積算システムを借りているが、それをフルに使えば委託料が少なくなるのでは。

答　町道成持吉祥線ですが、年度当初３月の雨量が多かったため、路盤に水が浸透して影響したと考えている。瑕疵担保期間であったので、業者の手直しで町の負担なしで修復した。

橋梁点検業務委託は15メートル以上の30橋について国の補助を受けて点検業務を行った。来年度から長寿命化計画を立て、長持ちさせる計画を考えている。

小沢川はスーパー青市から下田方面への旧道を右へ入ってフジエ板金の道路沿いを流れている。計画は全体延長100メートル。それの設計委託で平成21年度は、下流部分の東配工の駐車場と田保付近を３面張りで19メートル施工した。

職員には技術系の職員が２人と少なく、現場に行って測量するのが難しくなっている。数年の計画があるものの、用地測量の場合は委託をかけざるを得ない。

土木積算システムの活用ですが、あくまでも設計書をつくるシステムなので、図面等はフル稼働で作成しているので理解してほしい。

問　橋梁点検を来年度からやると言ったが、調査した橋梁で危険な橋梁はないのか。延命で順次工事を施工すればいいのか。

答　橋梁延長15メートル以上で青野川にかかる大きな橋なので、現在危険な橋はない。長く使うために計画を立てるとのことである。

問　わがやの専門家診断事業委託料、木造住宅耐震補強助成事業費補助金、木造住宅補強計画策定事業費補助金とあるが、どのくらいあって今後も続けていくのか。

答　県のＴＯＵＫＡＩ－０に基づく事業で補助金対象である。わがやの専門家診断事業委託料は５棟、木造住宅補強計画策定事業費補助金、木造住宅耐震補強助成事業費補助金はともに２棟、65歳以上の高齢者ですと割り増しがあり、一般家庭だと30万円、65歳以上ですと50万円で、２棟で合計80万円である。

以上で一般会計の委員長報告を終わります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

ほかに質疑はありませんか。

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

横嶋議員。

○１１番（横嶋隆二君）　平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論を行います。

まず、長い質疑が要約されており、適切に作成されていると思います。

討論の中身ですけれども、平成21年度は、昨年の９月議会で合併協議会が解散になったということで、これがひいては南伊豆町を守った歴史に残るべき年度であって、そういう上で、

決算の委員会で合併協議についての議論を行いました。今の報告でも　　されまして、議論の中でいわゆる財政の問題に対して、当時、平成16年の三位一体改革で交付税を減額、税源移譲もままならない中で全国で予算が組めない市町があって、合併の方向に進まざるを得ないとか財政基盤を強化せざるを得ないという論調が確かにあったと。

そういう中で、鈴木町政になってから財政計画を立てて町政の運営を進めてきたと。予測しがたい事態があっても、長い目で見ると財政運営が町政のもとになる。そして、地方の財政規模の弱い声を町村会等を通じて訴えてきた。それが中央に届いた。これは昨年の総選挙での政権交代にもかかっている。そして、これが地方を守る大変化したという点にもつながっていますが、町の財政計画を立てて進めてきた中で主張したことは大きな誤差がなかったという答弁がされました。

さらに、国の政権によって小さい自治体は左右されざるを得ないが、地域の産業を育成することで、小さな町でも持続性を維持できる方策は残されていると認識している、このように答弁されたことは非常に高く評価すべきであります。

今後、現在100兆円近い国家予算の中で、税収を上回る国債発行の中で、今後の依存財源である交付税に頼る町としては、この国政を注視しながら、どのような事態になろうと町の財政運営ができるように予測を立てながら行っていって、そういう姿勢を持ちながら、交付税の持つ意義についても財源調整機能、所得の再配機能を位置づけて、不公平の是正という、その機能が交付税に求められていると。そうしたことを町村会を通じて対応していくと、主張していくということであると思います。

同時に、国の動向を注視しながら財政調整基金を休むことなく積み増す姿勢で、一朝有事に対応するという、一歩一歩着実に足元をかためて、いろんなことがあっても動じないで町を守っていく姿勢が明らかというか、なりました。

結果として、この21年度には財政調整基金が８億まで積み立てられました。鈴木町政の前の６年間、その前の鈴木町長が助役であったときに、町の財政調整基金と全部の積立金が町政のうちの最高額になりました。

それから今日まで推移していく中で、いろんな紆余曲折をへながら、この今私が議論を紹介した姿勢が鈴木町政で堅持をされて、さらに合併問題の荒波を乗り越えて町を守った。このことはしっかりと記憶をして評価をしながら、今後のまちづくりに生かしていくべきだというふうに思います。

もろもろそのほかの産業分野の問題や学校の問題は、こうした姿勢が町民にも反映して、

観光交流館の問題には、県下の下田のベイステージを初めとした各施設がべらぼうな財政投資にもかかわらず運営が赤字という事態の中で、今、観光交流館は県下の中では最少の投資で、しかも町民の生産が２年でその上物の投資額を上回るという、そういう町民の力を引き出していることは特筆されるべきであると思います。

こうした点が財政問題で議論をした地域の産業を育成することで小さな町でも持続性を維持できる方策が残されていると認識している、このことを考え方等に据えて証明をして目指す。今後も今の国政の中で小さい自治体の紆余曲折があろうと思いますが、私は今議会の決算委員会での議論、そして先ほどの過疎自立促進計画もそうですけれども、こうした計画を踏まえて、まちづくりが町民の幸せに結びついて明るく花開いていくことを確信をして、平成21年度一般会計の決算に当たっての賛成討論とさせていただきます。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第64号　平成21年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第64号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第６５号～議第６８号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第65号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第67号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第68号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　それでは、一般会計と同様に委員会報告をさせていただきます。

平成22年９月30日。

南伊豆町議会議長、漆田修様。

予算決算常任委員会委員長、谷正。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成21年度特別会計歳入決算については審査結果の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議第65号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第66号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第67号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第68号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成22年９月14日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後１時28分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局の職員、町長以下、記載のとおりです。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

１、議第65号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第67号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第68号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これの委員会報告を４議案一括して質疑等について報告申し上げます。

同じように、問、答という形で順次読み上げさせていただきます。

問　国民健康保険税で収入未済額が１億1,975万9,196円、そして不納欠損額が139万2,400円あるが、これの内容を差し支えない範囲で結構であるのでそれらの理由は。収入未済額が

収入済額３億3,260万4,654円の３分の１になる。これでは、将来やっていけなくなる。

答　不納欠損処分の理由は、５年計画の時効分である。

問　不納はわかるがその理由を聞きたい。約１億2,000万の収入未済額があるが、収入済額３億3,000万の３分の１が収入未済額である。それでは運営できなくなる。不納欠損の理由を聞きたい。まじめに払っている人もいる。

答　国民健康保険税はその世帯に対しての個人の所得に対して国民健康保険税の負担が大きいと感ずる。税務上は差し押さえ等を実施していかなければならないが、世帯の状況を見るとできない状況であるのが現状である。徴収率が落ちているので、税法どおり差し押さえも考えている。

問　所得に対して負担額が大きいとの説明があったが、それをどのように見直していくのか。負担し切れないと無理な形になってくる。無理に課税してもしようがないのではないか。

答　課税の問題は、75歳以上は老人保健医療制度で旧法実施していたが、平成20年度から改正となり、75歳以上は後期高齢者医療制度という別の保険制度に加入することになった。それにより比較的納税意識の高い世代の75歳以上の高齢者が抜けて全国的にかなり影響を受けた。収納率についても94％から97％あったものが、91％台に下がってきている。１世帯当たりの調定額、１人当たりの調定額を見ると県内でも下位から４番目から５番目である。

所得の高いのは都市部で町村は低くなっている。低いということで、厚く狭くということになり過重な負担となる階層も出てくる。解消するには今まで限度額オーバーで切られた部分を限度額の引き上げによって税収を確保する。そして何年に一度か税率改正がないと保険財政がもたない。６月議会で低所得者に対する軽減措置で均等割、平等割を６割軽減、４割軽減だったのを制度の改正があり、７割軽減、５割軽減、２割軽減と軽減額を引き上げた。これにより調定額が若干でも下がり、特別会計としての収入も下がるが、保険基盤安定制度により減額額の４分の３は国と県が負担する。被保険者から徴収するものを国・県の制度を利用して下げるようにした。

要望　健康福祉課、町民課とも苦労しているのは重々承知している。しかし、少しでも不納欠損額や未収額を少なくするよう南伊豆町独自で考えて、一歩踏み込んだ集金方法等を洗いなおすことを要望する。これは要望です。

問　国民健康保険特別会計に昨年は特別の問題があったが、一般会計からの繰入金についてことしの予想を伺いたい。

答　本年度は医療制度改正により財政支援目的の一般会計からの繰り入れは行わなくて済

む予定である。

問　国民健康保険制度については、町村会等を通じて意見を上げたとのことであるが、旧制度のときから国の負担率を減らしたことが一番の困窮の原因である。国民の負担の度合が一挙に高まった。制度改正についてどのような議論がなされているのか。県の町村会や全国町村会を通じて国民健康保険の抜本的な見直しをすべきと意見を上げていくべきであると考えるが。

医薬品の関係で、ジェネリック医薬品の普及については先日テレビで自治体から医者、医療機関に啓発をしているのを放映していたがそれに関しての見解は。

答　国民健康保険の負担の問題は、確かに制度的な面もあるか今までも議論されてきたが、保険者の市町村単位から県単位にとの問題が取りざたされている。国民健康保険制度、後期高齢者制度もそうだが、いろいろやった結果、問題が出て国のレベルで検討はなされているが詳細は把握していない。今の制度のもとで徴収率を上げることに専念する。

ジェネリック医薬品については一昨年レセプトに関する処方せんの様式が改正になり、今までジェネリック医薬品でよい場合には、処方せんに医師のサインをするからだめの場合にはサインをすることに様式が改正された。

ジェネリック医薬品の啓発については、静岡県の薬事課が音頭をとり、現在県医師会、薬剤師会と調整を進めている。調整が進めば保険証サイズのカードとかジェネリック医薬品を気兼ねなく利用できるようなものを国保連合会と共同して作成し、10月１日の保険証の更新にあわせてチラシを作成・同封し、または独自でパンフレットを作成して啓発していく予定である。

要望　国民は毎年医療費が上がることに対して非常に大きな責任を持たされ、自己責任のような感覚を押しつけられている。国民、住民の声を強く反映してほしい。健康な生き方を全うする予防医療は別個に定め、高齢者が多い南伊豆町では肺炎球菌に対していち早く取り組んできた。担当の努力が報われるよう上に対して強く言っていただきたい。これも要望です。

問　国民健康保険の対象者は同時に国民年金の対象者である。国民保健保険税の未納者は国民年金も未納ではないか。徴収に行ったとき国民年金の未納者に免除の仕方、国民年金の年数、20年とか25年の加算をされることがあると思うので、徴収に回ったとき指導、助言等の可能性はあるのか。

答　国民年金については社会保険庁、今の厚生年金機構から青色の紙でこれだけ未納です

との通知を送付しているので、本人は確認していると思う。

町でも免除期間の申請は代行として受付は行っている。

要望　国民年金保険税と国民年金はほとんど同一と考えられるので、徴収時にアドバイスを考えてほしい。

問　後期高齢者医療保険については、年金から天引きと聞いているが、未済額が10万8,700円記載されているが、年金に入っていないものの未済なのか。

答　徴収方法は年金からの特別徴収、納付書による普通徴収がある。年金額が18万円以上で介護保険料と合算した額が年金の２分の１以上を上回らないことが定義づけられているため、普通徴収が出てくる。75歳の誕生日から該当するので、年の途中の誕生日の該当者は普通徴収となり、翌年から特別徴収になる。

以上で、議第65号、66号、67号、68号の委員会報告を終わります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　国民健康保険と老人健康保健に対しては賛成の討論を行います。これは国民健康保険が制度の問題もありながらも、非常に努力しているということであります。

介護保険と後期高齢者医療制度、議第67号、議第68号については反対ですが、介護保険の問題にしても、現場担当者の取り組みは評価しながら、これ、制度でいわゆる介護保険の場合は認定の引き下げがされている、そういう実態は、反対するにしても上に対して意見を出してほしいということ。また、後期高齢者医療制度は高齢者を差別するものとして制度の廃止を求めている点で、反対の意見であります。

国民健康保険税についての討論で、さきの委員会報告でも出されましたが、昨年度に非常に事態が大変だったときに一般会計から応急措置をして、負担が上がらないということにしていただきました。その後、それらも含めて国保連合会に上がった声を国側が医療制度の改正という若干の診療報酬にかえて行ったということで、今年度は何かそういう事態を免れているんですが、南伊豆町がいろいろ大変な中でも１人当たりの調定額が県内で下から４番目、５番目というのは、本当に現場の努力がこれに反映していると。それと、いわゆる執行者の

決断が反映しているというふうに思うんです。もう一声頑張ってくれという思いもありますが、国が国保制度に対する抜本的なてこ入れ、財源を入れるというそのことをしっかりやらせていくことをぜひ見守って主張していただきたいと。

国保制度の改正に関しては、いわゆる市町村単位から県単位という議論が出ています。しかしながら、いわゆる今の国の負担率を減らしたままそれをやった場合にどうなるかというと、大体、今国保の黒字・赤字化の比率は、都市部のほうが赤字が多いですね。県単位に移管するとなった場合に、その赤字負担が黒字の市町を巻き込んで流すような形になりかねない、そういう状態もはらんでいるということで、国保の抜本的改正に関しては国保財政に対する国の負担率を上げるということ、このことをぜひ町村会を通じて強く声を上げていただきいたいというふうに思います。

それから、予防医療の問題とジェネリック薬品の問題でも対応進んでいるということで、これには担当のほうの部署の努力を期待をしながら、国民皆保険に対しての制度は本当に安心して住民が生活できる、そういうようになることを期待して討論としたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者はありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第65号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第65号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第66号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第66号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第67号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　賛成多数です。

よって、議第67号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第68号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　賛成多数です。

よって、議第68号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここで、25分まで休憩をいたします。

休憩　午前１１時１８分

再開　午前１１時２４分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◎議第６９号～議第７２号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第69号　平成21年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第70号　平成21年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第71号　平成21年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第72号　平成21年度南伊豆町土地取得会計特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　議第69号、議第70号、議第71号、議第72号の委員会報告を行いますが、開催日、会議時間、委員会の出席状況、説明のために出席した町当局の職員については先ほど報告したのと同じなものですから、省略させていただきます。

議第69号　平成21年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第70号　平成21年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第71号　平成21年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第72号　平成21年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑また意見要望等でございますが、議第69号から議第72号までの特別会計については、特に委員からの質疑及び要望意見等はございませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第69号　平成21年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第69号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第70号　平成21年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第70号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第71号　平成21年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第71号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第72号　平成21年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第72号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第７３号～議第７６号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第73号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第74号　平成21年度南伊豆町小浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第76号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　議第73号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第74号　平成21年度南伊豆町小浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会

計歳入歳出決算認定について、議第76号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括報告させていただきます。

議第73号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第74号　平成21年度南伊豆町小浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第75号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第76号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

開催月日、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した当局職員は先ほどと同様でありますので、省略させていただきます。

審議中にあった質疑または意見要望事項等でございますが、議第73号から議第76号までを一括審議したものですから、この４号につきまして一括で報告させていただきます。

同様に、問、答という形でご報告いたします。

問　下賀茂地区で下水道工事を施工しているが、湊地区が最初で、湊地区でも加入されていない方がいると思うが、これまでの５年間は特例等で加入促進について優遇措置があったが、これからはなくなるのではないか。そうした場合、加入促進について湊地区等についてどのような加入促進をするのか。

答　優遇措置は利子補給のことと思うが、それらを知っている職員ならばその場で対応できるので、昨年度は上下水道職員で対応した。その理由は、加入促進に行って説明を求められた場合、すぐ答えられるよう対応するため、前年は役場職員の中で２人体制で促進していた。

加入率だが、南伊豆町の加入率は県下の中でも悪く、率としては最下位のほうである。９月１日現在で、湊地区67％、手石地区42.5％、下賀茂地区9.3％、平均で50.8％であり、県下ですと八十数％である。

要望　小浦漁業集落排水事業、中木漁業集落排水事業、妻良漁業集落排水事業、入間もあるが、公共下水道は加入率平均五十数％の答弁があった。入間、小浦、中木や妻良も各地区施設の管理は各地でやっているが、やはりどこの区も高齢化になって大変との声を聞く。以前から言っているが、これら同じ下水道なので、南伊豆町の下水道の加入率を上げる要素も

あるが、これらを一つに統合して南伊豆町の公共下水道として管理することはできないのか。

国・県とも検討し、統合できないか、なるべく地域差をなくすよう今後１年間で前向きに検討して返事を欲しい。

問　下賀茂地区で始まっている下水道工事で旅館等の大型事業所は土地利用の関係で、３次処理までの合併浄化槽を建築のときに設置している関係でなかなか積極的に承諾はもらえないと思うが、その辺の状況は。

問　ホテル南楽荘は接続可能になっているが、接続の意思はもらっていない。みなみの荘は予算化して対応するとの返事をもらっている。今年度の実施を希望している。

以上であります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第73号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第73号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第74号　平成21年度南伊豆町小浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第74号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第75号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第75号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第76号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第76号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第７７号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第77号　平成21年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　議第77号　平成21年度南伊豆町水道事業会計決算認定についての委員会報告を行います。

議第77号　平成21年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成22年９月14日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後１時28分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局の職員、町長以下、記載のとおりです。

審議中にあった質疑または意見要望等。

議第77号　平成21年度南伊豆町水道事業会計決算認定について。

先ほどの報告と同様に、問、答という形で報告させていただきます。

問　建設改良工事で、簡易水道等施設整備事業での南上簡易水道の布設がえはこれで終了ではないと思うが、市之瀬あたりで消火栓を開放したとき消火栓の役割を果たせなかったことがあったがそれらの解決は。

答　平成21年度から南上簡易水道の布設がえを実施している。簡易水道を上水道へ統合することを前提とした整備である。昨年度は、青野地内の配水池周辺が主であった。今年度は、一町作り線の峠付近まで、青野地区をおりて新青野橋付近の左右岸付近を施工する予定である。最終的には28年度市之瀬地区末端まで、同地区の消火栓が使える管径に口径を増加し、布設する予定である。その費用は一般会計からの繰り入れで実施する。

問　一般質問でも聞いたが、吉田地区の簡易水道については非常に老朽化している。吉田区長、住民と打ち合わせをして検討を。先ほど質問があったが、使用料を徴収することが可能かわからないが、水道についてもぜひ検討していただきたい。前課長からは過去に検討するとの答弁があった。

答　平成19年度に国庫補助制度の見直しがあって、平成21年度までに簡易水道を統合しないと補助金は出さないとの方針が示された。これをもって平成20年度に各地区の区長を訪問し、聞き取りを実施したが、いろいろな条件があり、主に海岸集落の町が直接管理していない簡易水道はその時点では統合することはなかった。吉田地区も同様であった。今後のことですが、施設の更新とかの多額の費用が必要なものについては、町としての補助を検討していて、新たな制度を設けてほしいと要望をしている。

以上です。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第77号　平成21年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第77号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　発議第５号　所得税法第56条の廃止を求める意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。

清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　説明につきましては、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

所得税法第56条の廃止を求める意見書。

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。

その中小業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

事業主の所得からの控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、その他の家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、家業を手伝いたくても手伝えないことが後継者不足に拍車をかけている。

税法上で、家族従業者給料を経費にすることができる制度が必要である。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としている中、大きな見直しを求める声も出ている。

よって、国においては税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、西岡武夫殿、内閣総理大臣、菅直人殿、財務大臣、野田佳彦殿、総務大臣、片山善博殿、内閣官房長官、仙石由人殿。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第５号　所得税法第56条の廃止を求める意見書は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　賛成少数です。

よって、発議第５号は可決しないことに決定しました。

◎閉会中の継続調査申出書について

○議長（漆田　修君）　日程第19、閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及び地域医療問題調査特別委員会副委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長、副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、委員長、副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（漆田　修君）　日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（漆田　修君）　本日の議事件目が終了したので、会議を閉じます。

９月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成22年９月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

閉会　午前１１時４４分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　漆　田　　修

署名議員　　清　水　清　一

署名議員　　梅　本　和　熙